

自 平成 1 3 年 3 月 8 日
至 平成 1 3 年 3 月 1 5 日

平成 1 3 年 第 2 回
階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成 13 年第 2 回 階上町議会定例会会議録

目

次

3 月 8 日（木）

○議事日程第 1 号	4
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員・欠席議員	6
○説明のための出席者	6
○職務のための出席者	7
○開会の宣言	7
○会議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○議案 34 件の一括上程及び提案理由の説明	8
○請願第 1 号	29
○陳情第 1 号・陳情第 2 号	29
○散会の宣告	30

3 月 9 日（金）

○議事日程第 2 号	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員・欠席議員	31
○説明のための出席者	31
○職務のための出席者	32
○開議の宣告	32
○議事日程の報告	32
○一般質問（山田議員）	32
○一般質問（土橋議員）	43
○一般質問（桑原議員）	54

○散会の宣告	63
--------	----

3月12日（月）

○議事日程第3号	64
○本日の会議に付した事件	65
○出席議員・欠席議員	65
○説明のための出席者	65
○職務のための出席者	66
○開議の宣告	66
○議事日程の報告	66
○議案第25件の審議	66
○散会の宣告	78

3月15日（木）

○議事日程第4号	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員・欠席議員	79
○説明のための出席者	80
○職務のための出席者	80
○開議の宣告	80
○議事日程の報告	81
○議案9件の審議	81
○請願（委員長報告）	147
○陳情（委員長報告）	147
○議会案（意見書）	148
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	149
○閉会の宣告	150
○会議録の署名	151

平成13年第2回階上町議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

平成13年 3月 8日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程及び提案理由の説明

議案第 1号 階上町職員の再任用に関する条例の制定について

議案第 2号 階上町身体障害者短期入所事業利用料徴収条例の制定について

議案第 3号 階上町公共下水道事業特別会計条例の制定について

議案第 4号 階上町公共下水道事業債償還基金条例の制定について

議案第 5号 階上町コミュニティ公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 階上町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 階上町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 階上町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 階上町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第14号 階上町教員住宅使用料条例を廃止する条例の制定について

議案第15号 階上町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 1 6 号 平成12年度階上町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 1 7 号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 8 号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 9 号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 0 号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 1 号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 2 号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 3 号 平成13年度階上町一般会計予算
- 議案第 2 4 号 平成13年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 議案第 2 5 号 平成13年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算
- 議案第 2 6 号 平成13年度階上町老人保健特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成13年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成13年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成13年度階上町介護保険特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成13年度階上町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 1 号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の一部変更契約の締結について
- 議案第 3 2 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 3 3 号 八戸市・階上町合併協議会の設置について
- 議案第 3 4 号 第三次階上町国土利用計画基本構想を定めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案一括上程及び提案理由の説明
- 日程第 4 請願第 1 号

日程第 5 陳情第1号

日程第 6 陳情第2号

出席議員（18名）

1番 高松 久美子 君
3番 山田 恵 治 君
5番 郷州 公 典 君
7番 松森 高 君
9番 畑中 弘 實 君
11番 桑原 一 夫 君
13番 阿部 敏 秋 君
15番 平戸 茂 雄 君
17番 田端 清 君

2番 石川 清 人 君
4番 土橋 信 夫 君
6番 上山 博 一 君
8番 佐京 登 君
10番 大前 典 男 君
12番 木村 勝 彦 君
14番 浜谷 豊 美 君
16番 松倉 正 美 君
18番 荒道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 正部家 佑 介 君
教 育 長 山 本 雅 教 君
企 画 課 長 浜 谷 義 勝 君
保健福祉課長 鳩 文 男 君
建 設 課 長 中 村 豊 志 君
水産商工課長 中 城 功 君
出 納 室 長 池 田 隆 君
学 務 課 長 三 上 孝 八 君
体 育 課 長 小 沢 勝 君
農業委員会事務局 長 工 藤 靖 夫 君

収 入 役 伊 藤 昭一郎 君
総 務 課 長 浜 谷 政 己 君
税 務 課 長 松 橋 隆 巳 君
農 林 課 長 高 階 繁 雄 君
町 民 課 長 上 沢 寿 勝 君
中央保育所長 桑 原 定 男 君
教 育 次 長 三 上 孝 八 君
社会教育課長 林 貢 君
給食センター所長 三 上 孝 八 君
代表監査委員 渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君

総務課長補佐 上 博 文 君

総務課 庶務係長 田 中 昇 君



開会 午前10時01分

◎開会の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成13年第2回階上町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において

14番 浜 谷 豊 美 君

15番 平 戸 茂 雄 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（荒道鶴造君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの8日間と決定いたしました。



◎議案34件の一括上程及び提案理由の説明

○議長（荒道鶴造君） 日程第3、この際議案第1号 階上町職員の再任用に関する条例の制定についてから議案第34号 第三次階上町国土利用計画基本構想を定めることについてまで、34件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 正部家佑介君。

〔町長正部家佑介君 登壇〕

○町長（正部家佑介君） 本日ここに、平成13年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席頂き、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました平成13年度予算をはじめ、各般にわたる議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町職員の再任用に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の再任用制度を整備するため、提案するものであります。

議案第2号 階上町身体障害者短期入所事業利用料徴収条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、身体障害者の短期入所事業について、所要事項を整備するため、提案する

ものであります。

議案第 3 号 階上町公共下水道事業特別会計条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町公共下水道事業の円滑な推進と経理の適正を図るため、提案するものであります。

議案第 4 号 階上町公共下水道事業償還基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町公共下水道事業の健全な運営を目的に基金を設置するため、提案するものであります。

議案第 5 号 階上町コミュニティ公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、蒼前地区の字の区域の変更及び土地の分合筆等に伴い、公の施設の位置を変更するため、提案するものであります。

議案第 6 号 階上町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、階上町職員の新たな再任用制度に関し、所要の整備等をするため、提案するものであります。

議案第 7 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町文化賞表彰審査会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、提案するものであります。

議案第 8 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、階上町職員の新たな再任用制度に関し、所要の整備等をするため、提案するものであります。

議案第 9 号 階上町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、社会教育委員の定数を改定するため、提案するものであります。

議案第 10 号 階上町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町敬老年金の額の改定、その他所要の整備を行うため、提案するものであります。

議案第 11 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、罰則規定を改正するため、提案するものであります。

議案第 12 号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、漁港法の一部改正に伴い、階上町漁港管理条例の改正が必要になったため提案するものであります。

議案第 13 号 階上町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、金山沢地区の簡易水道を八戸圏域水道企業団に移管することに伴い、同条例を廃止するため、提案するものであります。

議案第 14 号 階上町教員住宅使用料条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町立の学校に勤務する学校職員に使用させるための住宅について、車社会の発達や諸情勢の変化に伴い、使用しなくなりましたので同条例を廃止するため、提案するものであります。

議案第 15 号 階上町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、金山沢地区の簡易水道を八戸圏域水道企業団に移管することに伴い、同条例を廃止するため、提案するものであります。

議案第 16 号 平成 12 年度階上町一般会計補正予算第 6 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から 22,715,000 円を減額し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ5,965,158,000円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税5,894,000円、地方交付税23,276,000円、財産収入13,426,000円等を追加いたしましたが、ゴルフ場利用税交付金5,750,000円、国庫支出金29,113,000円、町債37,900,000円等を減額いたしましたので、増減合わせて22,715,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末における事務事業の精査による計数整理によるものが主であります。

総務費は、8,870,000円を減額いたしましたが、主なものは企画費の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金6,138,000円等であります。

民生費は、15,733,000円減額いたしましたが、主なものといたしましては、児童福祉費の特別保育事業委託料2,544,000円、保育園運営費等9,373,000円であります。

衛生費は、16,201,000円減額いたしましたが、主なものとしましては、保健事業費の委託料等3,592,000円、国民健康保険直診勘定繰出金2,701,000円、合併処理浄化槽設置補助金3,639,000円等であります。

農林水産業費は、33,989,000円を減額いたしました。

その主なものとしては、農業費の中山間地域総合整備事業費10,287,000円、林業費は、ふるさと林道緊急整備事業費40,003,000円の減額であります。水産業費は、漁業集落環境整備事業費21,604,000円を追加いたしました。

教育費は、13,394,000円減額いたしましたが、その主なものとしましては、中学校費のコンピュータ設備3,646,000円、社会教育費の町史編纂準備委員会費2,936,000円、保健体育費の給食センター費1,620,000円等であります。

災害復旧費は、18,522,000円減額いたしましたが、その主なものとしましては、河川等災害復旧費17,556,000円であります。

諸支出金は、95,703,000円を追加いたしました。

主なものとしましては、財政調整基金費15,126,000円、ふるさと創造事業基金費80,427,000円等であります。

予備費は、6,051,000円減額し、10,064,000円とするものであります。

次に、第二表 繰越明許費については、平成12年度において補助及び起債を受けたものの、完成が困難になったものについて、平成13年度へ繰越しするものであります。

第三表 地方債補正であります。事業費に変更が生じたので、限度額を補正するものであります。

議案第17号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第三号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,732,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,314,558,000円とするものであります。歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国民健康保険税に5,799,000円を追加し、基金からの繰入金を11,000,000円減額するものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

老人保健拠出金に705,000円、共同事業拠出金に639,000円、償還金及び還付加算金に1,463,000円を追加し、予備費を7,914,000円減額するものであります。

議案第18号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ591,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42,425,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

診療収入を1, 830, 000円追加し、一般会計からの繰入金を2, 701, 000円減額するものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

医業費の医薬材料費を600, 000円減額するものであります。

議案第19号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ62, 838, 000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ918, 540, 000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

補助金の確定により、支払基金交付金46, 060, 000円、国庫支出金22, 727, 000円、県支出金4, 898, 000円をそれぞれ減額し、一般会計からの繰入金4, 524, 000円を追加するものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

医療諸費を41, 789, 000円、予備費を21, 066, 000円減額するものであります。

議案第20号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ31, 610, 000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ95, 831, 000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

県支出金14, 383, 000円、繰入金486, 000円、町債16, 700, 000円をそれぞれ減額する等、増減合わせて31, 610, 000円を減額補正するものであります。

歳出につきましては、公債費等2, 419, 000円を追加いたしましたが、雨水排水路及び排水施設工事請負費30, 402, 000円、水道管移転補償費等2, 727, 000円、汚泥処理委託料等713, 000円を減額しましたので、増減合わせて31, 610, 000円を減額補正するものであります。

第二表 繰越明許費につきましては、排水管路工事費として10, 120, 000

円を平成13年度に繰越しするものであります。

第三表 債務負担行為であります、水洗便所改造等資金繰旋制度による利子補給及び金融機関への損失補償の債務負担行為であります。

第四表 地方債補正につきましては、事業費に変更が生じたので限度額を補正するものであります。

議案第21号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,036,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,044,000円とするものであります。

歳入につきましては、水道使用料720,000円を追加し、検査手数料45,000円、一般会計からの繰入金1,861,000円、水道管移設補償費1,101,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、修繕料400,000円、水道管移設工事請負費2,192,000円、予備費100,000円等をそれぞれ減額し、分水料720,000円を追加するものであります。

議案第22号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,360,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ483,650,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

補助金の確定により、支払基金交付金3,633,000円、国庫支出金1,677,000円、県支出金280,000円をそれぞれ追加し、繰入金252,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、基金積立金4,858,000円を追加するものであります。

第二表 繰越明許費につきましては、支給限度額一本化システム開発事業費840,000円を、平成13年度に繰越しするものであります。

次に、平成13年度当初予算編成に当たっての所信について、申し上げます。

我が国の経済は、これまでの各般の政策努力の結果もあって緩やかな改善を続けて

おり、企業部門を中心に自立的回復に向けた動きが徐々に強まって来ていると言われているまいりました。

国では、公需から民需への転換を円滑に行い景気を本格的な回復軌道に乗せていくことに全力をあげて取り組んでおりますが、地方財政においては地方税収入や地方交付税の原資になる国税収入が伸び悩む一方で、公債費の累増が見込まれるなど非常に厳しい財政状況にあり、町財政も自主財源である町税等も景気低迷により伸び率はあまり期待できない見込みであり、合わせて町税と並ぶ主要財源であるところの地方交付税も伸びは期待できず、更に国庫補助金も減少しているところであります。

このような状況下、地方分権一括法が施行され、今世紀はいよいよ個々の自治体の真価が問われることになります。

今後はより一層簡素で効率的な行政システムを構築し、徹底した行政改革を推進し意識改革を図り町民へのサービスの推進向上を確保するため歳出の重点化と財政体質の健全化に務めました。多様化する町民ニーズへの対応や身近な社会資本の整備の必要性等を勘案し、財源確保のため町債を起すほか光のふるさと創造事業基金、減債基金等から繰り入れて予算編成したものであります。

財政の健全化を図りながら町政の発展と豊で潤いのある町づくり「ゆめ みらい 心ときめくふるさとづくり」を理念とし、うるおいと快適な暮らしをつくるはしかみ21プランの実現に向け努力していく所存であります。

これらのことを念頭に置き、当面する諸問題に全力を傾け町政運営に取り組むつもりであります。

まず快適で安心して暮らせるまちづくりであります。総合的な土地利用を図るため第三次町国土利用計画案を策定し、今定例会に提案し町土の保全と有効利用を図ることとしております。

次に、地域住民の生活と産業など地域環境整備として野沢法師窪線の幹線道路整備更には集落内道路整備を計画的に推進していく考えであります。

その他、広域交流を支える国道45号の四車線化の要望や、八戸久慈自動車道八戸南道路の早期完成、名川階上線の整備促進、八戸大野線田代地区のバイパス化の整備促進を強く関係機関に要望してまいります。

上下水道の整備については、大蛇地区漁業集落排水事業も今年度からいよいよ供用開始となり、文化的で衛生的な生活環境が営まれることとなります。

また、蒼前地区の人口密集地域を中心に今年度も引き続き実施設計を実施し、今年度から特別会計を起しその実現に向け事業の推進を積極的に進めてまいります。

他の地域については、合併浄化槽等で対処するとともに新たに下水道整備の在り方について関係部署において連絡調整しながら取り組んで参りたいと考えております。

ゴミ、し尿処理につきましては、ゴミの減量化、分別収集の徹底、再資源化等を町民や企業にも理解認識いただくとともに、更なる啓蒙普及に努め合理的な処理体系を構築し、循環型地域社会型を築いていく方策を広域的に検討する必要があります。

災害の予防については、町民の防災意識の高揚と地域連帯に基づく防災整備を図るため、今年度町防災計画書を策定することとなっております。

更に、交通安全対策として交通安全運動や交通安全教育を強化して交通安全の町づくりを目指します。

また、防犯灯の整備を毎年計画的に推進しているところであります。

活力あふれる21世紀の産業づくりであります。食料、農業、農村基本法の抜本的な改革により、新たな農業振興施策が展開をされておりますが、農家戸数、農業就業人口の減少、高齢化、後継者難などにより農業経営は厳しいものがあります。

農業農村の持つ多面的機能を維持しながら、農業経営意欲の高い認定農業者の育成が課題であります。

関係機関と密接な連携により本町独自の農業振興を図り、本町の基幹産業である農業を積極的に支援するとともに、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、多面的機能を確保するための直接支払を推進する考えであります。

基盤整備については、世増ダムの早期完成と中山間地域総合整備事業による集落道農村公園の整備、交流施設の整備、更には公共牧場事業を実施し、公共牧場の有効利用を図ってまいります。

次に、林業については国土保全、景観保全の観点からも、その役割は大変重要なこととあります。

町の木である「けやき」造林の計画的推進を図りながら、環境緑化事業の推進を図

ってまいります。

林道整備については、土折・寺下間広域基幹林道の早期完成と、石倉ふるさと林道等を整備推進いたします。

階上岳整備は、県南の観光拠点として広域的な位置付けにより計画的にその整備を図っているところであります。

水産振興は、今後とも「つくり育てる漁業」を目指し、ウニ、アワビ、アブラメの放流事業を実施し生産性の向上を図るとともに小舟渡漁港修築事業を実施いたします

観光事業としては、県の文化観光立県宣言を契機として本町のウニを素材とした郷土料理がお客さまに定着してまいりました。

今後とも、さらにホームページ等を利用し、広く観光ピーアールを積極的に推進していく考えであります。

更には、東北新幹線八戸駅開業を間近に控えるなかで、本町の山と海の特性を生かした「いちご煮祭」「臥牛山祭」を通して広く県内外に情報を発信し、都会との交流を深めることにより、より観光振興を図り地域活性化につなげていく考えであります

ともに生き、支えあう福祉のまちづくりにつきましては、健康は自分たちで守り育てるものを合言葉に町民ひとりひとりの取り組みを促進するとともに、高齢化少子化障害のある方に対応した事業を展開します。

特に、予防を中心とした検診事業による病気の早期発見や事後体制の強化、保健医療福祉の連携をさらに強化し、保健婦活動に力を入れていくこととしております。

福祉の充実であります、急速に高齢化が進み、21世紀前半には超高齢化社会が到来します。

昨年から社会全体で介護する介護保険事業が、今年度本格的に実施となります。生活弱者に十分配慮し事業がスムーズに対応できるよう全力を挙げて取り組みます。

また、福祉に関する諸事業を展開し、ゆとりある生活が実現すべき本町の重点施策の一環として、積極的に推進していきたくつもりでおります。

また、福祉計画、介護保険事業計画に基づき介護サービスの提供に努めるとともに在宅福祉、地域福祉の中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援していく考えであります。

児童福祉につきましては、特別保育事業による時間延長保育、休日保育事業、世代間交流、また、子育て支援事業等を実施し、子育てを積極的に支援し施設整備も合わせ、保育ニーズの多様化に対処する考えであります。

未来を担う人づくりについては、「町づくりは人づくり」を基本に重要施策として推進してまいりました。

社会に貢献できる人材育成のため、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かでたくましい児童生徒を育成するため、わが町の風土に根ざした教育の推進と国際理解教育、情報教育、環境教育など社会情勢の変化に対応した教育環境づくりに努めて参ります

小学校におけるコンピュータ設置事業、環境施設整備の実施を始めとし、引き続き小学生国内研修、更には今年度から新たにアメリカへの中学生派遣事業、そして語学の向上を図るため語学指導外国青年招致事業を継続実施します。

特に、教育基本法など教育改革が叫ばれているなか、わが町におきましては施設面は充実いたしました。これからは学校、地域、家庭が一体となり、それぞれの分野で自己教育力の向上が求められております。

互いに連携をとり青少年の健全育成に努めていく考えであります。

生涯学習は、生まれたときから老後まで学習が必要と言われており、町民の学習意欲も高まり、更には様々な分野で質の高い学習機会が求められております。

昨年度から総合メニュー化を実施し、学び合う仲間づくり、更には選択コース等によりその成果は着実に前進をしてきております。

国のIT戦略により、今年度は20歳以上の成人を対象としたコンピュータ講習会等を開催する計画をしております。

また、町づくりの中核となる後継者が定着するように「幸せの黄色いハンカチ」事業も年々その成果も出てきており、本年度も引き続き若者が交流できる機会をつくって行きたいと考えているところであります。

文化の振興につきましては、昨年、待望の町文化協会が設立され、今後はその活動を支援してまいります。

町内には数多くの史跡や文化財などが残されており、伝統行事や郷土芸能、地域固有の文化を保存継承し後世に伝えて行くためにも、町として物心両面にわたって支援

していく所存であります。

スポーツの振興につきましては、町総合運動公園の整備建設に向け、現在用地選定中であり、その結果を踏まえ基本計画を策定したい考えであります。

ふれあいと交流づくりについては、都市化の進展と核家族化などの社会状況の変化や農村社会における高齢化等により、今後は地域におけるコミュニティの醸成が必要と思います。そのためには、地域に住んでいる人達がいろいろな意見を出し合い解決していけるよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

地域の活動拠点となる施設につきましては、石鉢地区に地区公民館等の複合施設の実施設計、また、耳ヶ吠東地区には、コミュニティセンターを建設し連帯感の醸成、心の通い合う人間関係の構築が重要と考えております。

市町村合併については、市町村の合併の特例に関する法律により、県は昨年10月に市町村合併推進要綱を策定し、県内を11ブロックにまとめる案を提示いたしました。

本町におきましては、町民有志による住民発議がなされ1,780名の署名が提出され先般、八戸市長に付議するか否かの件を照会をしたところ2月2日に付議する旨の回答があり、現在に至っております。

そもそも市町村合併は、少子高齢化社会の到来に対応し社会の活力を維持向上させ自己決定と自己責任の原則に基づく真の分権型社会を構築して行くことが重要であります。従って、これまでの地方分権推進の成果を十分に活かし、高齢化、多様化する行政需要に対応するためにも合併を通して、基礎的自治体の自主性と行財政基盤の充実強化を図る必要がある等の観点から、平成17年3月までに合併した市町村のみ合併特例法の財政措置が適用されるものであると言われております。

私は、市町村合併は本町の最重要課題と位置付け、進路につきましても後世に問題を残さないようにあらゆる場を通して論議をして行くべきものと考えております。

住民発議による合併協議会設置請求の1,780名の署名の重さを真剣に受け止め、今後20年、30年先のわが町の将来を考えるにあたり、これらを総合的に判断して合併の是非も含めて合併に関するあらゆる事項を率直に意見交換し、更には協議過程の透明性を高めるためにも法定協議会設置につきましては賛成であります。

そしてこの協議会の場を利用して、議会、町民ともども連携を密にして将来のある

べき階上町の姿を検討して行くべきものと思います。

最後になりますが、町行政運営に際しましては情報公開等を視野に入れながら、町民が積極的に行政に関し行政と一体となって共にまちづくりを進めて行く考えであります。

地域の特性、歴史、文化を大切にしながら、町土の均衡ある発展本町の目指す将来像に向かって、21世紀の扉を開きながら夢実現のため積極的に施策を展開する所存であります。

それでは、議案第23号 平成13年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ5,510,000,000円と定めました。これは、対前年度比3.5パーセント、200,000,000円の減となりました。

それでは、第一表 歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税は対前年度比0.7パーセント増の879,000,000円余り計上いたしました。

地方交付税は、対前年度比同額の2,470,000,000円を計上いたしました。

分担金及び負担金並びに国庫支出金は、各事業等の関連において計上したものであります。

繰入金は、減債基金から公債費の元利償還金に向けて23,500,000円、投資的経費に充当するための財源として、ふるさと創造事業基金から80,000,000円、財政調整基金から30,000,000円を繰入れするものであります。

諸収入は、広域事務組合交付税再配分45,666,000円、田代小中学校組合交付税再配分13,000,000円、コミュニティ助成事業助成金15,000,000円、学校給食費保護者負担金86,179,000円を計上したものであります。

町債は、八戸圏域水道施設整備出資債106,600,000円、ふるさと林道整備事業債224,900,000円、道路整備事業債288,000,000円、臨

時財政対策債50,000,000円等の事業債を合計で831,500,000円を起こすものであります。

次に歳出であります。総務費に構成比18.2パーセントの1,000,945,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、総務管理費に文書管理改善計画策定調査業務委託料3150,000円、戸籍住民基本台帳費に住民基本台帳ネットワーク事業費14,614,000円、企画費に耳ヶ吠東コミュニティセンター建設工事請負費29,491,000円、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金389,615,000円、ふるさとにぎわい広場管理運営委託料17,544,000円、同補助金5,896,000円等であります。

民生費は、構成比16.1パーセントの883,877,000円を計上いたしました。

主なものとしましては、重度心身障害者医療費等扶助費に75,150,000円老人福祉費に生きがい活動支援通所事業委託料、ほのぼのコミュニティ21推進事業委託料等、各種事業費として20,496,000円、老人保健特別会計繰出金53200,000円、介護保険特別会計繰出金72,290,000円、児童福祉費に保育園運営費及び各種扶助費380,128,000円等であります。

衛生費は、構成比9.6パーセントの528,605,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、保健衛生総務費の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金117,585,000円、乳幼児医療給付費14,400,000円、保健事業費に係る検診委託料35,900,000円、国民健康保険直診勘定繰出金29,181,000円、環境衛生費にゴミ収集委託料29,437,000円、八戸圏域水道企業団施設整備費負担金9,597,000円、同企業団出資金106,761,000円、合併処理浄化槽設置費補助金18,000,000円等であります。

労働費は、構成比0.1パーセントの6,180,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、若年者雇用奨励費補助金5,000,000円等であります。

農林水産業費は、構成比14.4パーセントの795,874,000円を計上いたしました。

その内、農林業費は661,607,000円、水産業費は134,267,000円であります。

農林業の主なものとしましては、公共牧場機能強化事業費46,417,000円、中山間地域総合整備事業費89,440,000円、ふるさと林道緊急整備事業費250,000,000円、林業地域総合整備事業費101,045,000円等であります。

一方、水産業費は、小舟渡漁港地域水産物供給基盤整備事業負担金38,000,000円、漁業集落排水特別会計繰出金42,437,000円、アワビ稚貝、稚ウニ、アブラメ育成放流事業費補助金7,187,000円等であります。

商工費は、構成比0.5パーセントの27,715,000円を計上いたしました。主なものとしましては、企業誘致奨励金3,041,000円、県信用保証協会貸付金8,000,000円等であります。

土木費は、構成比11.5パーセントの633,055,000円を計上いたしました。

その主なものとしましては、土木総務費に県単独事業費負担金6,600,000円、道路維持費に町道維持補修委託料24,562,000円、道路維持工事請負費108,000,000円、道路新設改良費に測量設計委託料15,500,000円、道路改良等工事請負費348,062,000円、公共下水道特別会計繰出金9331,000円等であります。

消防費は、構成比0.9パーセントの50,128,000円を計上いたしました。主なものとしましては、ポンプ自動車購入費15,000,000円等であります。

教育費は、構成比13.6パーセントの747,238,000円を計上いたしました。

主なものとしましては、田代小中学校組合負担金21,636,000円、学校財産管理費の委託料34,776,000円、中学生海外派遣事業費補助金4,880,000円、語学指導外国青年招致事業費5,841,000円、コンピュータ

設備費17,708,000円、社会教育費は、石鉢地区複合施設基本・実施設計委託料20,572,000円、情報通信技術講習委託料4,890,000円、遺跡発掘調査事業費15,694,000円、保健体育費は、緑の基本計画策定業務委託料15,690,000円、公園基本計画及び基本設計業務委託料21,678,000円、公園遺跡確認調査人夫賃等6,000,000円であります。

災害復旧費は、構成比0.3パーセントの17,733,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、農地等災害復旧費1,701,000円、林業施設災害復旧費11,332,000円、河川等災害復旧費4,700,000円等であります。

公債費は、構成比12.7パーセントの700,986,000円を計上いたしました。

予備費は、17,756,000円を計上したものであります。

以上申し上げました歳入歳出予算につきまして性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比4.8パーセントの増で2,240,482,000円となり、予算総額に占める割合は40.7パーセントであります。

次に、投資的経費は、前年度比20.6パーセント減の1,254,821,000円となり、予算総額に占める割合は、22.8パーセントとなりました。

次に、物件費維持補修費等その他の経費は1.4パーセント増の1,996,941,000円となり、予算総額に占める割合は36.2パーセントとなるものであります。

第二表 債務負担行為については、平成13年度階上町若年者雇用奨励金を平成14年度及び15年度にわたって交付するものであります。

第三表 地方債については、減税補填をはじめ、八戸圏域水道施設整備出資、林道整備、道路整備事業、臨時財政対策等合わせて831,500,000円を起す予定であります。

議案第24号 平成13年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 191, 156, 000円とするもので、対前年度比8.7パーセントの95, 196, 000円の増額となりました。

その主なものとしましては、保険給付費の療養諸費及び高額療養費の増額によるものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国民健康保険税は477, 723, 000円で、前年度より1, 126, 000円の減額となっております。

国庫支出金は491, 835, 000円で、療養給付費の増に伴う国庫負担分の増額と、国庫補助金の財政調整交付金の増額によるもので、前年度より65, 129, 000円の増となりました。

療養給付費交付金は85, 657, 000円で、退職者の療養給付費増に伴う支払基金からの交付金が増額となるため、前年度より19, 712, 000円の増額となっております。

繰入金は117, 584, 000円で、国保基盤安定繰入金等、一般会計から繰入れするものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

保険給付費は787, 102, 000円で、過去5カ年間の医療費の伸び率から試算したもので、前年度より89, 111, 000円の増額となっております。

老人保健拠出金は267, 515, 000円で、平成12年度から始まった介護保険に伴う老人保健の施設医療分の減により、前年度より23, 248, 000円の減額になりました。

介護納付金は61, 795, 000円で、前々年度の国保加入者で介護保険2号被保険者の対象人数により納付するもので、前年度より5, 870, 000円の減額となっております。

予備費に、24, 441, 000円を計上したものであります。

議案第25号 平成13年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46, 079, 000円とするものであり

ます。

前年度より24,380,000円の減額となりましたが、これは人件費の減額と薬の院外処方による医薬材料費の減額によるものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

診療収入は、16,574,000円で、予算総額の36パーセントとなっております。

前年度の利用実績等から、26,191,000円の減額となりました。

繰入金は、一般会計からの繰入金29,181,000円で、予算総額の63.3パーセントとなり、前年度より2,026,000円の増額となっております。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費は39,016,000円で、予算総額の84.7パーセントと前年度より7,754,000円の減額となりましたが、これは人件費の減と維持管理費の見直しによるものであります。

医薬費は2,906,000円で、予算総額の6.3パーセントと前年度より16626,000円の減額となりましたが、薬の院外処方により医薬材料費を減額したものであります。

公債費は4,156,000円で、予算総額の9パーセントとなっており、前年度と同額を計上したものであります。

議案第26号 平成13年度階上町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ998,918,000円とするもので、前年度より4.6パーセント、43,763,000円の増額となりました。

その主な理由としましては、老人医療給付費の増額によるものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

支払基金交付金は697,618,000円で、予算総額の69.8パーセントとなっており、前年度より35,201,000円の増になりました。

国庫支出金は198,542,000円で、予算総額の19.9パーセントとなり前年度より4,728,000円の増額となっております。

県支出金は49,555,000円で、予算総額の5パーセントとなり、前年度より1,178,000円の増額となっております。

繰入金は53,200,000円で、予算総額の5.3パーセントとなり、2,656,000円の増となりました。

歳出は、医療諸費の医療給付費がほとんどで、995,267,000円、予算総額の99.6パーセントとなり、前年度より42,523,000円の増額となっております。

議案第27号 平成13年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45,080,000円と決めました。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

使用料及び手数料2,641,000円、一般会計からの繰入金42,437,000円を計上いたしました。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

一般経常費11,438,000円、委託料5,392,000円、工事請負費3800,000円、公債費24,250,000円、予備費200,000円を計上したものであります。

議案第28号 平成13年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ350,000円と決めました。

歳入について、ご説明申し上げます。

繰入金は、住宅用地管理基金より347,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。総務費に301,000円を、予備費は49,000円を計上したものであります。

議案第29号 平成13年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ551,926,000円とするものであります。

前年度より14.8パーセント、71,167,000円の増額となりました。

その主な理由としては、前年度の保険給付費は11カ月で、予算編成したためであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

保険料は68,918,000円で、予算総額の12.5パーセント、前年度より46,908,000円の増額となりました。

国庫支出金は136,729,000円で、予算総額の24.8パーセント、前年度より18,594,000円の増となっております。

支払基金交付金は178,670,000円で、予算総額の32.4パーセント、前年度より26,914,000円の増となりました。

県支出金は67,679,000円で、予算総額の12.2パーセント、前年度より10,195,000円の増となりました。

繰入金は99,897,000円で、予算総額の18.1パーセント、前年度より31,468,000円の減額となりました。

歳出の主なものとしましては、介護サービスの保険給付費で、予算総額の98.1パーセント、541,424,000円を計上いたしました。

議案第30号 平成13年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28,131,000円と決めました。

平成13年度からの工事着工に伴い、公共下水道事業費用を予算化したものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国庫補助金に10,000,000円で、予算総額の35.5パーセント、一般会計からの繰入金には9,331,000円で、予算総額の33.2パーセント、町債には8,800,000円で、予算総額の31.3パーセントを計上したものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

公共下水道事業費に27,814,000円で、予算総額の98.9パーセント、

公債費に317,000円で、予算総額の1.1パーセントを計上したものであります

議案第31号 ふるさと林道石倉線解説工事請負契約の一部変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成12年第5回町議会臨時会において議決を頂き、請負契約を締結したふるさと林道石倉線開設工事について、設計変更に伴い契約額を変更するため提案するものであります。

議案第32号 町道路線の認定、変更及び廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、町道の路線について認定、変更及び廃止するため提案するものであります

議案第33号 八戸市・階上町合併協議会の設置について、ご説明申し上げます。

本案は、市町村の合併に関する法律第4条第1項の規定による合併協議会設置の請求がありましたので、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項並びに同法第4条第5項の規定に基づき、八戸市・階上町合併協議会設置について、提案するものであります。

議案第34号 第三次階上町国土利用計画基本構想を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、町土の利用に関する基本的事項について、町土の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、町土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、本町の総合的、長期的の施策の基本方向を示す計画であります、第三次階上町国土利用計画基本構想を定めるため、提案するものであります。

以上をもちまして、町政の運営に関する考え方を述べるとともに、提出議案の概要につきまして、ご説明申し上げましたが、平成13年度も終始町政伸展のため努力してまいりたいと思っております。

議案審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、何とぞ慎重にご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〔町長正部家佑介君 降壇〕

○議長（荒道鶴造君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第4 請願第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第4、請願第1号 採択地区における小・中学校教科書採
択制度の改善についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願の件は、会議規則第92条の規定により、教育
民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって請願第1号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◎日程第5 陳情第1号・日程第6 陳情第2号

一括議題

○議長（荒道鶴造君） この際日程第5、陳情第1号 激増する輸入農産物を抑えるた
め、一刻も早い「緊急輸入制限」の発動と、対象品目の拡大を求める陳情の件及び日
程第6、陳情第2号 輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する意見書採
択の陳情の件、2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件は、会議規則第92条の規定により、産業
経済常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒道鶴造君） ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号及び陳情第2号は、産業経済常任委員会に付託することに決定い
たしました。

○議長（荒道鶴造君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は3月9日午前10時から開きます。



◎散会の宣告

○議長（荒道鶴造君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時23分

平成13年第2回階上町議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

平成13年3月9日 午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高松久美子君	2番	石川清人君
3番	山田恵治君	4番	土橋信夫君
5番	郷州公典君	6番	上山博一君
7番	松森嵩君	8番	佐京登君
9番	畑中弘實君	10番	大前典男君
11番	桑原一夫君	12番	木村勝彦君
13番	阿部敏秋君	14番	浜谷豊美君
15番	平戸茂雄君	16番	松倉正美君
17番	田端清君	18番	荒道鶴造君

欠席議員（なし）

説明者のための出席者

町長	正部家佑介君	収入役	伊藤昭一郎君
教育長	山本雅教君	総務課長	浜谷政己君
企画課長	浜谷義勝君	税務課長	松橋隆巳君
保健福祉課長	鳩文男君	農林課長	高階繁雄君
建設課長	中村豊志君	町民課長	上沢寿勝君

水産商工課長 中 城 功 君
出 納 室 長 池 田 隆 君
学 務 課 長 三 上 孝 八 君
体 育 課 長 小 沢 勝 君
農業委員会事務局長 工 藤 靖 夫 君

中央保育所長 桑 原 定 男 君
教 育 次 長 三 上 孝 八 君
社会教育課長 林 貢 君
給食センター所長 三 上 孝 八 君
代表監査委員 渡 部 直 樹 君



職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君
総務課庶務係長 田 中 昇

総務課長補佐 上 博 文 君



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



◎日程第1 一般質問

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、山田恵治君の質問を許します。3番、山田恵治君。

（3番、山田恵治君 登壇）

○3番（山田恵治君） 21世紀の幕開けの年、最初の3月定例会の一般質問の場をいただきありがとうございます。

昨年、20世紀最後の年は、大手生命保険会社の倒産や流通業界 そごうの倒産など、今まで

に例を見ないほどの大型倒産が相次ぎました。今の日本経済の状況は、足踏みどころか、後退しているようにさえ感じられてなりません。総務省労働力人口統計室の調べでは、1月の完全失業率は4.9パーセントを記録、過去最悪となりました。完全失業者数も317万人という、膨大な数にのぼっております。特に、中高年のリストラに遭った失業者の現実、再就職先が、ほとんどみつからないといった、大変厳しい状況におかれております。

県内の状況を見ても、企業側が即戦力となる人材としての高校生よりも、大学生を採用する傾向が主流になっているのですが、その大学生でさえ12月末での内定率は、47.3パーセントと、大変苦戦をしいられている状況なのです。民間企業では、このような不況を乗り切るために、また、経営の健全化を図るために必死に努力をしております。売り上げ増を見込めない現在の経済状況の中で、会社が成り立っていくためには、一般管理費の節約しかありませ。バブルの頃に設備投資をした借入金、いまだに返し続けなければならない中、それぞれの経費節約の中で、人件費の削減は、もっとも大きな課題なのです。人員を減らすか、給料を減らすか、民間企業は、本当に死にものぐるいで取り組んでいるのです。国も各省庁の整理統合や、公共事業の見直し、公益法人等を見直しを始めました。そういった、現在の社会状況の中で、階上町の本年度予算は、町債残高が増え続けるなか、各課において経費の削減に、大変苦勞をし、努力をしてまいったことと思います。また、効果の上がらない事業の見直しや、特に人件費の削減等は、来年度予算を組む上で、大変議論をされ、組まれてまいったことと思います。国も県も、そして、我が階上町も多大な財政赤字を背負う中、通告にありますように道の駅の在り方について、財団法人階上町産業振興会の今後の方向性などを、どのようにお考えなのか、理事者側の考えをお聞きしてまいりたいと思います。

道の駅は、平成5年開設以来、平成12年8月の時点で、全国に610ヶ所あるといわれます。駐車場、トイレ、レストラン、インフォメーション、地元の生産者による特産物の直売等、ドライバーのための休憩スポットであるとともに、地域に密着した地元の人たちがスタッフとして働いており、地元の名産の素材を使った料理や、その地域でしか買えないお土産が豊富にそろっております。さらには、温泉や手づくり体験、展示館などの施設を備えたところも多く、単なる体験スポットではなく、その土地の観光名所の一つとしても人気を集めております。広い駐車場、きれいなトイレ、笑顔で迎えてくれる地元の人々、私が、この階上町を出てドライブをしたり、旅行をしたりしたときなど、その土地で、道の駅に立ち寄ることが数多くあります。私は、まずトイレに寄り、物産館を見て、地元の農産物直売所をのぞく。そんな中、その地域でとれた牛乳などをのみ、また、地域でとれた果物などを利用したアイスクリーム等を食

べ、その町で開発したワインや地酒を、特産物などを土産に買う。一般的な道の駅での光景ではないでしょうか。道の駅は、自然の豊かさと地域の魅力を存分に引き出すことで、その町をPRしているように思われます。それでは、我が階上町の道の駅はどうでしょうか。こういった道の駅の条件を兼ね備えているのでしょうか。階上町には、えんぶりや鶏舞、駒踊り、道仏神楽など文化的財産が数多くあります。そんな階上の文化を体感できる展示資料館があったっていいじゃないでしょうか。また、階上町のホームページに情報、観光、階上町のみどころマップというところに田代ファームのバラ園が紹介されておりますが、全国的にもバラを出荷しているバラ園等を道の駅に併設し、生産直売コーナーを設けるなどして、前向きに、発展的に管理していくお考えはないでしょうか。

役場職員の皆さんは、この階上町の道の駅に一ヶ月、何回利用されておりますでしょうか。道の駅を担当されている企画課の皆さんは、現在、道の駅の現状を把握されておりますでしょうか。物産館の建物の3分の1のスペースは会議室かなんかでしょうか。ほとんど使われない無駄な空き室になっております。2月下旬から3月下旬に何度かトイレを利用しましたが、男性用トイレの小便器の水は出ない状態にあります。大使用のトイレは、二つのうち一つは、使用禁止になっております。また、道の駅の観光案内の掲示板は、下半分がこわれているために、観光案内がわからない状態にあります。最後に、年中無休というような文字が流れますが、道の駅は、毎週火曜日が定休日になっております。このような道の駅の状況で、財団法人階上町産業振興会は、町から委託を受け、管理運営しているといえるのでしょうか。

階上の道の駅は、平成5年に登録、6月には直売所オープン、全国的にも早い時期に建設をされ、8億3,200万円もの巨額を投じてつくられましたが、毎年、2,400万円もの委託料を支払って、管理運営事業を委託しております。階上町産業振興会本来の目的は、地域産業の振興のためにあるもので、地場産業の健全な育成及び発展の手助けをすることで独立してこそ、その目的を達成するものだと思います。7年もの間、委託料という名目での長期財政援助は、地方公共団体の本務である住民の福祉向上の投資的経費を犠牲にしていることではないでしょうか。一つの方向性として、収益性の直売所は、生産直売所利用協議会へ移し、独立採算性で行い、公益性のある物産館を分離することで委託料の削減になることは間違いありません。階上町の道の駅の11年度決算状況を見ますと、民間企業に比べ、人件費が異常に高い割合を示しております。人件費の割合は、売上げに対して約18.3パーセントにのぼります。これに対し道の駅の事業収入は、町からの委託金を除いて約17パーセント、つまり、利益が売上げに対して17パーセントしかない。人件費だけで売上げの18パーセントも使っていることになり

ます。その他の経費、つまり、人件費以外の管理費は、一切支払うことのできない状況にあるといえるのです。民間企業では、すでに倒産している決算内容と言わざるを得ません。財団法人階上町産業振興会は、営利目的の法人ではないとは言え、町民の税金を預かり、管理運営事業を行う目的として委託を受けたのであるならば、もっと売上げを伸ばす努力をすべきであり、また、人件費をはじめとする経費の節約に、必死に取り組むとともに、管理の合理化を進めるべきではないでしょうか。お考えを、お聞きしたいと思います。

近隣の市町村での直売所の例をみますと、大変、素晴らしいお手本があります。一つは、名川町にある農産物直売施設、名川チェリーセンター。町から建物は建ててやったんだから、あとは自分たちでやっていきなさいといわれ、農家のお母さんたちが、一人 30,000 円ずつ持ちよって自主運営がはじまったといわれます。農家の女性を中心に、名川チェリーセンター101 人会が設立され、今では年間 2 億円以上売り上げるまでになり、大変注目を集めております。

また、種市町にあります、種市町地域食文化伝承交流施設、種市産直ふれあい広場は、JA 岩手・久慈種市支店、町商工会、町漁協などの 7 つの団体で食の館運営協議会を設立し、種市町から業務委託を受け、施設の管理運営に当たっております。町からの委託料は、ゼロ円であります。すべて独立採算制で、事業を行っております。年間の売上げは、約 1 億 1 千万円、この売上げで独立をしているんです。

もう一つ、南郷村を例にとりますと、総合運動公園のある場所にグリーンプラザ南郷という施設があります。第三セクター株式会社方式をとり、株式会社南郷総合交流ターミナルとして、旅館、レストラン、食堂、喫茶、物産館、直売所を経営されております。これらも、独立採算制で成り立っており、その中で、直売所、物産館の売上げは 1 億 3,118 万円で農産物だけをみますと、6,300 万円を売上げております。やっさい南郷友の会が農産物の加工や開発、そして販売を行います。施設直売所への出荷の販売手数料は、一般農産物で 15 パーセント、要冷蔵物で 17 パーセント、その他のもので 15 パーセントとし、さらに利用料として売上げの 2 パーセントを支払っております。ちなみに階上町の場合は、販売手数料は 12 パーセントとなっております。また、階上町道の駅直売所の売上げは、11 年度で 1 億 3,821 万 829 円、南郷よりも、種市よりも売上げが高いのに、なぜ、階上町は委託料を 2,394 万円もかけなければならないのでしょうか。公共的施設であり、町を PR することにおいては南郷も階上も同じ広域的立場であると思います。他の市町村にできて階上町にできないことはないと思います。

今後、産業振興会への委託料を見直し、独立採算経営をしていくべきだと思いますが、理事者側のお考えをお聞きします。

第二の質問は、階上町総合運動公園用地選定についてのお考えをお伺いいたします。昨年6月30日に全員協議会において、階上町総合運動公園用地選定に係る基本的な考え方の案をお示しいただきました。八つの事項を考慮して、選定を進めていきたいといわれました。それは、一つは、諸規制や計画がないこと。そして立地条件、利便性、拡張性、環境、遺跡、所有者の協力、価格が平米当たり3,000円以下というような条件でした。2月7日に用地選定委員会が開かれ、赤保内西山地区と道仏笹畑地区のどちらにしぼるかについて審議した結果、結論がでなかったと新聞紙上に載っておりました。運動公園の用地選定については、今年度中に決めたいと町長は発言しておりましたが、どのように進められておるのでしょうか。運動公園は、町長の公約でもあり、全町民が待ち望んでいる施設でもあります。多くの町民が利用してこそ、真に価値ある施設となるでしょう。八つの条件のうち、最大の条件は、利便性にほかなりません。町長は、選定委員会の中で価格についても触れられておりましたが、将来の町づくりビジョンにも大きくかわることであり、このことについては、利便性という視点から考えるべきではないでしょうか。お考えをお聞きいたします。

第三点は、石鉢学区に計画を進めている複合施設としての公民館の件について、お伺いをいたします。石鉢、野場中、蒼前の三地区の要望として、平成9年に公民館の建設の要望が出され、平成11年に保育園児を持つ母の会が学童保育のできる児童館の要望を出しましたが、財政難ということで、学校が終わったあとの学童保育のできる複合施設としての公民館ということで進められてまいりましたが。複合施設の中の学童保育のできる規模、内容をお伺いいたします。この件については、石鉢保育園母の会のアンケート、石鉢小学校の学童を持つ240世帯の保護者からのアンケートをいただき、各担当課にお配りをしております。90パーセントにものぼる世帯の要望がなされております。ご存知のように石鉢学区は、年々、生徒の数も増え、現在、石鉢小学校は340名になりました。そんな中、共働きの世帯数も非常に多く、学童保育のできる施設の要望は、大変大きなものがあります。そこで、このような事情を踏まえ計画をされておるとは思いますが、お答えをいただければと思います。

ふるさとにぎわい広場、道の駅、町の総合運動公園、そして、この学童保育のできる複合施設の公民館が町民にとって、利用、価値のあるものでなければなりません。その建物や施設が町民に利用されてこそ、皆さんからいただいた税金が有効に使われていることだと思います。(拍手)

町は、階上町は今、町村合併協議会設置に向けての、青森県初の住民発議がなされて全国的にも注目をあびております。町村合併は、財政赤字の産物です。合併は末端の町民への行政サービスが薄れてしまいます。今こそ、こういった階上町の体質を改善していかなければならないとき

だと思います。町は、町民に対し何をしなければならないか。どういう政策が必要なのか、生活者にとって今何が大事なのか、住民本位の、住民のニーズにあった町づくりを考えていかなければなりません。どうか、町長はじめ町づくりに携わる皆なさまがたが、生活者の視点に立った町づくりを考えていただくことを願い、壇上からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

[山田議員降壇]

○議長(荒道鶴造君) 町長、正部家佑介君。

○町長(正部家佑介君) 山田議員の一般質問にお答えをいたします。

三点にわたってるわけでありますが、第一に、財団法人 階上町産業振興会の委託料についてに対して、ご答弁申し上げます。

総体的な主旨については、同感なわけでありますが、逐一答弁をいたしたい、こう思います。

財団法人 階上町産業振興会については、当道の駅はしかみは、ご承知のように山田議員のお話の中にもありましたが、だいぶ早い登録、全国103ヶ所、東北で13ヶ所、県内では3ヶ所あったわけですが、その第一次の登録、いうふうなことで、いわば、全国のトップをきって登録をされた施設である。当初、まだ、道の駅という制度が建設省にないあたりから、あたりから関係者でなんとか階上の活性化を図っていきたい。その時に、町の農林水産省の事業の中で、生産物直売所、これを計画する、この生産物直売所だけでは収容力が少ないだろうというふうなことで、当時、町内の産業団体の方々、また、加工グループ、その他多くの関係者からのご意見をいただきながら協議をしつつ、今になれば、ちょっと忘れましたが、一年以上かけてじっくりとやってきたと、そういう中でなんとか物産館、こういったものを整備していくべきである。いうところから、そういう計画があった。そうしてる中で、なんかで、新聞で見たとこう思います、建設省の方から、いやおもしろい計画を持ってるようだ、と、その計画を見せてもらいたい、いうふうなことで計画書をお見せしたわけでありましたが、そうしましたら道の駅にマッチする、合致するというふうなことで登録をいたしたい。むしろ、建設省の方から、当時の建設省の方からそういう申し出があって、そして、道の駅としての指定になった。

こういう経緯あるわけでありますが、平成5年4月に登録をいたしました。それで、平成7年3月全面オープンしてから訪れる方々の休憩や、やすらぎの場として、また、情報発信の場、そして、地域交流や連携の場として、多くの方々に利用されてきております。

ときには、東北スタンプラリーでトップになったというふうな実績、常に上位の方に位置していることは、ご承知のことと、こう思います。また、道の駅全般の管理運営につきましては、第三セクター方式により、財団法人階上町産業振興会に委託し、その運営経費の一部を委託料として支払ってきております。なお、今後の委託内容につきましては、先般議会に報告の際、委託料と運営補助金は、区別して会計処理すべきとのご意見がありまして、検討した結果、生産物直売所、観光物産館及びレストランの管理運営費は補助金として、トイレ、駐車場、多目的広場等についての維持費は委託料として、今年度から区分して予算計上をしたところであります。

続いて第2点目の、収益性のある直売所と公益性のある物産館を分離し、独立採算で経営していく考えはないかと、いうふうなお尋ねなわけですが、現在、道の駅はしかみの売上げは、平成10年度を境にほぼ横ばいではありますが、若干、減少をしてるのが現状であります。このために、このため、昨年12月の財団法人階上町産業振興会の理事会におきまして、経営改善について取り上げられ、抜本的な方策が必要とのことから、その対策について、今年1月に経営全般の見直しなど、特に直売所と物産館の経営主体のあり方について、2番目として、人事管理及び経営の改善について、3番目として、利用者からの視点に立った施設改善等について、運営委員会に諮問をしたところであります。これを受けて、これを受けて運営委員会では、今年11月をめぐり、具体的な対応策について答申をいただくことになっております。したがって、御質問の内容につきましては、今、委員会で検討中でありまして、その答申を受けて積極的に管理及び経営改善に向けて取り組んでいきたい、というふうに思っております。

続きまして、総合運動公園用地の選定についての御質問にお答えをいたします。

今、総合運動公園については、お話のとおりな経過踏んできております。質問の主な主旨は、利便性なのか、価格なのか、利便性を重視すべきであろう、というふうなお話とこういうふうに承りました。ご意見として、承っておくわけではありますが、いずれにしても、今、二ヶ所が候補地として残っていると、いうふうなことでありまして、これら選定条件のもとに、候補地を絞っていくというふうな考え方を持っておりますから、どちらがどうだと、利便性なのか、価格なのか、というふうなことではありますが、一つの選定の基準ということで、もう公に約束をして、お示しをして進めてきておりますから、この線で選定作業をやっていくべきものと、こういうふうに認識をしております。いずれにしても、用地の確保ということは、相手のあることでもありますし、また、大きな事業だというふうなことでもありますし、また、町民期待の施設でもあるというふうに感じております。いずれ大きな事業でありますし、早く、早

急にというふうなこともあります。その中でも大きな事業ですから慎重な対応していかなきゃいけない、いうふうな考えを持っております。また、これまでのことなど、失敗例と申しますか、いろいろ不都合な点なども、これまでにあったわけでありますから、それらを踏まえて、同じような失敗をしないようにやっていきたいと、失敗という言葉、若干、しゃべすぎになってますけども、不都合な点などがあつたので、それらについて同じことにならないようにしていきたい、こういうふうに思っております。

また、3番目、3点目の石鉢学区に建設予定の公民館の建設の設計、計画についてのことでありますが。これまで多くの地区の住民住んでるわけでありますが、そういう意味では、大変長いことご不便をかってきたと、こういうふうに思います。町において、もっとも人口が増加した地区である石鉢地区、今は、蒼前、石鉢、野場中、3地区町内会に分けられてる。それほど、人口が増えてきてると、こういうふうな地域であるわけですが、この地区に、コミュニティ活動の拠点として、また、生涯学習、社会教育の充実のため、公民館の建設を強く要望されてきたところでありますし、私自身も、そう感じてきたところであります。一方、増えてきてる中で、共働き所帯、核家族の家庭も多いことから、下校後の子どもの施設の要望も望まれていたところであります。そこで、地区公民館を建設し、それに児童の施設としての機能も合わせて持たせる、そういう施設にしたいと思っております。また、建設予定地としては、町民プールの隣を想定しております。そう言ったことなどから、その中にトレーニングルームも確保したいと、こう思っております。児童のスペース、専用のスペースも確保したい、こう思っておりますが、いずれ、公民館として建設し、そして、運営、運用でついでいいですか、運営で児童館的な機能も合わせて持たせる。そう言ったことで、効率の良い施設の運営に努めていきたい。そして、子どもさんにとっても、地域住民にとっても、楽しく安全な施設を目指していきたい。こう思っております。公民館の規模といたしましては、1400平米程度を、予定しております。その中で、これら全体を、運用で活用していただくというふうなことになるわけでありますが、さきほども申し上げましたように、児童の専用スペースということも、確保をいたしたい。こういうふうに考えております。

以上、3点、御答弁を終わらせていただきます。

(町長、降壇)

○議長（荒道鶴造君） 3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） 3番、山田です。答弁をありがとうございます。今の答弁の中で、予算

書にもありましたんですが、収益性の直売所に対して補助金を出す、また、公益性の物産館に対し委託金を出す、委託金が減ったような錯覚をする予算ですが、7年も経った今、なぜ、こういった補助金を出す、出し方をするのか、お聞きしたいと思います。また、そもそも補助金というのは、地方財政法の補助金等に関する法律の中で、補助金の申請をしようとするものは、法令で定めるところにより、補助事業の目的及び内容、補助事業等に関する経費、その他の必要事項を記載した申請書を提出することとありますが、この件について、財団法人から交付の申請があったのでしょうか。また、補助金申請の件は、理事会で議論をされ、承認された事項でしょうか。

経営改善の抜本的な見直しについては、運営委員会に諮問しているといわれましたが、財団法人階上町産業振興会の下部組織で、運営委員会からの、要するに諮問されたものに対して答申がなければ、運営方法は決められないのでしょうか。理事会は、会社で言えば取締役会に当たり、会社の運営方針を決める機関だと思います。町が委託をする、財団法人を担当するのが企画課で、その企画課は、道の駅の方向性を、どのようにお考えになっているのでしょうか。また、その現状をどのようにとらえ、これから企画課としては、どうしていこうとお考えなのでしょうか。

私の質問の中にもあった、非常に、人件費の件なのですが、道の駅の職員というのは、役場職員ではないと思うんですが、6等級という等級でもって給料が支払われているとありますが。この件について、誰が、どのようにお決めになられたのでしょうか、確か規約には、道の駅の、財団法人の道の駅、規約、寄付行為規約というものがあると思うんですが、事務局長とその他の職員の給与等は、理事長が理事会の議決を経て定めるとありますが、議事録には記載されておるのでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、お答え申し上げます。

第一点目の委託料から補助金と委託料に分けたのは、どうゆうことか、ということですがけれども、従来、委託料で全部払ってきたわけでございます。先ほどらい、ゆうてございますけれども、道の駅の機能と、それから、物産館の方機能の分かれておる、という関係をでもって委託料一本できたわけですがけれども、先ほども申し上げましたとおり、先般の議会に報告する際にも、補助金と委託料で分離すべきだと、私共も検討した結果、公的重要性のあるものについ

ては、補助金は出せるということです、農協なりそれから、森林組合、それから商工会、漁協等についても、その都度、補助金は出しているわけですから、補助金の支払いについては、そうゆうことで支払っておると。それから、もう一点の今後の道の駅のあり方、財団法人について、企画課は、どのように考えているのかということでございますけれども、私共といたしましては、従来は、あくまでも、財団法人そのものに理事会等があるわけございまして、先ほどらい言われていますように、財団法人といえども、営利を目的としないわけですが、財政を考えていただいて、均衡ある収支でもって運営していただきたいということもございまして、縷縷（るる）私共の方から財団法人の方の事務局にもいろいろな指導してきたところでございまして。この際、思い切って経営改善の検討を始めていただきたい、ということもございまして、理事会でもって今運営委員会に諮問している最中だと、その中に経営全般もろもろ入っているわけですが、それらの検討を私の方で待っているという状況でございます。それから、給料の件でございますけれども、私共の方としましては、先ほど言われています、寄付行為の中に理事長が理事会に諮って定めるというふうなことになるので、寄付行為そのものの契約に基づいてきちんとしていただきたいと、ということで今年度新たに理事会に給料表を定めて図って検討してもらっていると、6級、事務局長の6級がどうゆう経緯で決まったのかということでございますけれども、当初、道の駅長に町から出向して局長を派遣しておったわけでございます。その時が、課長補佐が派遣されましたので、6級職ということできた、町の方で職員を引き揚げまして、新たな民間人を登用して、6級職にしたという経緯でございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） それでは、その事務局長の給与規程というのは、今まで規程が決まっていなかったと、正式に明記はされていなかったと受け取ってよろしいのでしょうか。今検討しているとおっしゃられましたので。それから一つ、石鉢学区にできる複合施設としての公民館は、毎日小学校の子供たちが使うもので、共働きの多いこの振興住宅地では、階上町の旧地域と違い近所付き合いが大変希薄であります。隣近所の子供たちが、外で遊ぶことが少なくなった現在、こういった学童センターや児童センターのような施設があることは、子育てをしながら共働きをしている親にとっては、とてもありがたい施設だと思います。だからこそ、設計の段階で、中途半端に考えていただきたくないのです。この件につきましては、私共のアンケートに

目をとoshi、意をおくみとりいただいて、設計に当たっていただけることと思いますが、学童保育の出来る部分としての規模的なものは、今一切、出てきていないような気がいたしますが、もう一度、その所をお聞きしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、お答えいたします。

要するに事務局長ばっかしでなく、例の道の駅の財団法人の職員については、毎年度給料表を定めて理事会に諮って決定するということです。局長だけが、その決めないということではございません。ですから、私の先ほど言いましたとおり、経営全般で検討していただきたいと。ですから、人件費等も含めて抜本的に検討してもらいたいと、ただ、町長が理事長でもございますので、企画課長が今後どうもっているかといわれましても。私一存では、答えられない点もございますけれども、山田議員の意見を理事会の方に具申したいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） まず先に、児童の子どもさんの方の件については、これにつきまして、本当は、児童センターもあれもやれば、これに越したことはないんですが、さっき、お話のとおり、それらを有効に、有効にってますか、運用面でそういった機能を持たせて活発に利用していただく、ゆうふうを考えております。そのスペース的な事等については、担当課の方からお答えをいたさせるわけですが、いずれにしても男女共同参画社会という時代でありますから、そういうことが大事だといわれている時代でありますから、それら女性の社会進出を支援していく、そういった意味からいきましても、公民館、そして、あの児童の施設必要な、大変大事な施設だというふうに思っております。また、あとさきになりますが、道の駅産業振興会の運営については、一定の期間経過したというふうなこともありますし、また、施設面、施設面も早い段階での施設でありますから、その後、いろいろ、山田議員がお話しのとおり、各地にそれぞれ特色を持った施設ができてきているということも事実、そのとおりだろうと、こう思います。一定の期間経過しましたので、経営改善施設の改善含めて、これまでの蓄積してきた運営についても、いいところ、悪いところ、そういったことを踏んできているわけでありませうか

ら、それらを踏まえて、改善すべきは改善していきたい、幸いにして、この運営主体であります産業振興会の理事をお願いしている方々、これは、そうそうたるメンバーでもありますし、また、利用者の利用協議会、加工グループ等の利用者の声を聞きながら、そして運営協議会もあるわけでありまして、その辺で一定の時間を頂戴して、じっくりと今後の方向を定めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、3番、山田恵治君の質問を終わります。

4番、土橋信夫君の質問を許します。4番、土橋信夫君。

（4番、土橋信夫君 登壇）

○4番（土橋信夫君） 平成13年3月定例会の開会に当たり、一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

通告にしたがい、一般質問いたします。町農業の振興について質問いたします。

まずはじめに、花き栽培、実証展示甫委託事業の内容とその成果についてお聞きします。

近年、農業を取り巻く環境は、市場開放による農産物の価格低迷や担い手の高齢化や後継者不足等により、ますます厳しさを増しております。特に、本町農業の基幹的作物であります、水稻、酪農、野菜、葉たばこについては、生産調整や国内、国外との産地間競争の激化等により一層困難な状況に直面しております。そのような中であって、町農業の基本方針として特色ある町農業の振興策の一つとして花きを設定し、関連事業を推進していることは、誠に時宜にかなったことであり、その行政効果については、大いに期待しているところであります。また、花きは、農作物のうちで、今後、需要の増加が見込まれる品目であること、品質の面で寒冷地の適性が期待されること、首都圏消費市場をターゲットとしたデリバリーの有利性等地域特産化の確立が可能な作物であると思います。ついては、これまで、町が実施してきた、花き栽培実証展示甫委託事業の内容と、その成果並びに今後の町農業における定着の見通しについて、町長のご所見をお伺いします。

二点目は、ジギスカンの里づくりについて、質問いたします。

町では、ジギスカンの里づくり事業を実施していますが、ウルグアイランドの合意等による市場開放等の拡大により、国内の畜肉生産販売は、年々厳しさを増してきています。その状況においては、中堅家畜として綿羊も例外にあらざであり、むしろ増体量や、繁殖成績、元畜

回転数飼料効率等において、畜産経営上いろいろな問題点があるものと思慮するものであります。平成8年度の事業の開始から約1860万という多額の予算を費やしての事業であります。町農業振興から見た農家への波及効果への現状と今後の生産並びに需要の見通しについてお伺いします。

次に、農業集落生活排水施設の整備予定について質問いたします。町では、自然と共生する生活環境の整備を志向し、平成5年度から漁業集落排水事業に着手しています。また、先には我々議会に対する、蒼前地区等人口密集地区での公共下水道事業計画の説明もいただいております。

集落排水事業や下水事業は町民のうるおいと快適な生活の実現には、重要な施策であり、また、環境の保全にとっても必要不可欠な事業であります。しかしながら、その整備に当たっては膨大な予算と時間を使うものであり、実現への道はなかなか厳しいものがあると思われます。

それゆえに、実施に対しては、町全体を俯瞰（ふかん）した構想に立脚し、緻密な計画に基づいて推進していく必要があるかと思うものであります。町内の集落のうち、多くは農業集落の形態を有しているところから、今後これらにおいて、農業集落排水事業をどのような計画に基づいて考えているのか、事業実施の見通しと実施時期についてお聞きします。

最後の質問になりますが、高等教育機関の誘致について、お聞きします。

本町では、県内で唯一高等学校が設置されていない町であります。このことは、高校へ通う子どもを持つ保護者の教育費の負担や、中、高一貫教育を推進しようとする町教育行政にとって誠に残念なことであります。町では、中、高等教育充実のため、重点事業として今後大学等高等教育機関の誘致について検討されるようですが、どのような機関を、いつごろを目処に進まれるのか、お考えをお聞きいたします。以上をもちまして壇上からの質問を終わります。

ありがとうございました。

（4番、土橋信夫君 降壇）

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 土橋議員の一般質問にお答えをいたします。

質問事項は、農業の振興について、また、高等教育機関の誘致について、農業振興の中で農業集落生活排水施設の整備についてというふうなことのご質問であります。順次、お答えをしてゆきます。まず最初に、農業振興の中の花き栽培実証展示甫委託事業の内容とその成果についてというふうなお尋ねに対してお答えをいたします。

土橋議員は、実際会社を経営されておられるわけでありまして、また、花き、花の専門家でもあるというふうなことで、そして、補助事業等積極的に取り入れて経営をされておられるということで敬意を表します。又、この方面に関して専門的な知識を有していることでありますから、むしろ、私の方で御指導いただきたいと、冒頭でそのことをお話しておきますが、本町の花き栽培農家は、従来、家庭用いわゆる自家用だけであったわけですが、道の駅、直売所ができ、盆花、彼岸花用を販売したところ、高収益を上げる農家があり、今では通年で販売され、十数戸の農家が、小規模ながら栽培している。このため新作物としての作物として収益性が高く、既存のハウス等を活用してすぐ実施が可能なことから、希望する農家に実証展示圃を、設置をいたしました、まして、県南地方で従来から飾り花として使用、利用している品種であるトルコギキョウと、市場性が高く安定した価格が期待できるハイブリットスターチスに新種を導入しております。特に、アキハイブリットは寒冷地において花色が良く、高品質な採花が期待できることから、有利な販売が可能である。又、切り花全体の需要傾向が、この10年間で全国的に30パーセントの伸びを示しているということで、今後が大いに期待できると考えております。

実証展示圃の成果及び見通しについてであります。実証展示圃は、現在、広域農協に委託しながら、平成11年度に2名、平成12年度に4名の、現在6名の農家がハウス栽培を中心に、トルコギキョウとハイブリットスターチスの二品種に取り組んでおります。トルコギキョウは、本産は市場性が高く長期間の継続出荷ができ、需要も多く、県南において栽培技術は従来から確立されており、農家としては手がけやすいことから、栽培農家拡大が期待されるところであります。ハイブリットスターチスは、苗代一株500円程度と高いのでありますが、5年程度そのまま株が利用できる。60坪ハウスに約300株定植し、一株から8本くらい採花できるため、栽培期間が長く出来、安定収入が期待されるところであります。このように新作物として、農家の期待は大きく本格的に出荷が始まる今年の成果が期待されております。技術面につきましては、関係期間の御指導御協力を得ながら確立していきたいと考えております。各農家におきましても、八戸地域花き生産者協議会に勧誘するなど、又、各種研修会や町主催の県フラワーセンター研修会にも積極的に参加するなど、農家の熱意が感じられ、今後の見通しについては、非常に期待されるものと考えております。各農家の所得向上につながるものと考えているところであります。又、ジンギスカンの里づくりのことではありますが、この導入の目的といたしましては、我が町の酪農は、これまで第一次産業の中核的役割を果たしてきたわけではあります。ご承知のように、昭和60年代より飼養戸数が減少し始め、一部が肉用牛に転換しながらここ10年で約3分の1まで減少してきております。この要因が価格の低迷ということはもちろんのこと、高齢化や担い手不

足が大きな要因となっているものと思います。このため、畜舎、畑、機械等が遊んでいるという状態であります。中家畜、大家畜、小家畜、中家畜という意味での中家畜で、高齢者も飼養しやすい羊の導入によって、これらの施設の有効利用と農家の所得の向上ということも併せて図りたいというふうに思っているというところであります。農業振興上から見た波及効果ということではありますが、平成8年に19頭を導入して、現在に至っているわけではありますが、いろんな臥牛山まつりとか、産業振興祭、それらのイベントで活用をしてきております。ただ、これらにきてきております、現在は、町営放牧場に放牧して、冬の間は農家へ飼養委託の、いわゆる、夏山冬里方式を採っており、この方式で平成13年度秋から一般農家へ10頭から20規模でモデル的に貸し付けする予定であります。町としては、これまでの飼養管理技術により、飼養の農家への普及を積極的に推進、飼養農家の拡大を図っていきたく、こう思っております。

又、今後の生産並びに需用の見通しについてであります。羊のラム肉は高級的なイメージが強く、レストランでは、ステーキとして高価な価格で提供されております。現在、町では、イベントで、焼き肉用として活用し、その需用は年々増加してきておりまして、平成12年は、約320キログラムが販売されており、特にフォレストピアで何度か、試験的にメニューにしております。今後は、道の駅のレストランやフォレストピア等に供給し、需用動向を見ながら通年で提供できる出荷体制、こうゆうふうな方法にしていきたい、こう思います。又、階上岳整備事業の完了により観光客等の利用者の増加が見込まれているわけでありまして、羊の肉の提供できる簡易な施設についても整備をしたい、こう思っております。この一般的に、このジギスカンの里づくりにつきましては、これによる、農業生産物としての販売という面も勿論大事であります。どっちかという、今、町にはいちご煮祭り、そしていちご煮、これは海と山も持った町でありますから、いちご煮祭りの方はご承知のように、二日間で数万人の来場者がある、そうゆう大きなイベント、又、いちご煮が名物として、定着をしてきているということでもあります。一方、山の方におきまして、いろいろと生産物等々あるわけではありますが、今度、階上岳という山を持っているもんでありますから、二大イベント、そして山の名物に育てていきたい。これは、かねがね、私、申し上げているわけですが、羊の肉そのものをただ売るんだということだけではなくて、この豊かな自然の中で、大自然の中でそれを食べる楽しさ、今後はこの楽しさを売っていくと、こうゆうことを、こうゆう視点大事だろうと、それを今、なんとか、そうゆう方向に持っていきたいとゆうことで、取り組んできたわけですが。そうゆう意味では、まだまだ、充分になっていない、充分、それらがなっているとい

う状況にないことは確かであります、今後は、そういうふうな考え方で取り組んでいきたいと、こう思っているところであります。

農業集落生活排水施設施設の整備予定についてにお答えいたします。

本町におきましては、平成6年度の青森県全圏域污水適正処理基本構想の策定に合わせて中心市街地はもとより、農林漁村部も含めた下水道関連施設の整備基本構想を策定いたしました。下水道基本構想は、行政区域全域について下水の処理を、下水道等集合処理方式で行うのが適当な区域と個別処理を行うのが適当な区域を明確にし、地域の特性、下水道整備の必要度等により、整備手法を定めた総合的な下水道の全体計画であります。現在、階上町で整備の確定した区域は、大蛇地区の漁業集落環境整備事業であります。

お尋ねの農業集落地域の整備計画につきましては、農業集落排水事業を導入して整備する地区を、烏屋部、田代、白座の3地区としております。それ以外の集落については、小規模集合排水処理施設や個別の処理施設による整備を計画しておりますが、これらの事業は、受益者負担を伴うことから、地域住民の下水道に対する理解と強力が不可欠でありますので、パンフレット等によるPRに努めているところであります。事業の実施につきましては、公共下水道事業を優先的に推進することとしておりますが、5年ごとの計画の見直しをしながら、財政状況等を勘案して整備を進めて参りたいと、こう思っております。

次に、高等教育機関の誘致についてであります、まず、最初にお話ししておきますのは、県内で、唯一、高等学+校がない町ではないということをお話ししておきたい。蟹田町、東北町、上北町、下田町、階上町と、私が認識しているところでは、これらに高校がないのかなと、こう思っております。いずれにしても、地元で高校がないことが保護者の教育費の負担増及び中、高一貫教育の推進の阻害要因になっていることは否めない、そのことから、否めないことでもあります。そのことから、方針として中、高一貫教育の推進、奨学金貸与事業の充実の2点を基本方針に掲げております。施策の展開では、一つ目として、中、高一貫教育を推進するため、連携型を検討すること。2番目として、奨学金貸与事業の充実に努めること、主要事業といたしまして、一つ目、奨学金制度の充実に努める。2番目として、高校、専門学校、進学率の向上を図ること。三つ目として、高等教育機関の誘致について検討をしていくことの三点であります。議員お尋ねの大学及び高等教育機関の誘致について、どのような教育機関か、さらには、いつごろを目途に進めるのかであります、県内の高等学校全日制、卒業者数の推移等を見ますと、推移を見ますと平成7年度は、20,534人、平成12年度は、17,471人、5年間で3,063人の減少であります。平成11年度から12年度で811人の減少で

す。少子化により生徒が減少し、入学定員を削減したり、又、進学ニーズが多様化し、課の新設、又は統廃合しているのが現状であります。一方では、県内の高校卒業者の大学、短大、専修学校等の進学数は平成7年度から10,893人、平成12年度は9,690人で1,203人の減少であります。進学率は、26.3パーセントから32.7パーセントと伸びております。階上町では、これらのことも踏まえて国、及び県の高等教育機関の設置に係る教育行政等を念頭に置きつつ検討をしていきたいというふうに思っておりますが、先ほど、お話ししましたとおり少子化の急速な進行等、現実の問題としては極めて厳しい、難しい、こう認識をしているところであります。以上で、壇上からの答弁を終わらせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 只今、回答していただきましたけれども、まず、花き栽培実証展示甫委託事業の実施はかなり前からやられてきているということで、なかなか農家に定着していないというのが実情じゃないかと思えます。今、言われましたハイブリットスターチス、トルコの外にも従前から色々やられてきているわけですが、従前のものはともかくとして、展示委託しているんですけど、なかなかその成果が一般に農家の方に周知しているのかどうか、どうゆう周知のしかたをしているのか、一点と、もう一つは10アール当たりの収益換算、あるいは収益等の金額をはじいていたら、それをお知らせ願いたい。

それから、ジンギスカンの里づくりについてですね、平成8年度から事業をやっているわけなんですけれども、実に、壇上での質問の折しも述べましたけれども、18,600千円という巨費、事業費を取り組んでやっている、これには、工事費も伴うんですけれども、工事費を除いたものとしても11,000千円位の経常的な経費を充てて事業しているということでございます。通常、初年度に焼く4,600千ほど事業費として充てて、19頭購入して、それでもって実際的には委託をして、農家に委託をして、それで事業を推進している。民間の企業であれば、投資をして、それに対して固定経費をかけている訳です。委託料といえども、この委託料の内容からすると、人夫賃、餌代、薬品、農薬ですね、あと断尾バサミとか、耳標とか、そういったものの需用費、あと使用料の委託管理料、飼料除くと飼料は変動費ですから、そのほかは、一般的にいうと固定費です。要は、その投資を捨てて、その経費をかけて資産が膨れる、上がっていく、その膨れ上がっていく資産の中で売却するものは売却して現金に換える、一般の企業はこうなんですけれども、行政の場合は利益を目的とした団体でございませんから、

どんどん利益を出して現金に換えていくということは目的としてはないんですけども、そのかわり、農家への波及効果ということだと思うです。それにしても、

18,600千円の経費をかけて、それで元畜19頭から果実が生まれる、その果実の一部は元畜にまたしている、あるいは、今までで、事故で5頭、屠殺（とさつ）で33頭ほど今までで屠殺（とさつ）している訳ですね。その町の方で投資している固定費をかけて、それで資産が増えてきている、その中で屠殺（とさつ）しているものは、屠殺（とさつ）している。ですが、その予算書をみても、どうゆう形で、公的な経理処理をしているか、ていうのは、全然できていない、経費をかけているんだけど、歳入とすれば、今いったように6年間で18,600千円ほど出ているんですけども、歳入として、一切出てきていない、しかも、その経費のすべてが一般財源、財源内訳からいうと、一般財源であります。いわゆる、血税になります。その血税の18,600千円をかけて、しかも、資産が増えていると思うんですけども、その資産の管理っていうのは、それも、収入役の方からお伺いをしますけれども、台帳を整理しているのか、どうか、これは、財務規則なんですけれども、財務規則の第225条第3項物品の保管は常に善良な管理者の注意をもってし、物品の使用は、濫費不経済にならないように注意しなければならない。いわゆる、善管機能でございます。4項物品の出納及び受払いは、鉦拠書類により、これを行なうものとする。物品は、その取得のために支出した歳出予算の経費の目的にしたがって使用されなければならない。ということなんですよ。歳出は、何かというと、畜産業費農業費の6款農業費の目で、農業水産業費の、いわゆる畜産費であります。目的に合って支出しているかどうか、まず、収入の経理事務がどうなっているか、それを、教えていただきたいと思います。間違えなく町有の物品でありますので、これ又、財務規則なんですけれども、財務規則第9章第1節第223条、物品は次の三種に分類する。1.備品、2.消耗品、3.動物、2項、前項に規定する分類に属する物品は、別表の定めのとおりである。別表3.動物、牛、馬、豚、綿羊、山羊、物品なんです。それから、この町有の財産である物品がどうゆう形で経理処理されているのか、それをお聞きしたい。それから、集落排水事業でございますけれども、集落排水事業は、今、町長が説明したように、なかなか前途多難だと思うんですけども、是非、緻密な計画に基づいて、全町を高次元で俯瞰（ふかん）しながら人口密集地区も漁業集落も、あるいは、農業集落も同じような形で見つめていただいて、それで着々と準備を進めていただきたい、或いは、事業を計画して進めていただきたい。斯様（かよう）に思います。これはお願いに、終わりたいと思います。

それから、最後の質問であります。高等教育機関の誘致については、基本計画の中でもうた

っているんですけれども、これは、これからの大学入学者が減少していく、少子化に伴ってそういう傾向になってくるといのは、なかなか実現するといのは、大変だと思うんですけれども、蒼前地区には工業大学の隣接地でありますし、その学生を受け入れる基盤ていうのが自然発生的に形成されてきておる訳でございますので、そういう蓄積されたものを、より発展させていくっていう観点からも、是非、そういう施設を誘致していただきたい。産業面からも非常にプラスになると思いますし、町の教育全般の底上げになると思いますので、是非、お願いしたい。これもお願いでございます。以上、質問終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） それでは、土橋議員の質問に対してお答えいたしたいと思います。

まず最初に、花きの成果がどうになっているのかと、周知されているかということなんですけれども、現在、私の方は、農協経由でやりたいという方が来れば、農協の方から私の方に連絡がありまして、その希望される方に対して11年度からその農家に対しまして10万円づつ補助を出しましてやっております。それで、先ほど町長言いましたとおり、平成11年度は2名、12年度におきましては4名で、計6名の方がハイブリットとトルコギキョウをやっているということでございまして、今後、ハウス等の関係もあるもんですから、各農家の方々、ハウスがある方であれば、割りとどなたでも栽培出来るということで、特に青森県地方は、ハイブリットとトルコギキョウが気候に適しているということでは言われているもんですから、そういった農家の方があれば、今後も持続してやっていきたいと思っております、うちの方の補助としましては、一農家3年間だけ補助するということで計画をして実施しているところでございまして、また、その反当の収量等につきましては、実は、ハイブリットスターチスにつきましては、2年位株を大きくしてからやると収穫をするということになっておりまして、11年度から実施して11、12ということで、13年度になるとその成果が出てくるのではないかなと思っております、ただ今のところ、反当の収量とかというのは、トルコギキョウ等については、道の駅の方にいくらかは、販売しているみたいですが、私の方としては、まだ反当収量については、ハイブリットについては、つかんではございません。

その他、ジギスカンの事業の方でございまして、土橋議員、おっしゃられましたとおり、平成8年から現在まで約18,600千円という経費をかけまして、飼育してきてござ

いますけれども、当然、土橋さんという元畜19頭から始めたということで、その果実とか、そういうのが出て、資源が当然増えてきているというところで、実は、私の方としましては現在のところ、個体の管理につきましては、台帳を作って、作成しているんですけども、先ほど申されておりますとおり、経費は一般的、一般会計から出しているんですけども、歳入には、一切出てこないということで、ございますけれども、その通りでございまして、実は、今のところ現在販売はしていないんですけども、実際使っているのにつきましては、農業振興祭、臥牛山まつり等につきましては、5頭、10頭ですか屠殺をしてですね、お客さんに対して提供しているということでございまして、本来であれば、土橋議員という元畜に於いて財産であるんですから、その貸付家畜、その貸付牛導入みたいな評価をしてですね、その羊の評価額を、決定をして、そして、産業振興祭の方にも、その評価した価格で売却して、その売却した価格を雑入なり歳入に入れるというのが本来であると思います。ただ、今までそのようなことをしてきていなかったものですから、今後はですね、色々その実際、羊の市場のですね、その価格っていうんですか、そういった価格が実際やっているかどうか、その辺まだ確認していないもので、牛の場合であれば家畜市場三ヶ月間のトータル平均でもって評価委員会を開催して、その牛の価格を決めるということでやっているものですから、現在のところでは、羊についてはそういった評価をしていないのは実情でございまして、いろいろ今後ですね、葛巻町とかいろいろあるものですから、その辺、また関係機関等からお聞きしまして、その評価とかそういった価格とかですね、一応検討しながら、今後そういうふうに個体の台帳はあるんですけども、実際やった場合には歳入でみると、売却をするというような一応経理をしていきたいと、今後考えております。そのような事でこれからやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で、ございます。

○議長（荒道鶴造君） 収入役、伊藤昭一郎君。

○収入役（伊藤昭一郎君） 一般質問で収入役に答弁をしろというご指名でございまして、申し上げますと思いますが、今、担当課長からも申し上げたとおりの状況でございまして、その通り申し上げますと、その物品の書類、物品という考え方のなかに当然にあることなんですけれども、物品としての収支はやっておらないと、こういうことでございまして、ただ、私のところでチェックをしているのは、当然に臥牛山まつり或いは産業振興祭の際のその収支についてのチェックでございまして、動物のいわゆる物品としての、動物としてのいわゆる収支はやって

ておらなかった、とこういうことでございまして、大変いいところを突かれたと反省しているところでございますが。ただですね、今やっているのは、実際には波及効果という土橋さんの見解からすると、当然その波及効果というところまで考えなければいけないわけですが、今の段階は、まだ、いわゆる別表にある動物の分類としての試験用或いは実験用その部分まだその域を達していないのではないかという部分もあるもんですから、あまり厳しくこれをチェックせん買ったという点については認めざるを得ないところでございますが、いづれ決算の際には、この部分を詰めてみたいと、こう思っております。

○議長（荒道鶴造君） 4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 先ほど、農林課長の方で提供しているという言葉が出ました。どこに提供しているのか、公費に経理上ですね、公費として上げないで、どこに提供しているのか。それから今、収入役の説明でもあったんですけども、平成6年からですね、あ、平成8年から、8、9、10、11、12、5ヶ年たっているわけですので、その間で試算がどうなっているのかというのは、当然、疑問持てしかなるべきことでございます。しかも、町長先ほど、単なる農業振興だけでなく、いわゆる浜の方のいちご煮祭りと、山の方の臥牛山まつりを二大イベントとしてやっていきたいということなんですけれども、紛れもなく、これは農業振興上ですね、重点事業として位置づけているじゃないですか、観光じゃないですよ、農業振興として位置づけているんです。これは、第3次の総合振興計画でございます。第3次の総合振興計画の農業振興として、その中の主要事業としてジギスカンの里づくりの推進というのが明確にうたっているんですね。いわゆる、農業振興なんです、あくまでも。その認識があいまいになっているんじゃないかと、まず提供していると、果実を公費に経理もしないで提供している、どこに提供しているのか、それをお聞きます。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） どこに提供しているかということで、先ほど言い方が悪かったかも知れませんが、産業振興祭とかですね、臥牛山まつりに対しての行事等につきまして提供しているということの意味で言った訳でございまして、実際、そこでも販売等も致して収益を得ている訳でございまして、その収益を得た分につきましては、町の方に補助金をいただいた売

上げの分があった分については返しているということでございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 土橋信夫君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

○4番（土橋信夫君） ハイ、4番、土橋です。ちょっと、あいまいだと思うですよ、臥牛まつり使う、それは、非常にあいまいだと思うんですよ、で、臥牛まつりの実行委員会というのは、いわゆる農業振興費の目の中で19節で補助金をやっている団体じゃないですか、そうなんです、産業振興会の経理を見ますと、そこでも町の町有財産である綿羊を任意団体であるその臥牛まつりの実行委員会の名前で屠殺をして、カット料払って、屠殺料払って、それを使っているということなんですよ、補助金ていうのはですね、私が補助金だといっても信用、補助金の定義といっても信用しないから、自治用語辞典の補助金ていうのは何かと調べてみましたので、補助金は広く補助金とは、政府が地方公共団体もしくは民間に対し又は地方公共団体から他の地方公共団体もしくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう、ということなんです、ですから、農業振興費の19節で二つの団体に補助金を出しているってのは、客観的にみて任意団体なんです、その任意団体が町有財産であるものを、町の方から供与されて、それを任意団体の経費でもって、いわゆる、それを運用している、あるいは、かかった屠殺料とカット料はその団体が払っているということなんですよ、ですから、自治法でございます、地方自治法237条第2項、第238条4第1項の規定の適用がある場合を除き、地方公共団体の財産は条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない。明らかに、今までの状況からすると地方自治法第237条第2項に抵触しているじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（荒道鶴造君） この際、暫時休憩いたします。開会時刻は追ってお知らせいたします。
（休憩 11時42分）

○議長（荒道鶴造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの4番、土橋議員の質問に対する答弁をいたさせます。

（再開 14時40分）

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 大変長い時間かけまして、申し訳なく思います。休憩前の土橋議員の再質問にお答えいたします。綿羊の処分について地方自治法第237条第2項の規定に抵触しているのではないか、というご指摘ですが、同法同項の規定は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてとあり、これを受けて階上町町有財産の交換、譲与無償貸与等に関する条例があります。同条例第6条には、物品は次の各号の一に該当する時はこれを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することが出来る、と規定され同条第1号に公益上の必要に基づき、他の地方公共団体、その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。と規定されております。祭りの私人というのは私という意味であります。祭りの実行委員会は公共性の高い団体でありますので、ご指摘の法に抵触しているのではないかという指摘は該当しないのではないかと思います。なお、経理の方法につきましては、これを機会に改善するよう努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、4番、土橋信夫君の質問を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君の質問を許します。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番、桑原。本3月定例会一般質問のご機会をいただき、質問させていただきます。まずもって、町行政におきましては町民の広い多様なニーズに応えるため、大変なご努力をなさっておることと存じます。又、21世紀に入り階上町そのものを問う非常に大事な時期にさしかかり、身近な問題を解決しながら将来の階上町を展望しなければならないという大変、日常的にそうございましょうけれども、特に今、そういう大変な重要な時期に差ししかかっているなというふうに認識をしております。こういう時に、町政にたずさわれる、たずさわらせていただく1人として、この場に立たせていただくことに自ら大変な責任の重さを痛感している次第でございます。階上町並びに町民の方々の多くの意志をくみとりながら、町議会議員として誤りがないように、自ら考え、決断をして参る覚悟でおります。

通告にしたがって、質問をさせていただきます。

まず、市町村合併についてでございます。任意の合併協議会と法定の手法の違いは、ということとで通告させて（いただいて）おります。任意の協議会の発議に対する、設置に関する議案は15日に提案される見込みでございますので、それについては触れないつもりでございます。

特に考えたいのは、今、この合併という問題が町民の方々に、どのように理解されているのか考えますとき、法定と任意の違い、任意の協議会も持てるんだよ、当階上町におきましては、八戸市長が、広域14市町村に任意の合併協議会を呼びかけるということを以前から申しておりました。そういう中で、県の方針が示されるのを待って、八戸市長は呼びかけられました。当階上町においても、議会でも全会一致で任意の協議会に参加をしようではないか、という意志の統一をみたわけでございます。八戸市長には、その旨報告したのは皆さん、ご案内のとおりだと思います。又、南郷村も任意の協議会に参加します。福地村は、7月まで返事を待ってください、ただ、私が知りうる中では、福地村も議員の全員協議会の中では、任意の協議会に参加しようではないか、ということで、大方意志の疎通が図られているようでございます、となりますと、県が示した合併要綱に基づいた、この八戸地域ブロック4市町村の任意の協議会は出来るのではないかとこのように、私は今認識をしております。そういう中で、法定の合併協議会になりますと、地方自治法に基づき、合併特例法に基づいて粛々と、その事務は進めて参られるのは皆さんご案内のとおりだと思います。しからば、任意の合併協議会を作った段階において、その協議会がどのような協議をされていくのかということは、まだ設置されていないから分からないこととでございますけれども、いずれ、どちらかが設置されるわけでございます。

任意の協議会が設置された場合、どのような協議をしていくのか、今、知りうる範囲で、私はお答えをいただきたい、というふうに考えております。これが第1点でございます。

2番目として、東北新幹線盛岡・八戸間開業について、八戸駅開業に伴う町の対策についてどのようなお考えがあるか、先ほど申しましたように階上町にとって対外的に大きな問題が、今、生じております。この新幹線は、町の発展に、どのように我々が結び付けていくのか、県は、県勢発展のためのチャンスととらえて、さまざまなことを考えているようでございます。

八戸市においても行政、経済界さまざまな分野の人たちが、この開業をどのようにとらえるか、地域の発展のチャンスとする知恵が試されているという認識で取り組んでおります。じゃ、私も階上町並びに町民にとって、交通の便が良くなるということだけなのか、第3次階上町総合振興計画の中では、階上駅、大蛇駅の利便性を図りたい、それから観光、さまざまな観光資源をもっておりますので、これに対するネットワークを構築したいと、そのような大きな方

策が示されております。いよいよ来年、開業になるわけでございますので、階上町としても、具体的に、この新幹線八戸駅開業という問題をとらえて、町発展のために役立てていく必要があるのではないか、今後、具体的なアクションがございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

3番目でございます。国土調査成果の管理について。国土調査の成果に誤りが見つかった場合、又は誤りと思われるような個所が発見された場合、町としてどのような対応をすべきか、土地、公図等無番地、権利無しと思われる土地が発見された場合の町の対応は、いかにすべきであるか、国土調査は、階上町においてはすでに終了しております。その管理は、税務課が管理しているわけでございます。これは、町民の財産権利を守る非常に大事な仕事だと思っております。そういう中で、おとし、特別委員会等で私委員にならせていただきました。いろいろ調査した結果、私から見て、無地番、公図に地番がない土地があるのではないか、ならば、この土地が、どのような処理をすればよろしいのか、大変重要な、問題だと考えておりますので、まず、一般論として基本的な考え方をお伺いしたいと思います。以上、3点について壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(11 番、桑原一夫君 降壇)

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 桑原議員の一般質問についてお答えをいたします。3点にわたっておりますが、順次お答えを申し上げたいと、こう思います。冒頭でのお話し、いよいよ21世紀を迎えた、そして階上に限らないのでありますが、市町村合併問題等含めまして、少子高齢化いろんな行政課題抱えている、そういう意味でも、階上町にとってでもありますし、又、全国の市町村にとっても、地方自治体にとって大変重要な時期を迎えている、責任が重い、こういうふうな認識、同じ認識を持っております。合併につきましては、今、桑原議員からお尋ねがあったようなことなわけですが、合併協議会の法定と任意の手法の違いについて、と、手法の違いと私なりに解釈して、お答えしていきたいとこう思いますが、法定はいうまでもなく合併特例法に基づくもの、合併の是非も含めて合併に関するあらゆる事項の協議と新市町村建設計画の作成が義務づけられております。特例法第5条によって義務づけられているわけでもあります。さらに、その計画に基づく事業に対して財政支援措置が受けられることとなっていることは、ご周知のことと思います。任意の場合は、あくまで任意でありますので関係市町村の協議

によって、どのような進め方をしていくか、決めていくことになるものと思います。現在、八戸市長からの呼び掛けのある任意協議会につきましては、八戸市も出来るだけ法定に準じた方法で協議事項を決め、協議していくものと思いますし、私もそうすべきものと思っております。実際に合併する方向にいく場合、法定に切り替えることになるものと思います。一方でますか、法定の場合は、平成17年3月末日までの合併を念頭に、合併するかどうかの是非等あらゆる協議をすることになるものと、こう思っております。そして、目途として要するに17年、法定の場合は、17年3月とここまでの間に合併をするかしないか、こういうことを一つの大きな目途として考えられると、こう思っております。任意の協議会の場合は、関係町村の決め方によるわけではありますが、いつまでに、どれを、どのようにということはあくまでも任意だというふうに理解をしております。方法論いろいろと、任意はそういう意味では、関係町村の考え方によることが多い、大きいわけではありますが、私は、法定協議会におきまして、この及び腰ではなくって、本腰で真剣な協議を行なう中から、より良い建設計画になるものと、こういうふうに思います。それによって町民の皆さんに対して、合併の是非についてのより良い判断材料を示すことが出来ると、こう思っておりますし、又、そうすることが住民発議1780名の署名を尊重することになるものと、こう思います。いずれ、付け加えますと、法定、任意、これは相矛盾するものではなくて両立しうるものと、私はそういうふうな受け止め方をしております。いずれにしましても、階上町は明治22年に村として誕生して以来まったく合併をしないで、現在まで至っていると、そういう長い歴史があるわけでありまして、出来れば単独の町村として発展していければ幸いなわけでありまして、今のいろんな状況を見ますと真剣に町の将来ということを議論する、その場を、法定協議会という場を作るということは、異議のあることと、こういうふうに思っております。

次に、東北新幹線盛岡・八戸間開業についてであります。文化観光立県宣言記念イベントとして青森県が21世紀に向けて新たなスタートを切ったことを、強烈に印象付けるための本県の多彩な資源を一同に集約し、イメージアップと誘客促進に結びつけるイベント活彩あおもり大祭典を東京ドームにおいて開催をされて来ました。我が町も、平成10年度、11年度の2年間にわたって、このイベントに参加をしたわけでありまして、階上町のパンフレット、チラシ等の配付及び町の郷土料理を販売し、沢山の来場者から好評を得たところであります。特に郷土料理につきましては、大変な人気で長蛇の列が出来て、1時間半後の食券を並んで買って又、並んで受け取るというふうな盛り上がり方でありまして、大変そういう意味でも今後のPR大事だというふうに実感をしてまいりました。2番目として、新幹線青森開業冬期観光振興

事業として、県と八戸広域市町村圏を構成しております、13市町村でシャトルバス協議会を設置し、平成14年2月8日から24日までの17日間、八戸駅から各市町村を經由し、十和田湖休屋までの4ルートを実行させるという予定になっております。我が町の「道の駅はしかみ」がコースに入っておりまして、ルート上の市町村の観光資源を継いでいくことで、この地域の魅力をPRするという事になっております。又、3番目に新幹線の利用の有無を問わず、県立自然公園である我が町に県内外から来町する観光客に対しまして、自然にたつぷりと親しんでいただくため、階上海岸のトイレ整備、又、階上岳登山口周辺の駐車場、研修施設の整備、登山客のため車道及び各ルートの遊歩道整備等いろいろと進めているところであります。又、八戸駅から近く磯釣り、舟釣りの出来る名所が我が町にあり、平成12年度に階上町の遊漁船の案内、海産物加工品、階上海岸民宿等を紹介したパンフレットを作り、首都圏の釣具店、各地の釣り愛好会等に幅広く働きかけ、PRを図っていきたくと、こう考えております。いずれにしても、町も勿論であります、県、そして八戸広域市町村圏などと連携をとって皆さん方の御意見、御指導をいただきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。3番目の国土調査成果等の管理につきましては、担当課長から答弁をいたさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） それでは、桑原議員の3番目の質問でございます。

国土調査成果の管理について、2点になると思いますので、その第1点目でございますが、国土調査成果に誤りが見つかった場合、又は誤りと思われるような個所が発見された場合、町としてどのような対応をすべきか、一般的には、調査して正しい成果が確認できた段階で修正するのは、所定の手続きをして特に地籍筆界が修正されるのについては、利害関係のある地権者から修正承諾を得て、そして、修正しています。修正を申し出る地権者からは、修正前と修正後を示していただいて処理しているのが現状です。それから、もう1点ですけども、土地公図等は無地番と思われる土地が発見された場合の町の対応はいかにすべきか、ということでございますが、これが、御承知のとおり国土調査が終わって、国土調査が一筆、一筆を調査をしていることから、無地番は発見されることはないと思っており、が、発見された場合は、ということでございますので、その場合は、関係者、関係機関から指導、協力を得て対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番、桑原です。再質問をさせていただきます。冒頭、おことわりしたように、法定の合併協議会設置うんぬんに関することは、別の議案で出されておりますので、それには触れないことだったんですが、今、町長さん随分、自身のことをいわれたんですけども、私は、あくまでも任意の協議会もあって、任意の協議会が出来れば、どのようなプロセスで議論が進められるのか、のいうことをお尋ねしたわけでございますので、法定の協議が出来ればどうのこうのと、後の議論になるわけでございます。一つには、当然のごとく任意の協議会で法定の協議会に準じた協議をしていかなければならないと、私は考えております。当然、法定であれば、建設計画、又、地域審議会等でさまざま地域のことを協議していくことになろうかと思うんです。当然、各自治体がさまざまな条例に基づいて、さまざまな事業を展開しております。違う分野がかなりございます。そういうものは自治体が持ちよって、そのすりあわせをしていかなければならない。そういう作業が当然やらなければならない作業になるわけでございます。こういう中で、私は、任意の協議会も町長おっしゃったように、法定の協議会と同等の作業をしなければならないと思う、と、私もそのように感じておりますけれども、この情報というものは、なかなか一般の町民の方々、又、我々にも、なかなかなかった事ですし、これからの協議によると思うんですけれども、そのように進むだろうというふうに私は理解いたしております。それで、この次のことなんですけれども、任意であれ、法定であれ、当然町の代表として協議に参加する人が出てくるわけでございます。それは、人数が限られてくるわけでございます。それじゃあ、町の意志というものを協議するにあたって、階上町の意志というものをどのように集約して、その協議なりに反映させていくのか、選ばれた委員個人が、個人のことをいえる立場ではございません。押しの強い人が行って協議すればいいというものでもございません。みんな、階上町のことを背負って行って責任を持って協議しなければなりません。それじゃあ、そういう代表の方々がどのような意見でもって協議をするのか、これは、任意でも、法定でも一緒でございます。その町の意志というものをどのような形で集約するお考えがあるのか、今、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。それから3番目でございます。そのようなことがないと思うけれども、無地番の場が発見された場合にはというお話しを、今、御答弁でいただきました。私は先ほど課長のところに行って、公図をひろげて、ここには地番がないのではないかとということを申し上げたつもりでございます。

す。そのところを課長はどのように御覧になったか、再度お尋ねをいたします。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、桑原議員の協議会に臨む委員の方々、又は町民の意見の集約をどのようにして進めて参るか、ということでございますけれども、まさに合併という町にとりましても最大の課題を抱えてございますので、町民の意見の集約ということにつきましては、協議会の設置は設置で委員の方がなるわけでございますけれども、町としても19行政区あるわけでございます。その19の行政区の意見の集約を並びに情報の公開、それから審議の過程を充分PRして進めて参りたい、そして、それらの集約したのに意見等を、選ばれていきます委員の方々にも資料として差し上げ勉強していただく、と等々考えてございますし、又、協議会が出来ますれば事務局が設置されます。そちらとの方との連携を取りながら、町は町独自の考えでもって町民の意見の集約を図るために、懇談会等進めて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） お答えをいたします。国土調査は、一筆一筆調査し、そして、調査前はおそらく図面ていいますか、公図と現場は合わない、そういう部分はあったと思います。その時点で発見されてご指摘のその無地番ですか、その時に発見されたのはあるかも知れません。その後に、調査後には、一筆一筆調査し、今あったものを含めて調査されていますから、その後には、一筆一筆調査された、国調の終わった後にはそうゆうのは、ないではないのかという意味で申し上げました。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原。合併に関しましては、法定はともかくとして任意においても、広く町民の意見を聴きながら町民に情報を提供しながら進めると、当然、今現在、町民の方々にどれだけの情報が伝わっているのか、町主催の説明会は、1回だけだと思っております。そういう中で私は将来の階上町を考える場合、賛成、反対からこの問題取り組む

のは突出した意見で、町民の心が二分してしまうのではないかなと、それは、町民にとっては大変不幸なことだなと、私個人は考えております。同じスタート出来なかったものかなというふうに将来を考えると、残念でならないわけでございます。これは、いずれ、今課長おっしゃったように、町民の方々に広く情報を提供し、町民の方々の意見を広く取り入れて、これは進むべきことがらだと思しますので、これはよろしくお願いをいたしたいと存じます。それから、3番目の問題でございますけれども、私、全然、納得いかないんであります。済んだあとだから、解決されているということにもとられます。しかしながら、国土調査をやる場合、たとえば無地番で、無地番ということは権利のない土地でございます。権利のない土地があった場合、誰がその場を決めるかと、地番のない土地は、基本的には官有地というみなされ方をしております。基本的には、官有地でございます。青道か赤道か調査をしなければなりません。又、大蔵省なり、土木事務所なりに照会をし、先に、この土地の地番権利を確認したうえでなければ一筆調査はできないことになっていると思います。ですから、私は、公図を見た段階において、地番がないものが今現在でもあるんだと、その認識をどのようにとらえておられるのかということをお尋ねしているわけでございます。それがないと、その権利がないと合筆も何も出来ないわけでございます。そのところ、もうちょっと詳しく、回数がないもんですからよろしく御答弁願います。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） ハイ、お答えをいたします。権利をないという、ご発言でございましたが、これは、国土調査が、それぞれの専門に調査をされて、しかも、そこのご指摘の場所は、確かに裁判中のところでございます。それで、それは、地権者が間違いなく管理をしている無地番で、だれのでもないのではないのかなという権利無しの土地のような発言が、そこは、ちゃんと従来から管理をされてきている、たまたまそこにその地番がなかった、漏れなのかなにかは、その過程は分かりません。でも、専門の、その国土調査する方が調査して、そして地権者の意志がはたらいて調査されたというのが現実です。ただ、それがたまたま法務局にはいかされていなかった、それが調査されて、認証されたものが、たまたまそれが、法務局にいかされていなかった、そういつて、そこが今のような状態になっています、それが、私どもが裁判の結果が出なければ、それがどのような扱いになるのか、そこまでは、ちょっとわからないということで、そうゆうのはありません、ということをおっしゃいます。

○議長（荒道鶴造君） 税務課長、松橋隆巳君。

○税務課長（松橋隆巳君） お答えをします。ただいまのご指摘の場所は筆界未定になっております。したがって、そこが無地番という形では、どこにも出てきていません。ただ、ご指摘しているのはおそらく、旧国調が入る前の旧図面を見て、旧図面でお話しされているでないのかなと思っております。今の図面には、その筆界未定地はございません、無地番はございません、筆界未定地はございますけども。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 桑原一夫君の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番桑原。4回目になって、私、納得いかないんですけれども、今回は問題提起の場とさせていただきたいと思います。まったく法律から基づきますと、まったく答弁になっておりません。無地番の土地が国土調査でなくなるということはありません。きちっとした調査をしなければ、調査をして地番をつけなければ国土調査事業によって、これが一筆調査をされることはないんです。間違えございません。間違いないんですよ、自信持っています私。これは、今、筆界未定だとおっしゃいましたけれども、今、筆界未定となれば無地番は公図上に無地番という地番を追加しなければならないんです。それが、法律に基づいた事務だと、私は確信しております。いいですか、今回は問題提起とさせていただきます。地番のない土地は、だれの権利か調査をしなければなりません。国土調査の時点において、その調査がきちんとなされているのであれば、その無地番の土地に権利が生じてそれで、一筆調査がなされる danndori なわけでございます。その調査がなされないで進むならば、本来だれの土地かわからない土地が個人の所有になる可能性があるわけです。これは、私は行政の職務としてですね、調査をしてですね、調査をしていただきたい、当時にさかのぼって調査をしていただきたいと存じます。これは、とりもなおさず、その土地の周辺の町民の人たちの権利、それにもかかわってまいります。無地番の土地を確認したら、公図に無地番の地番を追加する、無地番でなく、権利の所在がはっきりしたら、その権利の地番を加入する、これが職務だと思います。過去においても、階上町は平成6年、外平の地番を遺漏ということで大渡新

田に追加しております。職務としてやっております。間違いが見つかった時は、正しくするのが職務であると思います。

ここの法律のところを、昭和47年、8年にさかのぼって調査されることをお願いして、問題提起をさしていただいて、今回の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、11番、桑原一夫君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により3月10日及び11日の二日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月10日及び11日の二日間は休会することに決定いたしました。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

次の会議は3月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後3時22分）

平成13年第2回階上町議会定例会 第3日

議事日程（第3号）

平成13年3月12日 午前10時開議

- 日程第1 議案第1号 階上町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 階上町身体障害者短期入所事業利用料徴収条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 階上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 階上町公共下水道事業債償還基金条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 階上町コミュニティ公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 階上町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 階上町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 階上町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 階上町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 階上町教員住宅使用料条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 階上町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 平成12年度階上町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第17号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第18号 平成12年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第19号 平成12年度階上町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 平成12年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第22号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第31号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の一部変更契約の締結について

日程第 24 議案第 32 号 町道路線の認定、変更及び廃止について

日程第 25 議案第 34 号 第三次階上町国土利用計画基本構想を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 松 久美子 君	2 番	石 川 清 人 君
3 番	山 田 恵 治 君	4 番	土 橋 信 夫 君
5 番	郷 州 公 典 君	6 番	上 山 博 一 君
7 番	松 森 嵩 君	8 番	佐 京 登 君
9 番	畑 中 弘 實 君	10 番	大 前 典 男 君
11 番	桑 原 一 夫 君	12 番	木 村 勝 彦 君
13 番	阿 部 敏 秋 君	14 番	浜 谷 豊 美 君
15 番	平 戸 茂 雄 君	16 番	松 倉 正 美 君
17 番	田 端 清 君	18 番	荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明者のための出席者

町 長	正部家 佑 介 君	収 入 役	伊 藤 昭一郎 君
教 育 長	山 本 雅 教 君	総 務 課 長	浜 谷 政 己 君
企 画 課 長	浜 谷 義 勝 君	税 務 課 長	松 橋 隆 巳 君
保健福祉課長	鳩 文 男 君	農 林 課 長	高 階 繁 雄 君
建 設 課 長	中 村 豊 志 君	町 民 課 長	上 沢 寿 勝 君
水産商工課長	中 城 功 君	中央保育所長	桑 原 定 男 君
出 納 室 長	池 田 隆 君	教 育 次 長	三 上 孝 八 君
学 務 課 長	三 上 孝 八 君	社会教育課長	林 貢 君
体 育 課 長	小 沢 勝 君	給食センター所長	三 上 孝 八 君
農業委員会事務局長	工 藤 靖 夫 君	代表監査委員	渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局長 高 橋 信 一 君

総務課長補佐 上 博 文 君

総務課庶務係長 田 中 昇 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 議案第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、議案第1号 階上町職員の再任用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号 階上町職員の再任用に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（荒道鶴造君） 日程第2、議案第2号 階上町身体障害者短期入所事業利用料徴収条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町身体障害者短期入所事業利用料徴収条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号～日程第4 議案第4号

○議長（荒道鶴造君） この際日程第3、議案第3号 階上町公共下水道事業特別会計条例の制定についての件、及び日程第4、議案第4号 階上町公共下水道事業債償還基金条例の制定についての件を2件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番、桑原。議案第4号の方でちょっとお伺いします。第5条の中に繰替運用であるんですけど、繰替運用第5条、この繰替運用につきまして、ちょっと確認したいんですけども、これはあくまでも、この特別会計事業の中での繰替運用ととらえてよろしいのでしょうか。これ一件だけ、お願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 建設課長、中村豊志君。

○建設課長（中村豊志君） ハイ、お答え申し上げます、その通りでございます。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。（なしの声あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号 階上町公共下水道事業特別会計条例の制定についての件及び議案第4号 階上町公共下水道事業償還基金条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長(荒道鶴造君) 日程第5、議案第5号 階上町コミュニティ公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号 階上町コミュニティ公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長(荒道鶴造君) 日程第6、議案第6号 階上町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号 階上町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(荒道鶴造君) 日程第7、議案第7号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(荒道鶴造君) 日程第8、議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 9 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 9、議案第 9 号 階上町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 9 号 階上町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 10 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 10、議案第 10 号 階上町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 10 号 階上町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 11 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 11、議案第 11 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長(荒道鶴造君) 日程第12、議案第12号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号 階上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長(荒道鶴造君) 日程第13、議案第13号 階上町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号 階上町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について件

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 14 号

○議長(荒道鶴造君) 日程第 14、議案第 14 号 階上町教員住宅使用料条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 14 号 階上町教員住宅使用料条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 15 号

○議長(荒道鶴造君) 日程第 15、議案第 15 号 階上町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 15 号 階上町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についての件を採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 16 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 16、議案第 16 号 平成 12 年度階上町一般会計補正予算の件
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 16 号 平成 12 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 17 議案第 17 号 ～ 日程第 19 議案第 19 号

○議長（荒道鶴造君） この際、日程第 17、議案第 17 号 平成 12 年度階上町国民健康保険
特別会計事業勘定補正予算の件から日程第 19、議案第 19 号 平成 12 年度階上町老人保健
特別会計補正予算の件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11 番、桑原一夫君。

○11 番（桑原一夫君） ハイ、11 番、桑原。保健課長にお伺いします。実は昨年でしたか、
国保税の改正の時は、もう一年町民のために我慢してくれということで否決になった件がござ
いましてですね、その件、気になっておりまして、その後この会計ですね、町税の伸び、課税
基準額、伸び、その他だいたい、今現在の範囲でですね、その会計がどのような推移できたか、
若干、説明いただければ次年度等の参考になりますので、簡単に結構ですのでお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 保健課長、鳩文男君。

○保健課長（鳩文男君） 桑原議員のご質問にお答えいたします。

まず、今の３月補正末の歳入歳出の状況で、基金におきまして５，７００万円程残る予定で
ございます。それから余裕ある形として、予備費として１，６００万円計上してございます。た
だし、来年度におきましては、これを全部取り崩しても厳しいなあという感じは持ってござい
ます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。（なしの声あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第１７号 平成１２年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件か
ら議案第１９号 平成１２年度階上町老人保健を特別会計補正予算の件まで、３件を一括して
採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第２０号

○議長（荒道鶴造君） 日程第２０、議案第２０号 平成１２年度階上町漁業集落排水事業特別
会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第２０号 平成１２年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決
いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第２１号

○議長（荒道鶴造君） 日程第21、 議案第21号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成12年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第22号

○議長（荒道鶴造君） 日程第22、 議案第22号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成12年度階上町介護保険特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第31号

○議長（荒道鶴造君） 日程第23、議案第31号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の一部変更契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） 2番、石川です。契約が1億約6千万円、プラス部分で1億7千万円、約1,500万円の差がございます。ここを説明させていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） 変更の部分なんですけども、まず、1,493万円の差額がございますけども、その工事の内容でございますけども、当初は、仮設道路工としまして延長400メートル見込んでおったんですけども、それを620メートルに変更した部分と、それから、湧水処理工を当初設計ではみていませんでしたけども、その湧水処理が必要だということで、本線の道路とか、100mmの網状管の湧水処理の網状管を延長282.5メートル設けると、それからボックスカルバート設置してございますけども、その底面に対しまして、フトン籠を452メートル敷設替えした等が主な工事費の内容でございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） 2番、石川。ただいま説明いただきましたけど、たとえば、延長する部分でございますが、最初に、たとえば決めた区間、これは、まず、1億6千万円、プラスの分これは最初からそうゆうふな計画でもってきてるべきじゃないのか、また、延長部分の1,500万円というのは次の2期の方に回していいんじゃないのかと思うんですが、また、この金額1,500万円ですが、この金額がどの辺が妥当な金額なのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） 実は、予算なんですけども、当初ですね、延長320メートルの2億3,200万円ほど予算計上してございました。ところが、今の補正でも減額して、4,000万ほど減額してございますけども、当初延長みていた部分よりも、どうしても、今の積雪の関係で盛土工があるんですけれども、そこの現道の下の方から土を運んで持って来る予定になっている工事でしたけども、積雪のためにどうしても出来ないということでですね、2億3000

万円という予算あったわけですけども、今のところ、1億7,000万円で工事を終らせたということで、本来であればもっと延長も320メートル予定してございましたけども、それが出来ないで、延長260メートルちょっとしか出来なかったということでございまして、全部繰越ということであればいいんですけれども、そこまでは、まだ出来ないということで、まず、湧水処理工等をして、その仮設道路工なんか設置した部分についても、やっていくということで、一応そういう計画に変更したものですから、延長等、最初から設計どおりでしたということでございましたけども、最初は、設計はそうであったということで、変更になったものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。（なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第31号 ふるさと林道石倉線開設工事請負契約の一部変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第32号

○議長（荒道鶴造君） 日程第24、議案第32号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第32号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 3 4 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 2 5、議案第 3 4 号 第 3 次階上町国土利用計画基本構想を定めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 3 4 号 第 3 次階上町国土利用計画基本構想を定めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月13日及び14日の2日間は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月13日及び14日の2日間は休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月15日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前10時50分）

平成 13 年第 2 回 階上町議会定例会 第 4 日

議事日程第 4 号

平成 13 年 3 月 15 日 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 23 号 平成 13 年度階上町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 24 号 平成 13 年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 日程第 3 議案第 25 号 平成 13 年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算
- 日程第 4 議案第 26 号 平成 13 年度階上町老人保健特別会計予算
- 日程第 5 議案第 27 号 平成 13 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 28 号 平成 13 年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 29 号 平成 13 年度階上町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 30 号 平成 13 年度階上町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 33 号 八戸市・階上町合併協議会の設置について
- 日程第 10 請願第 1 号 採択地区における小・中学校教科書採択制度の改善について
- 日程第 11 陳情第 1 号 激増する輸入農産物を抑えるため、一刻も早い「緊急輸入制限」
(セーフガード)の発動と、対象品目の拡大を求める陳情
- 日程第 12 陳情第 2 号 輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する意見書
採択の陳情
- 日程第 13 議会案第 1 号 輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する意見書
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 松 久美子 君	2 番	石 川 清 人 君
3 番	山 田 恵 治 君	4 番	土 橋 信 夫 君
5 番	郷 州 公 典 君	6 番	上 山 博 一 君
7 番	松 森 高 君	8 番	佐 京 登 君

9 番	畑 中 弘 實 君	10 番	大 前 典 男 君
11 番	桑 原 一 夫 君	12 番	木 村 勝 彦 君
13 番	阿 部 敏 秋 君	14 番	浜 谷 豊 美 君
15 番	平 戸 茂 雄 君	16 番	松 倉 正 美 君
17 番	田 端 清 君	18 番	荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明者のための出席者

町 長	正部家 佑 介 君	収 入 役	伊 藤 昭一郎 君
教 育 長	山 本 雅 教 君	総 務 課 長	浜 谷 政 己 君
企 画 課 長	浜 谷 義 勝 君	税 務 課 長	松 橋 隆 巳 君
保健福祉課長	鳩 文 男 君	農 林 課 長	高 階 繁 雄 君
建 設 課 長	中 村 豊 志 君	町 民 課 長	上 沢 寿 勝 君
水産商工課長	中 城 功 君	中央保育所長	桑 原 定 男 君
出 納 室 長	池 田 隆 君	教 育 次 長	三 上 孝 八 君
学 務 課 長	三 上 孝 八 君	社会教育課長	林 貢 君
体 育 課 長	小 沢 勝 君	給食センター所長	三 上 孝 八 君
農業委員会事務局長	工 藤 靖 夫 君	代表監査委員	渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局長	高 橋 信 一 君	総務課長補佐	上 博 文 君
総務課庶務係長	田 中 昇 君		



開議 午前 10 時 00 分

◎ 開議の宣告

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は、18 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◇

◎ 議事日程の報告

○議長（荒道鶴造君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◇

◎ 日程第1 議案第23号

○議長（荒道鶴造君） 日程第1、議案第23号 平成13年度階上町一般会計予算の件
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（16番、松倉正美君。）

○16番（松倉正美君） ハイ、松倉。予算案には直接関係ありませんけども、教育関係
のことがらについて教育長さんから2点ばかりのことについてお伺いしたいと思います
ので、よろしくお願いします。

まず第1点は、平成13年度の県の当初予算になりましたけれども、こども文化とい
うことを取り上げて大々的に活動するということには報道されておって、金額面は27
億7498万円、

○議長（荒道鶴造君） 松倉議員に申し上げます。今のは、議案審議でございますので議
案書に関係ないことですか、今関係ないと言いましたので。

○16番（松倉正美君） 関係ありますので。

○議長（荒道鶴造君） 関係ないと言ったから。

○16番（松倉正美君） というのはですね、この県の取り組みがいろんな形で各町村に予
算配分とか取組みの要請等が出ていると思いますので、その辺があるのか、ないのか、ま
ず第1点をお聞きしたいということです。それからもう一点は、平成14年度から週休
二日制が実施されるんだけれども、そのことがらについて、教育委員会とか教育関係で、
町でどういう取組みをなされているのか、ということについての2点をお聞きしたいと

思いますけども。

○議長（荒道鶴造君） 今の件は、議案書の中に載っていますか。

○16番（松倉正美君） 直接は載ってはいないけれども、いずれ13年度の県の動きの中で、必ずあることがらというふうに考えておりますので、内々にそうゆうふうなお話があったのか、どうかというのを含めてお聞きしたいということです。

○議長（荒道鶴造） 教育長、山本雅教君。

○教育長（山本雅・君） 一般会計の13年度の予算には関係ないということで、そうゆうつもりで私もお話し申し上げますが。まず、第一点のこども文化、これは、要するに学校週五日制に向けての、来年度は最終年度の年になります、といいますのは、学校でも教育課程のつなぎという形の年度に13年度はなります。県の方でもそうゆうことで、子供たちの地域での活動に対して事業をもっていることは承知しております。で、五日制とからめてお話し申し上げますが、平成14年度から学校週五日制が始まります、ということは子どもの生活全体を見直して家庭や地域社会での生活時間の比重を地域社会で高めていかなければならないという意味で、学校の教育活動では補わない部分が地域に比重としてかかってくるわけでございます。で、健全育成のためにはやはり、そうゆう活動をしなければならない事業を起こしていかなければならない、と斯様（かよう）に思っております。で、まさしく生活体験だとか、自然体験だとか、社会体験、これが大変重要視されると思っております。で、これまでもですね、本町でも、各学校単位で高齢者との交流事業、三世代交流事業あるいは、民族、伝承芸能の継承活動、あるいは、スポーツ交流事業としては、本町では卓球だとか、水泳大会、ユニホック大会、夏に行われております。防犯球技大会なども実施しております。これらについては、13年度も、そして週五日制になる14年度からも更に続けていかなければならないことだと、そうゆうふうに思っております。議員もご承知のとおり、現在、ハートフルプラザのホールのところ、こども放送局というものがあまして、これは三戸町、田子町、本町、それから八戸市で国の事業という形で県から降りて本町でも立候補して設置されたものであります。これは毎週土曜日に番組の創作活動を行なっています。13年度はこれに

加えて。わんぱく 王国ということを考えております。これも予算上に計上しておりますので、これらも五日制の、週休五日制のところで実施していかなければならない、で、14年度は、更にこれらの事業も本町で起こして、子供たちの健全育成に役立てていきたいと、斯様（かよう）に考えております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 松倉議員、今の再質問ですか。

（松倉議員…そうです。質問というより要望で納めたいと思います。）

認めません、先ほどもいったとおり、議案審議でございますので、議案、今のついでに質問であれば、結構でございます。

ほかにありませんか。

10番、大前典男君。

○10番（大前典男君） 10番、大前。総合運動公園整備事業のことについてお聞きしたいと思います。説明書の140ページですけども、この中の委託料のところに緑の基本計画策定事務委託料1,569万円と公園基本計画及び基本設計事務委託料21,678千円とありますけども、これについて場所とか中身を詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ただいまの、大前議員の質問にお答えをいたします。まず、緑の基本計画の件でございますが、この計画は、総合運動公園事業を国庫補助事業を導入して整備を図るために、その国庫補助の新規事業の採択にあたり、この緑の基本計画の策定が国の指導で必至事項、必要な事項である。このように指導されておりますので、この運動公園を進めるにあたりましては、この緑の基本計画が必要と、このようなことから、今回お願いしていたものでございます。この運動公園、この緑の基本計画の中では、運動公園は公園緑地の整備というような位置づけになろうかと思います。それから次に運動公園の基本計画、基本設計委託料の件でございます。これにつきましては、用地はまだ決まっておりますが、現在2ヶ所の候補地にしぼられておりまして、1ヶ所にはまだ決まっております。しかし、これから、遺跡の関係の調査やら、まあそれらを進めまして、早急に用地も決めて、この委託料につきましては、当初予算でお願い

をし、用地が決まり次第、早急に次の段階に入りたいと、このようなことから 今回当初予算に お願いをしたというものでございます。以上、簡単ですが終わります。

○議長（荒道鶴造君） 10番、大前典男君。

○10番（大前典男君） 今、場所は決まっていないということなんですけども、今までの説明では12年度中には場所を選定して、13年度中に調査に入ることとございましたけども、もしかして、12年度中に出来ないとして、13年度早々に場所を決めて、あとは調査、13年度中には調査に入りますけれども、そうした場合、だいたい今までの説明では、14年度に土地の買収、そして、15、16、17年で、3ヶ年で整備をするということとございましたけども、そうゆうふうに認識していい訳ですか。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） お答えいたします。運動公園の整備の計画でございますが、以前にも皆さん方にご説明いたしました、議員おっしゃるとおりの年間の予定でございます。今回12年度、今現在、用地が決まっていないわけでございますが、これからも含め、進め、そして、13年度当初より今回予算をお願いしております。遺跡の関係を進めまして、年度はじめに出来るだけ早い機会に場所を特定ていいですか、決めたいと、このように思っております。そして、それが決まり次第に、予算をお願いしてありますよう、それをいただきますと、基本計画、それらについても出来るだけ13年度中に策定をしてまいりたいと、このように思っております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 10番、大前典男君。

○10番（大前典男君） 出来るだけ、この計画どうり進めて、17年度の完成に向けて頑張っていたきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、松森嵩君。

○7 番（松森嵩君） ハイ、7 番、松森です。ただいま、大前議員の質問にちょっと、私も再質問、一つお願いしたいと、140 ページでございます。節の13 番、公園用地の境界の復元の委託料、この分について一つ、お尋ねしたいと思います。それと、先ほど基本計画の、この設計及び、これも兼ねて一つ、私が二つばかり質問したいので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） それでは、松森議員のご質問にお答えをいたします。境界杭の委託料の件でございますが、この件につきましては、平成12 年3 月議会でもいろいろご審議いただきましたわけでございますが、その折に現地の確認も必要であるというようなご意見もいただきまして、今まできたわけですが、この現地調査につきまして、平成12 年5 月19 日、松森議員さんからお立ち会いをいただきまして、私ども現地の調査をいたしました。その結果、一応予定しております、境界点、49 点でございますが、そのうち杭のあるところは、杭は全部木でございますけれども、木で、角杭が23 点、それから、木の板の杭、これはだいぶ、腐って腐蝕が進んでいるわけですが、これが5 点、こうゆうのが確認できました。この杭はすべて木の杭でございますので、だいぶ腐りが進んでいるのもあります。境界点の約半分くらいしか杭はございませんでした。したがって、この木の杭も、これからどんどん腐っていくといえますか、そして、無くなるものと、思われられますので、それを永久杭に、永久杭を埋設して、境界を明示したいとこのようなことが、境界杭の委託料の件でございます。それからもう一点の基本計画、基本設計のことだと承っておりますが、それについて、ご説明をいたしたいと思えます。先ほど、大前議員さんにもお答えをいたしましたが、これにつきましては、現在まだ、用地がまだ決まっていないのは確かで、その通りでございますので、これを新年度に入りましては早急にこれらの経過で、遺跡の関係もございましたので、それも含めまして年度はじめ早急にですね、調査やらをしまして場所を確定し、そして、用地が決まり次第に基本計画或いは基本設計ですね、それらに入りたいと、このようなことから、この当初予算にその予算をお願いしたものでございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 7 番、松森嵩君。

○7 番（松森嵩君） ハイ、松森です。12 年度も、この境界の予算が設けられました。その予算の額と今回の予算の額はだいたい1,200 千円位違うが、その訳を一つお願いします。それと、私と課長さんと鹿原さんと、三人で現地を確認した訳でございます。その結果、やはりまだ使えるものと、使えないものが、見てもわかるとおり私は、使えるものがほとんどあった、そう確認しました。同じやはり、予算をそこに投げるのであれば、そういうものもちゃんと考えながら、一つ、私はやってほしいなあ、そう思っております。まず、その違い、1,200 千円という一つの違いを、ここさなぜ生じたのか、一つ、よろしくお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） それでは、お答えをいたします。平成12 年度と今回の委託料の違いというご質問だと思いますが、このことにつきましては、その後再調査といえますか、いろいろ精査などいたしましたところ、平成12 年度の積算におきましては、3 級基準点をも出すこと、3 級、4 級、使うんだそうですけども、その3 級の基準点を出すことになっておりましたが、この3 級基準点は現地にありますと、あるということなので、これを出すことを省略いたし、まず、第1 点ですね。それから次に境界点の確認、或いは、復元の算定の変更、これは、中身は、単価の適用にあたりまして、平成12 年度の見積りにあたりましては、積算にあたりましては、面積あたりヘクタールあたりの単価でございましたが、その単価を適用しておりました。この方法ですと面積が大きくなるほどに実情に合わなく、まあ高くつくような、ということだようございまして、そこで実際の作業量、確認やら復元のですね、それらの技師等の、なんといいですかそういう実際の作業量に見込まれる人員及び現場必要経費等による単価を採用いたしました。ということで基準点、それから、境界点の確認の復元の単価、それらに、その減額分と更には、それらに係る諸経費の分、その他合わせて約1,200 千円程安くなる、こういうことでございます。

○議長（荒道鶴造君） 7 番、松森嵩君。

○7番（松森嵩君） ハイ、松森です。去年もお話したとおり、こうゆうものはやはり11年度で、この土地を購入している訳ですね。だから、こうゆうものは、その時、ちゃんと確認しながら購入するのが、一つの私は姿だと思っております。やり方だと思っております。それを一年もあってから、こうゆうことをあんた考えたんですか。それとも誰かの指示によって、又再度予算を上げてきやんですか。その辺を一つよろしく願いをします。本当は、こうゆうのは、やはり買う時ちゃんとやって、ものを買うのが一つのたてまえではないのかなあと、私はそう思いますよ。こんな情勢の中、厳しい中、予算の厳しい時ね、こうゆう買い方をしていれば、我々は町民に対し、本当に申し訳がないな、そう思っております。まず、そこの一つ一点をお願いします。それから、先ほど、計画の中で基本計画、これの方を一つお尋ねしたいんですが、どのぐらいの調査、穴を掘ったり、どのぐらいでどうゆう形をやるのか、そこのところを一つ、お願いします。ここ二つ。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） お答えいたします。まず、第1点目の境界杭の件でございますが、この予算につきましては、勿論最終的には町長が査定をし、町長が提案するものであると、このように思っておりますし、そのとおりであります。そして、11年度にやるべきで、当然やるべきであったと、それも、私のときはすでに契約の事務に入る段階でございましたので、それを進めたものでございます。おっしゃるとおりではないのかなあと、このように思うわけでございます。それから、2番目の遺跡の調査の件でございますが、その内容でございますが、現在2ヶ所、候補地といいますか、場所があるわけでございますが、それをですね、全体の予算といたしましては、1ヶ所の方には建物がございまして、その部分は発掘調査出来ませんので、それは除くというようなことで約2ヶ所で17ヘクタールを対象とした予算でございます。そして、確認調査でございますので、ちょっと、一応両方で100ヶ所、これは1ヶ所当たりの穴、グリットといいますけども、このグリットにつきましては、1ヶ所当たり1.5mの6mで約9㎡、9㎡ですね、こうゆうグリットを100ヶ所、おおよそ間隔的には4.5m間隔とピッチがですね、穴と穴の間が、若干そうゆうな形で、そうゆうものを両方で100ヶ所穴を掘

りまして、調査をいたしたいと、深さにつきましては、場所によってさまざまだと思いますんで、おおよそ5、60cmなのかなと、このように思っております。それから、これは山林でございますんで、人力ではなかなか大変でございますんで、一応、重機をも予算では予定しております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 松森嵩君に関する発言は、すでに3回に及びましたが会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

○7番（松森嵩君） ハイ、7番、松森。本当にありがとうございました。基本計画の中で一生懸命やることはいいんですが、やはり、ものをつくるには、お互いに町民の目を加えながら、物事をやはり完成するような方向性を持っていただきたいし、前回、こうゆう公園の、やはり一つの事業が失敗しているもんだから、二度と同じことを繰り返さないために、一つ支持者側と皆さんと町民と両方の目で、一つ物事を考えながら進めていきたいし、又、今日まで、国も地方も大変財政は厳しい、その中でお互いにどうすれば物事が簡潔に出来るのか、そして限られた予算の中で粉骨砕身の身でお互いに事業していかなければならない、そう思っておりますので、どうか、そのところを一つ、二度と失敗のないようにお願いして、質問終わります。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。
2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） ハイ、2番、石川です。ただいま松森議員が質問いたしましたその答弁に対して、又質問いたします。先ほどの、復元委託料であります、1,200千円の差異が出たと、そう答弁を今課長からお聞きしました。考えてみればおかしいことじゃありませんか。12年度の予算で、そうゆうところも含めて計画するべきであるし、その時はそうゆうやり方というのは、要するに1,200千円下がっていますよね、その部分は今、今年になってそうゆうやり方を始めて気がついて、1,200千円下がったのか、どうかということを、まず、もう一度お聞きします。それから、発掘調査の件でありますけれども、先ほど、課長は2ヶ所とおっしゃいました。なぜ、2ヶ所なのか、最初に1ヶ所決めて、1ヶ所出なければ、それでいいんじゃないですか。なぜ、頭から2ヶ所

の予算を持って、2ヶ所やらなければならないのか、お願いします。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） 石川議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の境界の件でございますが、1200千円減額になった、その通りでございます。これにつきましては、昨年予算化の段階では、私の未熟な点もございまして、それを把握できなかったということもございます。又、その後、別な業者と確認調査をいたしましたところ、ただいま、ご説明申し上げたような方法、或いは方法といいますか、作業の仕方といいますか、そういうこともある、出来る、だいぶ安くなったわけでございます。今回それをお願いしているところでございます。それから、もう1点の遺跡2ヶ所の予算ということでご説明いたします。まあ、1ヶ所というお話しでございますが、これにつきましては、いろいろ実際の現場へ入るやり方は、いろいろあるかと思っております。それにつきましては、これから更に検討を重ねて現場に入りたいと、このようには思っておりますが、いずれ、たとえば、面積的に今900㎡分を予定しておるわけですが、仮に1ヶ所を決めてやり、そして2ヶ所目について、又やるとそういう場合に1ヶ所分といたしまして、約まあ半分ちょっと、たとえばですね、半分といたしました場合には、それ以上に面積が超した場合には予算が不足すると、そういう事態がございました。今回一応、対象面積といたしまして900㎡分を計上させて頂いたものでございます。執行に当たりましては、その辺を充分に、より効率的にやりまして、節約といいますか、そういうのを図ってまいりたいと、このように思っております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） 2番、石川です。ただいまの説明でわかりましたけども、一つは、1,200千円の差異、やはり予算をたてる時に、いろんな方法を考えながら調査して予算をもつべきだと、私は思っております、と申しますのは、一昨年にこれが通りますと1,200千円多く払うことになる、やはり、真剣に考えて予算をもって頂きたい。二つ目の方の発掘調査2ヶ所ありますが、1ヶ所で、もし出なければもう1ヶ所はやらない

ということで認識してよろしいですか。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） お答えいたします。1点目の境界杭の件でございますが、議員おっしゃるとおりでございます。これからは、充分気をつけてやっていきたいと、このように思います。それから、2点目の遺跡の調査の件でございますが、議員おっしゃるようなことを当然念頭に入れつつ、これからそのやり方につきましては、充分検討いたしますか、早急にですね、やり方を検討を重ねて、より良い方法で早く用地を決定したい、決定するように努めてまいりたい、とこのように思います。

以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） ハイ、ありがとうございました。やはり、この厳しい行政の中、厳しい予算の中、やはりそこらも含めて真剣に考えていかないと、大変な町勢発展のためにならんと、思っておりますので、どうぞ、今後とも真剣に考えて行動してください。ありがとうございました。

○議長（荒道鶴造君） 9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） ハイ、9番、畑中です。140ページの総合運動公園整備事業費、同じあれですけども、公園管理委託料1,005千円とありますが、これは、平成11年は780千円で、12年度は974千円であります、年々高くなっております、11年度から13年度では225千円増額されておりますが、これについてご説明願います。それと、公園ですけども、利用者は年間どれくらいあるのかもお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ハイ、畑中議員のご質問にお答えいたします。まず、第1点目

の運動公園関係の庭園管理委託料の件でございますが、これは、過去2年、3年から高くなってきているようなお話しでございますが、今ここにある資料で、一応内容について、委託の内容について若干ふれながら、ご説明したいと思います。これにつきましては、芝刈り作業、除草剤の散布、或いは、桜がございまして桜、そうゆう木の殺虫剤散布、それからそれらの樹木の剪定等が主でございます、平成11年、12年高くなっているというお話しでございますが、ちょっと、私ここに、資料がですね、その時の資料がございまして、何がどう高くなっているか、今ちょっと承知しておりませんので、これにつきましては、大変恐縮でございます、後ほど議員に資料確認の上お知らせしたいと、このように思います、ご了承いただきたいと思います。それから、もう1点の公園の利用者の、利用者数でございますが、これにつきましては、今現在、私も、その公園の利用者については、把握しておりません。たとえば利用者の日誌とか、そうゆうものも付けてございまして、今現在は把握してございまして、実際の利用者というのはわかっておりません。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） ハイ、あすこは、元運動公園予定地だったところですね、平成11年度に27,070千円で用地買収をしたところですが、13年度も管理費、先ほどの庭園管理費委託料の1,005千円、浄化槽維持管理委託料336千円、上水運搬委託料が221千円と合わせて1,562千円は年間の経費としてこれからも掛っていくことでしょうか、それとですね、年間の利用者については把握していないということですが、それだけ経費を掛けながらも利用者をわからないというのも、ちょっとあれですが、まず、公園までの道路がどのようなになっているかをお願いいたします。それから、これからどのような計画があるのかもお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） ハイ、お答えいたします。管理費等につきましては、これからも、あすこ管理していく上で掛っていく、そのとおりでございます。そして、11年度に買収いたしました9000㎡いくらかあるわけですが、それにつきましては、駐車場等

という目的のもとに買収しておりますので、駐車場は13年度では予算化はしてないわけですが、現在あの部分は、砂利ではありますけども、前に仮設的といいますか、そういう感じで駐車場の分一部設けてございますので、町道からはずれた部分あるわけですが、現在2、30台は、確認はしていませんけども、2、30台は一行にでも駐車できるのかなど、このように思いますので、その辺を、当面敷き砂利等で若干の整備を図って駐車場として利用したいと、それからもう一つ、他の部分についても結構見晴しのいい場所でもありますので、それらをあまり経費を掛けないようにしてですね、できるだけ経費を掛けない方向で、自然といいますか、そういう方向で利用していただくような、つつじの苗木を植えるとか、たとえばですね、そういうなことをこれから検討してまいりたいと、このように思います。又、利用者数の関係も現在把握していないわけですが、これにつきましても、今後検討して、利用の状況はどうなのか、というようなことも勿論必要なことだと、このように思いますのでやっていきたいと、このように思います。それから道路の関係ですが、ご案内のとおり、あすこの道路は、現在、未整備な部分だといふありましてですね、利用者に不便をきたしているところでございますが、それにつきましても建設課の方とも相談をしながら、できるだけ利用者が不便をきたさないようなといいますか、そういう方向で協議しながら進めてまいりたい、このように思っております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 9番、畑中弘實君。

○9番（畑中弘實君） 利用者に迷惑をかけないようにということでございますけども、この公園はもう道具についてもだいぶ老朽化されていると思います。今現在、使える状態なのか、どうかわかりませんが、道路もまだ駐車場までも出来ていないというようなことで、これから階上岳整備事業の方が15年度までに完成するというようなことであればですね、これから、あそこは利用者がますます少なくなると、このように思いますが、あそこは買収した土地でございますので、これから利用できるようなというか、その方向を、しっかりとしたことをお聞かせ願います。

○議長（荒道鶴造君） 体育課長、小沢勝君。

○体育課長（小沢勝君） お答えをいたします。あそこの公園につきましては、まあ、さ

きほど来、ご説明申し上げたようなものが現状でございますので、それにつきましても利用者に不便をきたさないような方法で、これから進めなければならないと、このように思っております。そのようなことで、これから、さまざまなご意見を賜りながら予算等必要な時には、それなりにお願いをし、利用者の利用増といいますか、それらを図っていかなければならない、あそこの場合ですと、今現在、道路等ちょっと不備な面もございますけども、近くの方々の、たとえばウオーキングとか、それらについては考えていい場所かな、それから又燈明堂やらそれらも寺下観音とか、それがございますので、それらを結び付けて進めればよりいいのではないのかなあと、このようにも思います。以上で、ございます。

○議長（荒道鶴造君） 建設課長、中村豊志君。

○建設課長（中村豊志君） 今の質問の内容に関連してお答えいたしますけれども、野沢燈明堂線、非常に利用者が不便をかこっているということから、13年度とりあえず現道で薄層処理をしたいという計画を道路維持費の中で考えておりますので、合わせてよろしくをお願いします。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原でございます。運動公園ばっかしで大変恐縮なんですけども、体育課長が喉が渴いたと思いますから、ちょっとお休みいただいて、緑の基本計画策定業務委託料でございますけれども、私の認識だと建設課の方の都市計画法に基づいたものだと思っております。これにつきまして、都市計画の方で公園やる場合の、今の運動公園だけではなく、用途区域の中の全体の中で、これを位置づけていくのか、ある程度、今回は緑の基本計画として、この運動公園内だけを目当てに、これを今、業務委託をするのか、その辺を若干建設課長からお伺いします。それからですね、ちょっと、町長さんからお聞きしたいんですけども、総合運動公園は国庫補助ということで、今答弁をいただいたんですけども、私の認識としては、これは起債事業として行なうのではなかったのかなあ、という認識しておりましたんで、そこが少し違いました

ら、ちょっとご説明を賜りたいと思います。あと、総じてですね、ただいまこの運動公園、大変注目を浴びている事業、大変な事業でございまして、沢山質疑がありました。そう遊中で体育課長の答弁で、体育課長が責任を負うというものだけでもございせんし、当然代表として、町長も重大に受け止めなけりやならないと思いますので、いままでの質疑を踏まえまして、本年度の予算を含めまして町長のご決意をですね、最後にお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 建設課長、中村豊志君。

○建設課長（中村豊志君） 緑の計画についてお答えをいたしますが、まず、全体的な計画にはおりますけれども、総体的には、その運動公園を主体にした計画になるものと思われま。そういったことで、基本計画等々持つておられる体育課とも協調合わせながら進めて参りたいと、いうことで協議しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それでは、運動公園の財源についてお答え申し上げます。財源は2種類を入れて整備をしたいということでございまして、今、申し上げてございます、緑の計画でもって、補助事業に採択してもらおうと、それらの事業につきましては緑地帯の整備、それから駐車場の整備等々につきましては、時間をかけて補助事業でもって対処していきたい、年間だいたい補助事業につきましては、今、現在では、だいたい1億円ぐらいの予算配分で事業を進めてなきゃあならんと、それから、本体のメイン工事でございます。野球場、陸上競技場等々の大まかな施設につきましては、地総債をもって対処していくという考えで財源は手当していきたいというふうに、考えてございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） それでは総合運動公園について、今まで、石川議員はじめ、はじめていうのか、皆さんのこれら総括してお答えしたいと、こう思います。総合運動公

園、前の計画については、充分、いろいろと反省点などありましたから、ここで繰り返して申し上げません。新しい方の運動公園計画についてであります、新聞報道などでご承知のように、用地選択委員会、町民の代表者ということで用地選定をお願いをしました。そして、2ヶ所あがってきたといいますか、絞り込んだといえるのか、どうかであります、今現在のところ、2ヶ所が候補地としてなっております。で、この中で、今予算としては、まず遺跡の調査、何せ土の中にあるもんでありますから、まったくその意味では素人の私ども予測がつかない、又、前のそういう意味での失敗を繰り返したくないというふうなことから、今2ヶ所になっているわけではありますが、選定委員会では、1ヶ所に絞り込まれなかったというふうなことであります。そこで、この判断の、今後進めていく判断の材料として、遺跡の出かたもあると思うんですが、かけらが1個出ればそこはアウトと、いうわけにはいかないだろうと、その辺で、慎重に調査を進めていきたい、で、遺跡のみで判断するというではないのであります、遺跡調査、これが大きな選定のウェイトを占めるだろうと、いうふうに思っております。そういった意味では、一方を先にやって一方を後からすれば、というふうな議論も勿論ありますし、それも一つの調査方法かと、こうは思っておりますけれども、いずれどうゆう状況かというのは、むしろ、両方何ヶ所か、じっくり、ゆっくりやっていくと、どっちかが出そうなところは出る、出ない所は出ない、こうゆうふうなことも考えられますので、その時に一方からやっていく、さあ、こっちをやりたいという時に予算そのものをお願いしていないと、すぐそっちへ移れないというふうなこともあるもんですから、何とか今回、今のよう形で委託料を、お願いをいたしたいと、いうことで予算化をしているところであります。ですから、絞り込んでいくというのは、それぞれのお考え、個人、個人あるもんですから、選定委員会でも一つに絞りきれ得なかったという状況にもあります。そういった意味でさまざまな角度から、判断材料を示して、判断をしていきたいというふうに思っております。全体的に、用地選定については、遅れ加減であるということとは否めないことでありますが、なにしろ、多額な経費を要する事業でありますから、なるべく、早くというなかで、慎重な選定作業やって、先ほどの質問の中にもありましたように、町民のご理解が得られるような進め方、これをしていきたいと思っております。以上です。

○議長(荒道鶴造君) ほかに質疑はありませんか。

3 番、山田恵治君。

○3 番（山田恵治君） 3 番、山田です。125 ページ、石鉢地区複合施設基本実施計画委託料20,572 千円上っている件ですが、一般質問でもさせていただきました、規模伺いたんですが、その規模は、1450 ㎡と全体の規模はお答えをいただきましたが、学童保育の出来るスペースというのは、どのくらい確保されているのか、お聞きをいたします。そして、又、町長に確認をしたいと思いますが、6 月定例会でも答弁の際に、学童保育が出来る複合施設という形で考えているということでしたので、学童保育が出来る複合施設としての公民館ということに間違いがございませんでしょうか。それが、1 点。第2 点、47 ページホームページ委託料の件です、ホームページ作成委託料に751 千円に上っておりますが、現在、階上町でもホームページを開いており、この751 千円というのは、どういった内容のことを、ために使う750 千円なのでしょう。普通でしたらホームページをもっているのであれば、パソコンの出来る人が追加作成やら写真の取り込みなどは職員でも出来ると思う人ですが、この件についてお聞きをいたします。第3 点目です、みちの駅の借地料の件でございます。不動産価格や物価が下がっているのに、みちの駅の借地料が去年から今年にかけてあがっている、18 万円いくら上がっているのは、なぜでしょうか。それともう一つ、みちの駅に関しまして、先日も一般質問で今後のあり方ということでお聞きをいたしました。お答えをいただきましたが、運営委員会に諮問しているんだと、それで運営委員会委員会には11 月までにそのあり方を諮問しているので、その答えが出てから、今後のあり方を考えていきたいと、というようなお答えでしたが、運営委員会に対して、どうゆう内容の諮問をおこなっているのでしょうか。それから、もう一つ、ページ29 ページにございますが、町づくり提言委員会の予算に人件費につける予算ですか、466 千円、第3 次総合振興計画はもう昨年の内に策定をされ、今、進められておるわけですが、その時にそういう中で、アンケートなんかを住民から、千人もの住民に対してアンケートを取って、まえにそういった町づくりに対しては、いろんな提言がされてきたと思っておりますが、又、今提言委員会ということで、こうゆう予算がもらえているのをどういった内容で進めるということでしょうか、そのことについてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 社会教育課長、林貢君。

○社会教育課長（林貢君） それでは山田議員のご質問にお答えいたします。先の一般質問でも、前に町長から答弁がありましたように、全体の面積は1400㎡程度を予定しております。その中に、特に児童専用のスペースを設ける予定でございます。広さにつきましては、学校の小学校、中学年教室の広さが約65㎡程度と聞いておりますので、最低限は、それぐらいは予定したいと思っております。又、そのほかにも、一般と併用になりますけれども、児童用図書をおいた図書室、又、会議室等も予定しております。又、そのほかにも、こまかいことにもなるかも知れませんが、児童用の下足箱、又、トイレ等についても、児童が使用しやすい器具等を使用するように考慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） それではお答え申し上げます。ホームページの750千円でございますけれども、現在あるのにあえて、ということでございますけれども、当初、うちの方のホームページそのものは補助事業等を利用して230千円で設置した関係上、非常に他の町村に比べて見劣りするということもございまして、今、インターネットの時代でございますので、改めて、それらにグレードアップしたのを付け加えたいということで計上したもので、主たるものにつきましては、ホームページの内容の追加、それからデザインの変更、それからふるさと伝統芸能等つけくわえてグレードアップをしたいと、いうことで計上したものでございます。それから、地代の件でございますけれども、これにつきましては、税務課の方の固定資産税の評価替えの際に合わせまして、改定をしているということでございまして、12年度からちょうど改定の時期でございましたので、単価アップしたということでございます。それから、第3点のみちの道の運営委員会にどうゆうことを諮問しているのかということでございますけれども、先般の一般質問の際にも答弁申し上げましたけど、一つには、物産館と産直の方の経営主体等のあり方について検討していただきたいと、それからもう一点につきましては、人事管理及び経営の改善について検討されたいと、それから、最後になりますけど、もう1点は、施設等の改善等について検討されたいと、最終的には、経営全般について検討していただ

きたいということで諮問してございますけども、特に、この３点について検討していただきたいと、いうふうに諮問してございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 総務課長、浜谷政己君。

○総務課長（浜谷政己君） 山田議員にお答えをいたします。まちづくり提言委員会のことでございますが、広報公聴の一環といたしましてまちづくりについて、或いは町勢等についての自由な町民からのご発言をいただきたいというようなことで開催したいということでございます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） ハイ、今、それぞれの担当の職員からお答えをしたとおりであります。特に、学童保育という点でしょうか、それについては、このあいだの一般質問でお話ししましたとおりであります。繰り返しになりますから。

○議長（荒道鶴造君） ３番、山田恵治君。

○３番（山田恵治君） ３番、山田です。石鉢地区に建設予定の複合施設としての公民館ということで間違いないということ、お答えをいただきました。ありがとうございます。石鉢保育園の母の会とか、石鉢小学校の保護者の方々２５０世帯からアンケートをいただき、その結果も担当課の方にも渡しをしてあります。その上で、このような計画承知の上で、計画していくということで理解してよろしいでしょうか。ホームページの作成の件ですが、グレードアップだとか、デザイン変更だとか、写真の採り込みだとかいう、いったことは業者に７５０千円も改定委託しなくても、職員１３０名もいる中で、パソコンをやっている、沢山いると思うんですが、そういう方々で出来ないものか、どうかその辺を、もう一度確認をしておきたいんですが、そんなに難しいものなののでしょうか。道の駅の借地の件でございますが、固定資産評価額が上がったということで、その分、去年から今年にかけて値上がりしたということですが、金額としては、５,６２５千円、大変な金額でございます。畑とかいう部分と違うという感じを受けますが、たとえ

ば、畑をあのかいわいで1町歩、年間約300千円位だとお聞きをしておりましたが、道路沿いも入れると、1町歩で倍の600千円くらいだろう、そうすると、1.5町歩ですから900千円くらいで畑をやる人たちは借りれるという部分で、お聞きしておりますが、ああいった、施設のそういう金額の決め方っていうのは、やはり基準がおりないのでしょうか。その辺も良く分からないものですから、お聞きをしたいなあと考えております。以上です。その辺をお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 社会教育課長、林貢君。

○社会教育課長（林貢君） ただいまの山田議員のご質問にお答えをいたします。現在の公民館の陳情と一緒においでの際に、陳情書と一体ではございませんでしたが、このアンケートにつきまして、るる、議員ご自身がご説明いただきましたのでそれを充分に参考にさせていただきまして、今回の複合施設になったものと理解しております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君。

○企画課長（浜谷義勝君） ハイ、それではお答え申し上げます。ホームページの件でございますけれども、私どもとしましては、他町村を例にとりますと、4,000千円なり5,000千円かかっているわけでございます。ですから、先ほどいいましたとおり、この750千円の中に、私どもの企画課の担当職員も同時に作業に入るといことで750千円になったと、良く頑張ったなあと、私は思っております。それからの第2点目の12年度の単価改定の件でございますけれども、これは、議員ご承知のとおり固定資産税評価委員とか、そちらの税務課の方でもって単価を、税率の単価をはじくと、それらを私の方で参考としましてやっていくと、で一つのうちの方に賃貸の委員会がございまして、固定資産税が毎年見直しの際に変動しているわけございまして、下がったり、上がったりしているところもございますけれども、下がったものについては、現状で据え置くと、上がったものだけについては上げましよう、ということで、やってございますので、固定資産の方の税務課の評価替えによって、私の方も連動するというふうなことにしてございます。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 3 番、山田恵治君。

○3 番（山田恵治君） ハイ、下がったものに対しては現状で据え置くというお話しでしたが、おそらくこうゆう日本の経済が景気低迷やら、いろんな部分で地価、いろんな地方でも下がっている。そうゆう部分で、たとえば 2 割下がったんだ、3 割下がったんだ、たとえば、蒼前地区なんかで、2 割以上下がってますよと、というような不動産の評価、そんな中で、そのぐらい下がったとしても据え置くという部分で理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 企画課長、浜谷義勝君君。

○企画課長（浜谷義勝君） 実勢からぼいまずと、下がるのも、上がるもの同時に対応すべきではないかという議論もあるわけでございますけども、ただ、私どもといたしましては地域の方の要望もございまして、この、この場所に、これこれの施設をつくってほしいとか、こうゆうふうなものほしいと、その際に、私どもの方では地権者の方に要請するわけでございます。こうゆう施設をつくるので貸していただきたいと、いうことでございまして、一旦設定したものを下げるということになりますと、町が好きで私の場所を指定したんでないのか、今になって下がったから下げろということになるならば、全部返してください、等々のお考えもございまして、下げるのについては、必要をお願いして借りたということで、下げるのについては、下げれば一番良い話しですけども、そうゆう借りる際のこともございまして、今現段階では、そうゆうふうにして進めてございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 山田恵治君の本件に関する発言は、すでに 3 回に及びましたが、会議規則第 55 条ただし書きの規定により特に発言を許します。

3 番、山田恵治君。

○3 番（山田恵治君） ハイ、3 番、山田です。皆さんもご承知のとおり現在の日本の景気の低迷、株価の下落、大変厳しいものがあります。民間企業は大変苦勞して、努力をし

て、節約をして経営をしております。そういった中、税収不足といわれる中で是非階上町も効果のある財政運営を切にお願いをして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、土橋信夫君。

○4 番（土橋信夫君） ハイ、4 番、土橋です。3 月 9 日に一般質問をいたしまして、その際、ジングスカンの里づくりについてお聞きいたしました。私は、平成 8 年から始まったこの事業に平成 12 年度までに、実に 18,600 千円の町費をつぎこんだ事業であるということを申し述べました。更に平成 13 年度の当初予算、ページは予算説明書の 83 ページ畜産業費の中で、更に関連予算として 4,360 千円程計上してございます。この間もいったとおり、平成 8 年度 19 頭の元畜を導入して、放牧場で管理し、冬期は、農家に管理委託をし、5 年の歳月を経ております。この間、資産が増えているわけでもございません。まったく増えていない話でもないですけども、頭数にして、8 年度の導入時期は、元畜から生まれた果実も合わせて 30 頭でございます。平成 12 年度現在で 55 頭でございます。その間の推移を見ますと、果実のうち元畜へ編入したものもありますし、多くは、屠畜をして、臥牛山まつり、産業振興まつりのイベントの際に、そのイベントの実施団体である実行委員会の手によって、屠場料支払って、カット料支われて、それで肉として直売されていると、それが全部で 33 頭でございます。私は、適正な対価なくして町有財産である「ひつじ」物品を譲渡することはおかしいじゃないかと、しかも特定財源を伴わない、すべて一般財源でやっている、貴重な 18,600 千円であります。その貴重な財源を補助団体である実行委員会に対して無償で譲渡している、正規な対価なくして譲渡している、その理由を尋ねました、そうしたら、階上町町有財産の交換譲渡無償貸付等に関する条例第 6 条第 12 項第 1 号物品は次の各号の一に該当する時は、これを譲与し又は時価よりも低い価格で譲渡することができる、1 号として、公益上の必要性に基づき、それできるんだという解釈だと、町長の答弁でございます。どうして補助団体である実行委員会が町有財産を正当な対価なくして処分したものが、どうして公益的必要といえるのでしょうか、町長は、公益的必要という解釈をどうゆう根拠に基づいて、そう解釈しているのか、まず、お答え願いたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 町長答弁 ……町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） お答えをいたします。条文の解釈と専門的なことなものですから、せっかくのお話しですから、実行委員会は、これは、極めて公益的な団体だというふうに認識しておりまして、それに、今の条文に基づいて譲渡するということは、こないだお答えしたとおりだというふうに思いうます。こないだの一般質問の中で、いろいろご指摘があったことなどについては、十分に改善する必要があると、こうゆう認識は持っておりますということで、法、或いは町の条例等からいって妥当であるというふうに思っております。

○議長（荒道鶴造君） 4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） 4番、土橋です。ただいまのお答えで実行委員会は極めて公益的な団体であるから、条例の公益上の必要性或いは地方自治法の第237条第2項に規定する条文には抵触しないという解釈だと思うんですけども、町の財政経営、或いは町の予算経営というのは、あいまいな支出、あいまいな収入を明確にするために設けられた規定でございます。ですから、農業振興費において、81ページの農業振興費において、4目、農業振興費19節 負担金補助及び交付金の中で、町産業振興まつり実行委員会補助金1,455千円、臥牛山まつり実行委員会補助金4,750千円、これを計上して毎年のごとく、だいたい二つの団体で6,000千円以上の補助金を交付しているんじゃないですか。経理上は、このあいだ町長が答弁したように補助金というのは、普通公共団体が、国が普通公共団体にやるもの、普通公共団体が普通公共団体に交付するもの、普通公共団体が私人に交付するもの、これが補助金であると認めたじゃないですか。そうゆう補助金を、交付を受ける団体が同時に極めて公益的な団体であるから適正な対価なくして、町有財産を譲渡してもいいという論法にはならない、どうして、正規な対価を算定して、それを議会に分かる、或いは一般の町民に公示できるような体制をとり、歳入予算として、その後直売に供するなり、公的な利用を図るなり、いろいろな方法を考えたらいいいじゃないですか、正規な手続き、つまり対価なくして譲渡する、そのことが私はどうしても公益的理由、必要性和認めがたいのであります。歳入に、まず編入する、歳入予算化をする、それが当然、順当な原則でありまして、特別な事情があった場合は条例で定めてあるわけで

すので、その特別な事情が、どうして歳入に編入しないで特別な事情として処理しなければならないのか、再度、それをお伺いしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） ハイ、今の土橋議員の質問にお答えをいたします。正当な対価なくして、ということございまして、私の方としましては、一応、今回予算上歳入も見てなかった、ということは事実でございます。それで、今まで私の方でも、羊の、前にも一般質問でもお答えしていましたが、羊の評価額というのは、私の方は算定していないということが、一番の問題でございまして、今後は土橋議員が、今おっしゃいましたとおり、羊、今現在、75頭いるわけでございますけども、その評価についてですね、これから、どのように評価するものかと、前にもいいましたとおり、実際の売買実例というのは、私の方の市場ではないものですから、その辺を調査しながら、勉強して今後、歳入を6月補正でもってですね、一応計上したいということで考えてございまして、当然、土橋議員いいましたとおり、一般の歳出でもって経費をかけているのに、歳入がないというのは、ご指摘のとおりでございますので、今後、それについては検討してですね、6月補正でもって歳入、それから、実行委員会の方にも当然絡んでくるものですから、その辺、今後検討して予算計上に向けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） ハイ、4番、土橋です。ただいまのお答えの中で、適正な対価を算出するすべを持っていないということございまして、予算書の先に戻りますけども、畜産事業の8、畜産業費19節、負担金補助及び交付金、町有緬羊導入事業費補助金1,150千円、これを予算化してございます。議長、もう1回、質問できんですか。まず、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君。

○農林課長（高階繁雄君） ハイ、畜産業費の町有緬羊導入事業費補助金1,150千円

ということで計上してございます。これはですね、実は現在、2農家の方々からですね、羊を置いてみたいと、飼育してみたいというお話しがございまして、今まで事業がなかった、今年の新規事業でございしますが、私の方としましては、一応飼育する、飼育舎、小屋ですか、持っている方については、一応今後、いろいろおまつり等ございますし、貸して無償、一応牛の場合、5年間でその子を探った場合に返納してもらうという貸付導入というものがあるんですが、そのような、一応計画でもって、約10頭ぐらいずつですね飼育していただいて、それについては、5年以内でもって羊を、子返しをしていただくということを一応計画してございまして、その小屋はあるんですけども、飼育する牧草がなければ、当然駄目なもんですから、それに対するフェンスというですか、牧柵ですけども、そういうもののとか、餌の施設とか、給水施設等からんでくるもんですから、10頭ぐらいの羊の頭数であれば、約1.6ヘクタールの面積が、放牧場、牧草畑としてですね、必要だということでございますので、それにかかります、フェンス、牧柵ですね、それらに対しまして3分の1の補助を出したいということで、一応ここに計上しているものでございまして、牧柵だいたい、1町6反ですと、1.6ヘクタールですと100mの160mぐらいあればいいんですけども、それに対しまして、管理する柵2ヶ所ぐらい、又設けなければなりませんので、約720mぐらいの延長にしまして、720mぐらいの牧柵が必要と一応計算上なっておりますので、それ等に対しましてかかった経費の3分の1を補助しようということで、一応計上しているものでございます。

○議長（荒道鶴造君） 土橋議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

4番、土橋信夫君。

○4番（土橋信夫君） ハイ、4番、土橋です。先ほどの答えの中で、羊の評価について、いわゆる財産としての評価について、どのぐらいの価額で判断すればよいのか、まず、わかっていないということなんですけども、要は先般も私質問した中で、資産管理がされていない、資産管理がされていないから原価計算もされていない、原価計算されていないのに、どうして経営計画がたてれるか、農家への波及を考えた場合、現在厳しい農業環境の中にある中で、計算もせずして、原価も出さずして、どうして農家の方に緬羊の飼育事業を奨励できるのか。1,150千円という補助金は牧柵に要する、牧柵の整備に要する経

費の3分の1ということでございましたけれども、牧欄に要する経費の3分の2のイニシャルコストが出ていくわけでございます。更に又、町の5年間に渡って事業実施した、きた成果からみて、非常に経常経費的にも、非常に厳しい内容であると、いってみると、農家への奨励をする試算表、経営の試算表を、ついに作らずじまいであったということがいえるんじゃないでしょうか。そうゆう中で、農家の方に、これに移す、或いは農家の方に緬羊の育成事業をいかしていくというのは、現在までやってきた町の、あいていうと、資産も増えてないし、財産としても18,600千円かけた割りには、非常に微々たるものである。そうゆう中で、しかも過去5年間に至るまで農家への波及効果っていうのは、1件もおきていないということを考えると、その手法をそのまま農家に移管するっていうのは、非常に問題があるんじゃないか、斯様に思います。私も羊の肉というのは、どうゆう形で処分されているのか、どうゆう形で消費されていくのかというのを調べようと思って、いろんな機関に問い合わせをしました。かつては、青森県内、平内町はじめいくつかの町村でもって、緬羊の飼育事業やってこられたそうですけれども、現在は、町でやっているのは、階上だけだそうでございます。全部、撤退したそうです。この18,600千円、今年度事業も合わせて20,000千円を超える事業にならんとする、この事業、しかも農業振興上の重点事業として取り上げてやっている事業でございます。実態は、先ほど説明のあったとおり、実行委員会のイメージづくり、それには、まず役立っていると思うんです。階上岳の観光開発に必要なイメージづくり、或いは来町する人たちに対して牧場の感じを与えてあげたい、こうゆう意味では役立っていると思うんですけども、農業振興上の重点事業として考えるには、非常に問題がある事業じゃないかと、斯様に思います。事業を新しく事業を企画して、実施していく努力も必要ですけども、非常に先行きが、事業とすれば問題が多い事業、こうゆう事業に対して見直しをすることも大事かと思えます。是非、財政非常に逼迫している時でございます。効率ある行政運営のために、今一度、ジギスカンの里づくりの事業を、是非見直して、検討していただきたい。以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 農林課長、高階繁雄君

○農林課長（高階繁雄君） それでは、土橋議員の質問にお答えをいたします。勿論、原価計算がなされていないのに、物をどうして、農業振興上ということで、そういった補助

金でもって、羊を飼育させることかということでございまして、確かに現在のところ、原価計算等なされていない、したがって、今後につきましては、その今現在いる75頭分につきましては、私の方で各機関等からお聞きいたしまして、その価格等について6月までには評価をしていきたいということで考えて、現在いるところでもございまして、確かに土橋議員いうとおり、町のイメージということでジギスカンの里づくり事業、観光的要素ということであればいいということだと思っておりますが、農業振興上、農業振興費の中で予算計上しているというのは、ちょっと、ということでございまして、今後ですね、その点等につきましては、各観光担当課、或いは企画課、農林課等ですね、一応協議を進めましてですね、検討していきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） この間の・・・土橋議員にお答えをいたします。この間の一般質問から引き続きなわけですが、ご指摘もいただいているわけでありましたが、いずれ、これまで、いろんな意味で充分でなかった点が多々あったと、こう思っております。そういう意味では、改善すべきはして、より良いものにしていきたい、ということでなんとか予算については、お認めを願いたいと、こう思っております。一般質問の時もお話ししたわけですが、臥牛山と呼ばれる階上岳、それこそ、階上町にだけしかない、又、県南地区でも大いに親しまれている山だろうと、そういったところでなんとか、いちご煮まつり、いちご煮に対して臥牛山まつりと銘打って、おまつりもやっているわけですし、ここで名物をなんとかつくり出していきたい、そして、農業行政、暗い話題が多いわけでありましたが、酪農についても、だいぶ廃業している方々も多いというふうなことから、ある資源、施設っていうんですか、資源を有効に生かして、そして地の利を生かしながら、階上町の地の利を生かしながら、この元気を出すようにというふうな意味合いもあつてのジギスカンの里づくりであつたわけですが、数年経ちました。経ちましたから、今、ご指摘のように不十分なところは、反省点さまざまあります、あるように思います。ですからこれらを十分検討して、執行にあたっては、今後に生かしていきたいというふうに思っているところでもありますから、なんとか予算についてはお認めをいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、上山博一君。

○6 番（上山博一君） 今のジンギスカンの里づくりについて、町長は臥牛山というお話しを、今、お答えされたわけですが、牛の山とってつけたように羊をあずかいます、しかも他の自治体では殆ど撤退しているという時にです、見直してもっと振興させたいというような町長の腹積もりのようですが、この際見直す、撤退すると、そのようなところも含めて勇気ある撤退も、一つの勇気です。将来を見据えて、有効に血税を使っていたきたいと、このように思います。御答弁を願いたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 上山議員のご質問にお答えをいたします、牛の山に羊なのかということは、まあ、いわれればでありますけど、羊を選んだ理由というのは、少子高齢化進んでいます。そして、先ほど申し上げたように、牛の施設、草資源、いろいろと蓄積があるわけで、ですし、又、牛は大動物、羊はどちらかというと老人の方でも、女、子どもでも、割に簡易に飼いやすいというふうなこと、そして、あの今住民が観光という意味からいくと何を求めているか、というふうに考えますと、やっぱりイベントでもそうありますし、食、いわゆる、食物がないといけない、そういったところで、農業の勿論農業の振興という意味からいくと、おそらく、効果は微々たるものでしょう、ただ、階上という大消費地からの地の利、距離的なこと含めて非常にそういう意味では、ほかにはない要素を持っているんだと、ですから、それらを生かしていく、さっきお話ししたように少子高齢化、そして、農家の方がいろんな生き物のおくということは、いろんな効果が出てくると、今ここで、一々あげませんが、そういったことなど含めまして、何とか予算認めていただきたい、又、何といっても、最初物事を始めると言う時に、さっきからお話ししていますが、十分でない部分があったことは、さっきからお話ししていますから、ありますが、ご指摘のことなど、これから検討すべきはして、やっていきたいということです、ですから、まあ認めていただきたい、撤退ということは、私自身は、考えておりません。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 6 番、上山博一君。

○6 番（上山博一君） 予算を認めてもらいたいというのは、町長のいうのは、これは、予算というよりも将来的なものを考えた場合、羊の飼育が農家に浸透していったら、それが普及されるか、今、土橋議員の質問を聞いていますと、早 5 年たったとけいせいはですね、そして 18,000 千円何万円が、何万円というものがもう使われていると、更に今年の予算もってますと、多分 20,000 千円を超えるだろうと思います。5 年もたてばですね、補助金の見直しとか、いろいろどのような効果が出ているか、評価しなければならぬ時期にきていると思います。将来の見直しは、この件については、非常に厳しいものだとは私は思います。予算の方は、認める、認めないはともかくとしてですね、すでに、2 週間程度で 4 月に入りますから、それから委託している羊の飼育のこともありますし、ま、これは、これとしてですね、今年度中に 1 年かけて見直しも含めて、始めたから最後までやらなければならないと、永遠にやらなきゃならないということではなく、見直し、撤退、撤退すると、こうゆうこともですね、勇気あることだと、血税、我々は血税を使っているということをですね、まず、認識していただきたいということでございます。ご答弁をお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 満足のいく答弁できるかどうかではありますが、私自身はなんとか役場の職員を含めまして、ノウハウもだんだん、又、こうゆうふうな議会の質疑を通じまして、改善点とかノウハウを、蓄積をしてきているわけですから、この 1 年かけてとにかく十分検討をしたいと、ただ議会の方々が、こりゃあ、もう必要ないんだ、もう、やめろ、やめろコールということになれば、これあ、又、何もそう力んで、どうとかというわけにはいかないだろうと、ただ、私自身は、やっぱり農家の方々のいろんな意味での、この暗いというんですか、ニュースが多い中でなんとか希望の持てるというんですか、ことでやっていきたい、今までのいろんなノウハウていいですか、先ほど申し上げたようなことで、十分この 1 年検討はいたしますが、なんとか、ご理解も頂きませんと、事業そのものが効果も上がっていかない、こうゆうことですから、満足のいく答弁になったかどうかは別であります、以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） 100パーセント 満足したいところですが、100パーセント 満足しない答弁だと思います。それではね、平成8年ですか、5年 経ったということですが、当時の将来こうなるであろうと、3年後、5年後こうなるであろうという見込みがあつて、これを、事業を始めたのではないかと私は思います。見込みどうりいつているかどうか、事業は何でもやればよいというものでもない。銀行さい倒産している時代です。我々は自分のある期間やって、これはうまくいかないなあと指摘された場合は、本当にうまくないかどうか、将来に展望があるかどうか、じっくり検討してみると、これは必要だと思います。自分の金であればやらないけれども、税金であればという考えでなく、それを、羊を飼うことによって農家は、将来に明るい展望があるというような希望を持てているのでしょうか、実際、私の認識とはだいぶ違うなあと、私は考えます。そのようなことでございます。反論があれば、・ ・ ・

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） お答えというか、まあ、ほとんど繰り返しになるものですから、ただ、今、今はですよ、こうして議会の質疑の様子からいって、改善をして、いろんなところ、不都合なところ、不十分なところはきちとやんなさいと、やっていくべきだというお話しは一つあったわけですが、もうここで勇気ある撤退をなささいという、又、ご意見も出ているわけでして、それが、大勢だとすれば、それも十分検討しなければいけない、町民の代表である議会での発言でありますから、十分にその辺尊重していかなければいけないと、こうは思っておりますが、ただ、予算編成したからというからじゃなくて、先ほどから色々と申し上げてますように、ますようにですよ、最初からそう大きな農業的な経済効果がありますと、ゆって始めたということではありませんでした。観光的な側面、後は繰り返しになりますから、そういう意味で、十分に皆さんの意見をお聞きしながら、この1年、この1年でいいますか、検討してまいりたい、いうふうに思っています。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 上山博一君の本件に関する発言は、すでに３回に及びましたが、会議規則第５５条ただし書きの規定により特に発言を許します。

上山博一君。

○６番（上山博一君） ハイ、議長、どうも失礼しました。町長の答弁は繰り返しのわけですが、とりあえず、半年程度、１３年の９月議会までには、その以降のどうやっていくか、私の意見は必ずしも正しいということではありません。広く専門家とか、そういう方々の意見を聞いたり、ある程度のものを出していただきたい、別に私の、自分の意見に固執はしません、納得すれば私もこの意見を撤回します。

○議長（荒道鶴造君） 答弁を求めるの。

○６番（上山博一君） 同じ答弁であればいいけども、変わった話しを出してくるのであれば求めたい。

○議長（荒道鶴造君） 同じだそうです、ほかに質疑はありませんか。

１５番、平戸茂雄君。

○１５番（平戸茂雄君） ハイ、１５番。１点だけ、もう、だいふになるんですが、幸せの黄色いハンカチなんです、今までの経過ていうか、成果ていいますか、カップルどのくらい誕生しているか、その出会いの場をどのくらい、どういうふうな出会いの場をつくっているか、そこら辺を詳しく、お知らせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 社会教育課長、林貢君。

○社会教育課長（林貢君） それでは、平戸議員のご質問にお答えをいたします。ご承知のように幸せの黄色いハンカチ事業は、農業後継者が良きパートナーと巡り合える機会をつくり、良き伴侶を得られるお手伝いするために平成７年から９年までの３年間は農林課において、事業が実施されております。その後平成１０年からは、町全体の独身青

年を対象としてやるということで教育委員会で担当しておりますが、その事業の内容につきましては、ハンカチ委員会の開催を年２回程度、又、結婚相談員によります相談所の開設、又、研修会への参加、その他にメインでありますカップリングパーラーを夏と冬の２回程度開催しております。これらの事業によりまして待望の第１号カップルが平成１１年１０月５日に入籍ということで記念品を町長室の応接間で渡しております。又、その後、平成１２年３月１０日入籍の第２号のカップルも誕生しております。現在は第３号のカップルの誕生を目指しまして努力しているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君）　１５番、平戸茂雄君。

○１５番（平戸茂雄君）　２組カップルが誕生したということで大変喜ばしいことでございます。これからも、今、課長さんが、最初はまず、農業生年のためのということで始まったわけですが、御承知のように農業生年ばかりでなく、漁業の方も後継者の嫁不足が大変重大な問題でございますので、これからも沢山のカップルが誕生できますようお願いを申し上げて終わります。

○議長（荒道鶴造君）　社会教育課長、林貢君。

○社会教育課長（林貢君）　ただいま、平戸議員のご指導を参考にしながら、大いに、この事業は頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君）　ほかに質疑はありませんか。（なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第２３号 平成１３年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 12時05分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開 13時30分)



◎日程第2 議案第24号～日程第4 議案第26号

○議長（荒道鶴造君） この際、日程第2、議案第24号 平成13年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から日程第4、議案第26号 平成13年度階上町老人保健特別会計予算の件まで3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） ハイ、11番、桑原。一点お伺いします。25号になろうかと思うんですけども、直診勘定会計でございまして、昨年度よりかなり、歳入歳出予算減額になっております。この診療所、これだけ使われていないという結果だと思うんですけども、この診療所のあり方等も将来的にいろいろ考えなければならない点があるかと思うんですけども、まあ、今年の見通しとして、この予算にたちいった経過を、若干説明いただきたいと思います、お願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 保健課長、鳩文男君。

○保健課長（鳩文男君） 桑原議員の質問にお答えいたします。昨年度におきましては、勤務医を対象とした当初予算組んでございましたけども、昨年の7月中旬まで4月から休診いたしまして、7月中旬から委託医でもって運営してございますが、それによりまして予算的にはかなりの減額となってございますが、今後の見込み、今までの利用状況からいきますと、7月から10月までは3分の1程度、11月から今2月までは、約5割ぐらいまで戻ってきております。それで、今年度の予算につきましては、その5割見込みで、1年間やってみたいという予算編成しましたけども、今後町費の一般財源から

の繰入れが今まであって、予算的には2千7、8百万円、今までも頂戴してきましたけれども、ただ、歳入に要する割合っていいますと、今までは3割から4割程度であったものが、今年度におきましては66パーセントというかなり高い数字になっておりますので、その辺も見ながら今年度9月、12月あたりまでにある程度の方向的なものを見直しも含めたかたちで検討していかなければならないかなと、思っております。先般の国保運

営委員協議会におきましても検討すべきという、ご提言いただいておりますので、その方向で検討していかなければならないとは考えております。以上でございます。

○議長（荒道鶴年度造君） ほかに質疑はありませんか。（なしの声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成13年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から議案第26号 平成13年度階上町老人保健特別会計予算の件まで3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第27号

○議長（荒道鶴造君） 日程第5、議案第27号 平成13年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成13年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 6 議案第 28 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 6、議案第 28 号 平成 13 年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第 28 号 平成 13 年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 7 議案第 29 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 7、議案第 29 号 平成 13 年度階上町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(なしの声あり)

これより議案第 29 号 平成 13 年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 8 議案第 30 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 8、議案第 30 号 平成 13 年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 30 号 平成 13 年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 9 議案第 33 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 8、議案題 33 号 八戸市・階上町合併協議会の設置についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2 番、石川清人君。

○2 番（石川清人君） 2 番、石川でございます。町長にお尋ねしたいんですが、町長は 1780 名の署名は非常に重いものであると、法に則り粛々と進めていき、議会に付議し賛否を問う、と常にいつてきた言葉であります。私自身も階上町民の将来の重要な問題として真剣に取り組んでいるところでございます。しかしながら、町長の行動に不可解なところがございます。八戸市長に付議しないように申し入れていることであります。先般の私たちの全員協議会、1 月 29 日でありますが、町長は八戸市長に付議しないようお願いにいきたい、議員の皆様の意見をお聞きしたいとのことでありました。これからは、町長と私の言葉のやりとりだと思ってください。この件に対して、町長、市長は協議会の中で議会に、要するに八戸市の協議会でございます、付議すると発表してい

るんですよ、新聞にも出ているんです、今更付議しないとは言えないでしょう、その時町長は、議会が付議しないのであれば申し受けても良いと、はっきりとおっしゃいました。私たち18名の議員が真剣に考えていればこそ、いろいろな意見も出されました。その中で、私はあえて発言した言葉を良く覚えていることと思います。この合併協議会の問題は3月の議会においてどのような結果がでるのか、町民は勿論であります、全国でも注目しているところであり、又、一生懸命、署名を集めた方々、又、署名をした人たちも議会に付議してほしいと要望しているものである、だから、堂々と議会にかけて結果を出すべきである、それを付議しないように市長にお願いに行くというのはおかしいと、これこそ過激な言葉かも知れませんが、もみ消しではないのかと、又、議員たちは議員職をなくしたくないからもみ消したと、いわれるのはもう目に見えてると、発言したのを覚えていると思います。そこで、町長にお尋ねいたします。先般の協議会での八戸市長に付議しないようにお願いに行きたい、その言葉をお聞きすれば、この合併協議会の設置は反対だと、大半、いや全員の議員は、そうゆうふうに認識したと思っております。しかしながら、この意見書でいきますと、真剣に協議する場を設けることは意味深いものと考えます、よって、合併協議会の設置については賛成でありますと、はっきり言っております。この間の心境の変化について、お答え願います。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 石川議員のご質問にお答えをいたします。一言一句までは、正確に覚えていない部分もあると、こう思います、石川議員自身は今のような終始一貫した主張をされておられたというふうに明確に記憶しております。ただ、私自身は、この件に関して、この件に関して、人の責任にしたくない、こう思っているわけですが、決して心境の変化ということではなくって、1780名の終始一貫、これを尊重すべきである、尊重すべきことである、ゆうふうな考え方できておりました、ただ、本当にそれを尊重する、この意味を考えた時、全体のいろんな状況等考えてみますと、だいたい設置協議会、法定の設置協議会難しいところもあるなというふうにも思いました。又、協議会で殆ど同じようなことを申し上げているわけですが、南郷、福地、まだ、はっきりした福地さんの方は、はっきりした意志表示はなされていないようでありますけれども、出来れば同一の歩調をとりたい、こうゆうふうな意見もあるように感じておりましたし、

そうゆう、又、町民の方々も多分、私自身も率直に言って、これほど合併についての論議が急展開するというふうな戸惑いも、実際はあってはいたわけですが、そうゆう中で、関係の要するに八戸市との合併協議会設置の請求なわけですから階上の状況などを、お話しをして、最終的には八戸市長が付議するかしないかで、私の方が町議会に付議もう八戸市長が付議するとなれば、私の方も付議しなければいけない、こうゆうふうな法で決まっているわけですから、関係町村で密接な連携を取るということは大事なことだと、こう思ったのであります。それらを総合的に判断して、実際に、本当にそれを尊重するということは、具体的な行動する時に、どうすべきか、その辺総合的に判断して、全員協議会でお話ししたような運びになったというふうに思っております。いずれ、これにつきましては、私自身がすべて単独でやったということではなくって、経過、そのままお話ししますと、議長に、私の判断があったんですよ、人に責任をかけるというつもりはないですが、ただ、事実経過としてお話しすれば、議長に、まずお話しをして、そして代表者の会議を持つということで代表者の会議を持ちました。私自身は、とにかく、これは大事なことであるし、全員協議会でご意見を伺った方がいいんじゃないかという、意見は持っていたのでありますけども、そこで大分、八戸市長も記者会見或いは市議会に対しての全員協議会などで、付議しますと説明をしているので、難しいのではないかなというのは、議長の考えだったように思っております。私は、それでも、いずれ、これから合併協議会設置、そして合併についての協議をするというふうなことになるれば、関係の町村で、ただ付議すればいいんじゃないかって、この1780名を実際に、繰り返しになります尊重するということは、実際具体的行動として、どうすべきなのかというふうに判断をして、そうゆうふうなお話しをしたのであります。ご承知のように、そして、その後全員協議会があって、ああゆうふうな結果になったのであります。いずれ、いろんな経過はあったにしても、私自身は人に責任をかけようというつもりはありません。ただ、聞かれれば事実の経過として率直そのままにお答えをすると、わかる範囲で、いうふうに思っております。いずれ、ですから、ことここに至っているわけありますから、それこそ、石川議員いわれますように、今ちょっと言葉をを忘れましたが、もみ消しだか、もみ消すとか、なんとかというふうな、そうゆうご意見、そうゆうふうにとる方がいるとすれば私もそう思いますし、八戸市長も、これはもう法にのっとって付議しましょう、いうふうなことで今日の運びになったというふうに思っております。ですから、いずれ、この合併問題の重要性、そして、住民発議の設置請求を尊重すると

いうふうな点については、なんら変わりはない、こう思っております、で、答えになったんであるでしょうか。

○議長（荒道鶴造君） 2 番、石川清人君。

○2 番（石川清人君） 町長から意見をお聞きしましたが、今、私は経過がどうのこうのお伺いしているんじゃないんです、その八戸市長に付議しないように、その考えを持った、その気持ちを聞いているんです。要するに、我々議会が八戸市長に付議しないように言葉でいうと極端な話しですが、取り消していただきたいというような話しを我々全然していないわけですよ、市長の方から、その言葉は出ましたねといっているでしょ、その経過は協議会の中でもたくさん聞いております。そして新聞でも、こんなにも沢山あります。いろんな、これだけ大事なことで報道されているわけですから、私、問いたいのは町長が、よろしいですか、市長に付議しないようにお願いに行きたいなあと考えた時の、その時の心境を、心を答えてくださいといっていることであります。と、申しますのは、我々議員で、合併の勉強会を2度、3度開いております、これは大変重要な課題でもあり、全員、議員全員が足並みを揃えて同じ方向に行こう、という意志統一もからめていたことであります。その結果が、任意の合併協議会一本でいこうという考え方が大体まとまったかなと、思われたからじゃないのか当然ながら、そういうことになりますと、今日本日この本会議に付議しても結果が見えている、それよりは市長にお願いした方が得策じゃないのかと考えたのじゃないかということであります。更に、先般の協議会の中で付議しないように市長にお願いにいくのが、二つにわれました、そのために、やもいなく賛成であると言っているんじゃないのか、と申しますのは、町長もし付議さなかったら当然ながら、今日この本会議に議題として上がらないわけですよ、今、こうして私が言っていることも出来ないことであります。だから、私の言ったもみ消しの部分ではありますが、この町民、又は、一生懸命頑張ってくれた1780名の人たちに、どのように説明をしようとして考えていたのかも聞かせください。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 多分、石川議員と、このちょっとした恐らく平行線になるだろ

うというふうに思いますが、付議しないようにと私が考えるに至ったことという意味は大事ですな、これは、さっきお話ししましたように、冒頭でお話ししたように総合的にそう判断したんだと、いうふうなことを申し上げました。それと同じような意味になるんですが、お願いといえぱお願いととれるかも知れませんが、私は議会と町と、町とていうのか、町長と議会が一致して階上の状況等をお話しすれば、これらを尊重していくにはどうしたら良いのか、いうふうに考え、これがあの時点で、多分ですよ、付議して結果が出てしまいますと、それは火が消えてしまうのではないのか、ていうふうにも考えたのであります。そこでせっかくの聞かれてるもんですから、一応お答えをしますと、私自身の記憶によると、とにかく代表者の会議をしまして、そして、こちらの説明をすること、私自身は議会と一致してお話しをすれば八戸市長の理解いただけるんでないか、こうゆうふうに考えたことは事実、確かなわけですが、そして、議長にお話しをかけた、そして、代表者会議があった、私自身はとにかく全員協議会のお考えをお聞きしてと、こう思っていたわけですが、いずれ、難しいんでないか、町長が要するに行って聞いてきてもらいたいというふうな、運びとしてはなったわけです。私自身は、むしろ、こっちで、まず、こっちで全員協議会で議員の方々のご意見をお聞きして、その上で市長に対して合併という、まあ、あの結婚にたとえていいのかどうかであります、もう少し時間くださいなり、こうゆう状態ですよと、密接な連携をとってお話しするということは、決していけないことだと思ってませんし、いわゆる闇に葬るとか、もみ消すとかいうふうな考え方は、全然予想だにしていなかったところでありました。ですから、全員協議会についても、おそらく、代表者の方々との協議もあつたりもしたものでありますから、30分、1時間で終るのかなと、こう思っていたのでありますけれども、なかなか、午後まで整わない状況というふうなことから、こうゆうふうなことになってきたのであります、事実をお話しすれば、そうゆうことですけれども、いずれ、ですから関係当事者、八戸市と階上町と密接な連携を取る、そして、より良い方向へもってゆくということ、これは決していけないこととは思っておりません。おそらく、意見は平行線をたどるのかなと、こうは思いますけれども、単独行動でどうのこうのということではなかったと、ということについては、ご理解をいただきたい、こう思います。

（質問に対して答弁されていないと石川議員から発言があった）

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） お答えします。議会共々協議が一致すれば、ていう前提ですから、これはも八戸市長とも、ご理解の上で、そうなるわけですから、その点は別に説明できないことではなかったと思いますけれども、だから、任意の協議会は立ち上がるわけでしょ、今日の付議じゃなくて、八戸市長との話し合いの中でという、その時点でのお話しだと……

（質問に対して回答されていないと石川議員から発言があった）

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） ハイ、ですから繰り返して話ししていることで、多分平行線かなあと、こうと思いますが、それをほんとの意味で尊重する、こうゆう気持ちで、あの時点での考え方になったということですから、これについては、別に説明できないことではない、というふうに思っておりますけども、結果として、事ここに至るということであれば、もう少し別な方法、むしろ取った方が良かったのかなあと、こう思う部分もありますけれども、先ほどから、申し上げているような考え方で対応してきたという事があります。

○議長（荒道鶴造君） 2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） 町長、私はね、建前の部分じゃなくて、町長の本心を知りたくて言っているんですよ、今、町長の答弁でいきますと、極端にいうと、議会がたとえば結論を出したことだから議会の責任であるというような討議にしか聞こえませんが、町の代表である町長の意見として、私聞いてるんですよ、もし、本議会にかからなかった場合に大変な問題になって、大きくこのとおり新聞にも出てくる訳ですよ、その部分の回答も当然ながら考えていたでしょう、その辺を問いていることなんです、そこ、もう一度、お願いします。それから、もう3回になりましたので、その部分を、もう一度念を押してお聞きいたします。それから、もし、この法定協議会が通ればの話でございまして、これから先の事ですから、私も何とも結論はいえませんが、八戸市長が呼び

掛けています、任意の合併協議会には、すでに参加の意志を伝えております、この、今の法定協議会が可決された場合に、双方を進めていくことになります、一方は、一方でいうのは、今、本題にはいっている法定の方ですけども、階上と八戸だけが条件が合えばいいことであります。極端に申し上げますと任意の方は、参加される他町村も交えて大きな視野で進めていくわけであります。創造性、計画性とすべてが全然違うものと思われませんが、どのように方向づけて進めていこうとしているのか、この件もお願いします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 結果として、こうゆう運びになったとゆうことですから、これはもう繰り返して、恐らく平行線だろうと、こう思いますから、先ほどまでの答弁でご了承いただきたいと、こう思いますが、法定の協議会があくまでも法にのっとって、いうまでもないことですが、住民発議がなされ八戸市との合併だんだと、ですから、これはこれとして、現時点になれば、処理をしなければいけない、そして、後は法定の協議会と任意の協議会、二本立てになる可能性も今日の結果によってはあるわけですが、これについては、別に矛盾するものではない、こう思っております。いずれ、任意については、あくまで任意です、任意だと、ですから、関係町村で、それにどうゆう役割を持たせるか、ということによるものと、こう思いますが、まだ、関係町村が、どの町村が任意に参加してくるのか、最終的に固まっていない、いうふうのことでもあります。これは勿論、八戸からの呼び掛けでありますから、そこ中心になって、任意の協議会において、十分な協議を重ねていくべきものだと、いうふうに思っているところであります。いずれ、一般質問の中でもお答えしてますように、任意の協議会においても相手のあることですから、相手があることですが、私どもの考えとしては、考えといたしましては法定協に準じた形で進めていければより良い、いうふうに思っております。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 石川清人君の発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

2番、石川清人君。

○2番（石川清人君） ハイ、どうしても、私のお聞きしたいことと、町長の答弁というのは、どうしてもかみ合わないみたいでございます。出来れば、10回位質問させていただきたいんですが、4回で最後ということですので、今の二つの方法で進めている場合の認識から、今、町長がおっしゃったことにつきますと、だいたい同じものだと、いう認識でよろしいですね、それは、全然違うと思うんですよ、町長、先ほども言いましたけども、法定は階上町と八戸市が双方検討して条件が合えばそれだけでいいんです、すべてにおいて、任意の方は、他町村と歩調を合わせて進めることになるわけですよ、当然ながら二つになりますと、たとえば、協議会の委員、町長はじめ議長さん、我々議会も含めて委員というのは設置されるわけでありますが、これは、恐らく同一人物であろうかと思えます。又、全然違う人であれば、考え方も何も全然とんでもない、に、進むと思う訳であります。そうなりますと、同じメンバーでいった場合に法定の方は、どこまでも階上と八戸の話して進めるわけでございますよね、任意の方は他町村と歩調を合わせて合理的に進めなければいけない、同じメンバーであるとすれば、どうゆうふうに、これをすばっと分けて行動できますか、ということなんです。尚、その辺を聞きますと、じゃ、階上だけの言い分だけ聞いてくれっと、他町村に、そうゆうわけに行かないでしょう、他町村の言い分も聞きながら、大きな視野で計画をもって進めなければいけない、その辺をどう思いますかと、言うことを、私が問いているのであります、このところを、もう一度お願いいたします。それから、町長、こうゆうような、厳しい質問やら発言を言いましたが、私も、真剣に取り組んでいればこそであり、又、町長も我々同様、いや、それ以上に考えていることと思えます。階上町の将来を背負う者としてあせることなく、確実にじっくりと考えて、より良い方向に進めたいと思っております。この点についてはいかがですか、又、この合併を真剣に取り組むように、一石を投じてくれた1780名の皆様に敬意を表して終わります。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 誤解があつてはいけないので、まず最初に、法定の協議会と任意の協議会ということについては、読んで字のごとく、法で、のっとってやる協議会と、任意でうのは、あくまで、任意ですから、ただ準じて同じようにやりたいと、私どもは、私は、そうゆうふうなことで、この協議会、任意の協議会ができた暁には、お話しをし

ていきたいというふうなことですから、関係町村、相手のあることですから、相手の方が、どうお考えになるか、これ又、いろんな、多様な意見があたりだろうと、こう思います。又、少し踏み込んでお話しを申し上げますと、法定の協議会については、恐らく、恐らくというのか、今、皆さん方もそう思っていると思うんですが、合併の是非を含めて17年、合併特例法による財政支援、この期限であります、17年3月を目途に合併をすべきかどうかということについて、それを視野に、念頭に入れて結論を、方向を出していく、こうゆうことになるんだと、こう思いますし、任意については、私どもは、そうゆうふうなことでお話しはしていくものの、相手の八戸市、或いは関係町村、何町村になるかわかりません、それと、二つの町村でやる場合の委員の数と、相当な関係の町村が参加する場合の協議会のあり方などについても、同じようなメンバーを出せるのかどうか、同じような人数を出せるのか、どうか、その辺のところも今後の協議課題だというふうに思っております。そういったことで、答弁にさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑はありませんか。

15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） ハイ、15番。ただいま石川議員の質問と重複する点が沢山あると思いますけれども、町長さんの答弁の中で、人の責任にしたくないんだという頼ましいご発言がございましたので、又、代表者うんぬんという話しもございましたので、質問するつもりではございませんでしけれども、あえて、質問させていただきます。

まず、市町村合併について、ご承知のように住民発議によって、法定協議会設置の署名運動がなされ、一定の手順にしたがって12月19日、八戸市長に町長から法定協議会に付議するか否かの照会文書が提出されたわけでございます。それに対して八戸市長は、2月2日に、八戸市議会に諮ることを正式に回答されたと、各新聞、テレビ報道によって、私たちも知らされたのであります、勿論、町の理事者側からは、一度の説明も審議されることもなく、議論の間もなく進められてきたことは、町長さんもよくご存知だと思います。私は、今日までの町長の言動の中で理解できない問題がありますので明確にご説明をお願いしたいと思います。去る1月25日に議長より代表者会議の開催通知があり出席し、その会議の中で、議長から今日午後町長が八戸市長のところに行くことになっているので議会の意向を確認したいとのことで話し合ったわけでございますが、

その時の結論は町民に対して説明不足、町民と話す機会等まったくなく、住民の理解を得て進めるべきとの結論に合意されたわけでございます。したがって、法定協議会には、法定協議会は時期尚早であり、任意の協議会設置を全員で確認し、議長から町長に伝えることで解散したわけでございます。ところが、1月29日に全員協議会が招集され、その会議の冒頭の挨拶の中で、町長は、階上町議会が全会一致で法定協議会を否決して、任意でいくということであれば、八戸市長は市議会に付議しない旨、内々承諾を得ているとのあいさつ説明がなされたのであります。その説明を受け、我々議会では法定協議会ではなく任意の協議会の設置を求めていくことで18人の、18人の意志決定をみたわけでございます。その旨を、町長に議長から報告することで進めてきたわけであります。ところが、29日の協議会の結果は翌日の30日、ご破算になるという結末であります、以上のような経過を経て、今日のこの時を迎えたわけであります、一体、1月25日から1月30日までのこの期間の町長のとられた行動はなんであったのか、何がそうさせたのか、私ども議会人には、いまだに分からないことばかりでございますので、この機会にわかりやすく、納得のできるご説明をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 質問が進んできておりますし、若干、私、十分意味が分からないところもあったんで、又、その時は再度やっていただければいいんですが、振り返って、今いろんな経過があつて、ここまで来ているというふうなことなわけですが、今、平戸議員は、25日から29日まで、どうゆうふうなことがあったのか、あ、30日までに、聞かれますと、私、しゃべざるをえないで、結局記憶違いなんかもあったりすればと思って、日にちとか、さまざまあればですが、ちょっと待ってください。……

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 昨年の12月19日、そして今年2月2日、付議回答があつた、というふうなことについては、そのとおりであります、これらすべて、合併特例法に基づいての処理でありましたから、これはご理解いただけることだと思います、そして、明確に、いつの日だったか見つけられないんですが、議長に対して、私から先ほどからお話し

していますように、お話しをした、そして、代表者会議が、いつの日だったですか、25日だったでしょうか、25日の運びになったと思ってます、ですから、それよりちょっと早い1月の何日かの、それより早い日ですから、恐らく1月の24の朝に、議長に今のいろんな状況、八戸市長と、に、この状況をお話ししてみたらどうだろうかと、言う風なお話しをしました、多分、議長もその通りだと思ったことだと思います。そして、私自身は、とにかく全員協議会を開いていただいて、いろんなご意見聞いて、その結果でお話ししたらというふうな考え持ってたのですが、議長は代表者で、まず会議をやろうということで確か、それが25日でしょうか、に代表者の会議を開いたのだらうと思います。私は、手帳を見てみると、25日の13時に、八戸市長へ、の所へ代表者の協議の結果を受けて、私は市長の意向を聞いてみたら、というふうに受け止めて、受け止めました。それで、市長の所へ25日の13時に行って来ていると、ただ市の方でも、時間的な制約もあるので、なるべく早くその辺、というふうなお話しもあって、そうしましたら、議会共々協議が整えばというふうなことだったので、そして、29日の全員協議会において皆さん方にお話しをした通りのことです、ただ、ここでちょっと、29日の私の説明の中で、この辺がしっかり聞いてないんですが、否決するのであればというふうな表現が、今、平戸議員の表現の中にあっただけですけれども、そういう表現はしていない、これ全員協議会ですからですが、要するに代表者会議を踏んで、私自身は全員協議会にむしろかけるべきじゃない、そして、議会と協議が整えば、そういう階上の状況をお話しして、そうすることが、署名を、むしろ本当の意味での尊重することになるんじゃないかと、いうふうな気持ちは、その時点で持ったことは確かです、で、そして、八戸市長、時間も迫っているし、記者会見もやっているんだし、市議会にも説明しているんだから難しいんじゃないか、というのが議長の秘伝だったと、こう思います、私は、その時に議会と一緒に協議が整えば、要するに、これから合併について論議していくことですし、結婚にたとえれば、十分な連携をとっていくということは決していけないことではない、ですから、階上の状況をお話しし、ご理解をいただけるものと、いただけあいけないものだというふうにお話しをしたと、こう記憶しております、ですから、その時点で私が、これを闇に葬るとかという気持ちはまったくなく、気持ちの中にはなかった、むしろ、これがただ、形式的に付議して否決になれば、その火は消えてしまうんだと、十分な議論もしていかなければいけないと、いうふうな考え持った、その時点で、そうもっていたわけですが、そこで、その後29日、全員協議会で協議が、意見の一致を見ればというふうな表現をすればいいんでしょうか、いうふ

うなお話しをして、いずれ、時間的制約があるので八戸市の方が、で、話しがおおよそ決まりましたら、電話でご連絡申し上げます、だいたい30分か1時間ていえば、話しが終るだろうから、で、その後、ですから、そうすると議長と市長のそこへ、その状況等お話しに一緒にいきたい、こういうふうな考えを持ってその時点まできたと、いうのがこの経過だと思っております、ただ、29日に協議が私はあの時に朝のうちは、開会時点では、そこにいたのわけですが、代表者の会議、どうゆうふうな会議内容だったかというところあたりで休憩、全員協議会の休憩というふうなことになるって退席をしたっていうのか、待機して、そうしましたら、昼過ぎても結論ていうのか、議会の方からこない、こないで、これ協議整っていないなというふうに、勿論、八戸の方からもどうゆうふうになっているのかていうふうな問い合わせ等もあって、私自身は、これは協議が整っていないんだと、時間的な制約もあるのでていうお話しも29日の朝にお話ししたと、こう思ってますから、そうゆうふうなことで、そうしたら、八戸市長は、もう、この際付議してスキッとした形にお互いした方がいいと思いますから、八戸市は私は、私はというのは市長さんが、市長は、もう付議しますというふうなことで、その日の確か29日の夕方にそうゆう結論になったというふうに思って、思ってというか、そうゆう経過であります。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） 代表者会議の話し合いの中で、町長さん今、代表者会議がお願いしたようなご答弁をなされたんですけども、私たちは、そうゆうふうに私受け取ったんですけども、議長から連絡がありまして、町長が八戸市長に、この問題を市議会に付議しないようお願いに行くんだと、それだから代表者会議で議会の意向を打診してくれということで代表者会議だということで、議長さんから説明を受けて4人で話し合ったわけですよ、先ほどもいいましたように、住民の人たちはまったくこれに関しては知らないといえは語弊がありますけれども、100パーセント、まだ法定を設置するまでの考えに至っていないんだと、だからそれよりは任意で、じっくりお互い話し合って、階上の将来のために、じっくり時間をかけてもいいのではないかと、その方が階上町のため、町民のためになるのではないかとということで、代表者会議で結論が出たわけです。任意の方は、時期尚早だから、あ、法定の方が、法定協議会の方が時期尚早だんだと、だから任意でいきましょう、だったら、丁度、町長が今日、そのお願いに、市長にお願い、付議しないようお願い

願いに行くというお話しでございましたので、それなら、この代表者会議の内容を、どうせ行くのだったら伝えて、議長と、町長さこうゆう結論が出ましたよ、と伝えて下さいって、議長にお願いして、町長に議長からいってもらったわけです。それを受けて、先ほど町長さんが、協議会に諮るべきだということで、協議会が招集されたわけですが、その中で、私の表現が否決うんぬんということを私いったんですけども、私の解釈であれば、議会、八戸市議会に付議しないように町長がお願いしているということは、我が階上町の議会が協議会で一致して任意でいくんだ、法定は、法定はまだ時期尚早なんだということで、意見がその時も18名の意見が一致したわけですよ、なもんだから、結局、町長さんは、その、今、私の表現が悪かったと思うんですが、要するに、否決で私いったんですけども、町長さん

がお願い、付議しないようにお願いしているんだから、その表現を使っただけですけども、その中で、先ほどもいいましたように、町長さんは、内々付議しないようにお願いしたら、内々の議会が一致満場であればその付議しないという、内々、受けたまわっているというごあいさつがあったわけですよ、それだから、結局付議しないようにお願いしているんだから、その私の表現が否決ということなただけですけども、まず、これは任意でいくということで、法定は、まだ早いんだということの意味で、そうゆうふうに申し上げたんですけども、町長さんの言動が納得できないんですよ、勿論、1780名の署名は思いものだというものは町長さん、勿論、私たちもその通りでございます。しかしながら、そういいながら、なんで八戸市長に対して付議しないように、そんな重いものを付議しないようにお願いに行かなければならないのか、付議しないようにお願いに行ってるんでしょう、町長さんは、そうゆう説明を受けています、町長さんから、その言っていることと行動とまったく違うんですよ、違います、絶対違います、付議しないようにお願いするというのを議会にかけないでくださいということですから、今さっき、石川議員が、もみ消しうんぬんといったんですけども、ま、言葉としてはちょっと荒い言葉ではありますが、そう言われても当然ではないのかなという気がするんですよ、あれほど町長さんが、テレビ報道、いろんな重く受け止めて粛々と、進めてきたわけですよ、八戸市議会の全協で市長が付議するか否かを問うた、協議会に諮ったところ異論はなかったんだと、だから付議をするという報道がなされたんですよ、1月20、2、3だったと思うんですが、それを先ほども町長さんが言ってましたけども、そうゆう報道の中であえて25日に、なんで付議しないように八戸市長にお願いに行っているんですか、そこが、不可解で納得できな

い、町長の説明、答弁で、いろんな流れがあつて、その中でいっぱい町長さんとすれば言いたいことがあるかもわかんないけども、そうゆうこと言っていれば、頭が悪いもんだから、まやかされて、焦点さ合わなくなるもんですから、重要なところだけ町長さん答えていただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 私自身、一つの選択肢として、こうゆうことがある、考えられるんじゃないかということで、議長にお話しをしたと、こう思っていました、議長自身もそれを善しとして、その証左に29日の全員協議会の時に、これは素晴らしいことでと、あいさつの中であつたことはご承知のことだと、こう思ってますが、それはそれとして、私自身は、25日の平戸副議長も入った代表者会議に、私は入っていないんですが、どうゆう内容になったかわかりませんよ、ただ、多分、あとでいき違いもあつたのかなと、行き違いもあつたのかなと、こう今は、今は感じていますが、25日に私は、とにかく階上の議会と町とで協議して、そして、この状況をお話しして、ご理解をいただこうというふうなことだと、こう思っていました、そこで、25日に代表者会議があつて、そして、市長の考え方を聞いて来てもらいたいというふうなことに基づいて私は行つたと、行つたと私はこう思ってますよ、で、多分、今、議長もお話ししたくても議長席についていますから、議長は言いようがないだろうと、まあ、これは、私はむしろ、公開でやっていただくことは、そのとおりなんです、本会議そのもので、こうしてやってても、いいにはいいんですけども公開で、どうぞこの経過について、私自身はむしろ、ですから25日の代表者会議については、平戸さんも、勿論、出席しているわけですし、私はそれを受けて、それを受けて、25日の、1月25日の・ ・ ・ ・ ・

（休憩という声あり）

（続行という声あり）

○議長（荒道鶴造君） 休憩といつても、賛成者がないので質疑を続行いたします。

町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 私は、撤回するというつもりはないですよ、といいますのは、ただ、多分ですよ、29日についても、朝のうちはいて、一緒になってお話しをしてた、そして、待機しててくださいと、いわれて待機してた、なかなか結果がこない、そして、今になれば何時だったかわかりませんが、夕方になったと、それと25日の代表者会議によって、私は、少なくとも議長から、そうゆうふうなことで、市の法の意向というんですか、確かめてもらいたいというふうに理解して受け止めて、そして、八戸と連絡取り合っ
て行って来たというふうに思ってますけども、ですから、行き違いは多分、ですから全員協議会のそれで、これ、最終結論ですとゆって来たのが、だいぶ夕方近くなような記憶しておりますが、午前中に待機してくださいといわれ、そのまま、早くいえば、ちんぼさじきの状態でした、ですから、あ、これは順調に話しが、協議が進んでないんだなと、いうふうに思って待っていたと、いうふうなことでありましたよ、ですから、私自身がむしろ全員協議会で皆さんのご意見を聞いて、そして、八戸と市とのこの状況をお話しして、そして理解をしていただく、こういって、つもりだったのですから、今、あとでいえば、その辺でやり取りの行き違い、解釈っていうんですか、あったのかなって思ってますけれども、29日のことですが、で、25日の代表者の結果で私は、結果でていうのか、その意向で行って来たと、・ ・ ・ ・ ・ そうです、ま、そういうことです。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） まだ、ですから、正式に付議しないでくださいという、お願いまでに至らなかったということが、だわけですよ、・ ・ ・ ・ ・

○議長（荒道鶴造君） 平戸議員、発言の時は立って質問してください。

町長、正部家佑介君。

○議長（荒道鶴造君） 順をおってお話ししますから、誰がこの発言者ていいました、い
いだしっぺだっけという意味でしょ、誰が最初にこうゆったの、言ったのかというお話しです。

町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 順をおってお話ししますから、要するに、こうゆう選択肢の一つということで、私から議長にお話しをしたということは最初からその通りだといっているわけです、そのことについては、その通りお答えしておきます。

○議長（荒道鶴造君） 15番、平戸茂雄君。

○15番（平戸茂雄君） 選択肢の一つだということの答弁なのですが、それが付議しないようにするのも選択肢の一つだということで解釈してよろしいですか、とにかく、その今までの行動は、先ほどもいいましたように重い1780名の重い署名を受けて議会に付議するんだということで、まず、進めてきた、きたんだと、その中で、ああいう報道がされた中で、あえて八戸市長に対して、町長さんの口癖でないんですけども、繰り返して申し訳ないんですけども、市議会に対して付議しないようにお願いする、したんだと、そこの町長の真意を知りたい訳ですよ、はっきりいえば付議しないようにということ、1780名の重い署名を町長は重く受け止めないで、付議しないように市長にお願いしているわけですよ、それを、だから、そこのところが私たちには納得できないわけ、理解できないわけですよ、口では、公では重いんだ、1780名の署名は重いんだといいながら、陰では、八戸に、議会に付議しないようにお願いしている、この矛盾さ、子どもでもわかりますよ、私みたいなぼんくらでもわかりますよ、そこ矛盾しているんですよ、そこを聞いているんですよ、口では重いんだ、重いんだといいながら、陰では議会に付議しないようにお願いする、これ、矛盾でないんですか、私は、矛盾だと思いますよ、先ほどもちょっと、いい忘れたんですけども、協議会の時間がかかったから、時間が延びたから、協議会全員がうまくいってないんだなあという解釈したということのお話しですが、この重要な問題を5分か30分でできますか、そんな簡単な問題ですか、私たち18名の議員がそれだけ重いものと受け止めて、時間をかけてじっくり話し合いをして、任意の協議会でいくんだということで結論が出たわけですよ、何回もいたくないんですが、そこの矛盾点を聞いているわけですよ、町長あまりにも無責任でないんですか、片方では重いんだ、陰で矛盾しているよ、議会にはかけないでくださいといってお願いにしている、これは矛盾でないで、何ですか、それと、これは噂にすぎないんですけども、こうゆう話しもあったわけですよ、2月、八戸市議会定例会が27日開会されて決議された、決定されたわけですが、その2月の初旬頃でしたか、

こうゆうはなしもあったわけですよ、八戸の市議会が２７日に開会されるから、３月議会が開会されるから、その時と合わせて、階上町議会も、臨時会を開いて同時に否決をするんだという話し合いまでなされているというような、噂、噂でしょう、私もそうゆうことまで聞いているんですよ、それを陰では重いんだ、重いんだ、その矛盾点を示してくださいよ。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 同時にかけて否決をするというふうなことは、私は議員でもありませんし、承知しておりません、現に、八戸市はほとんど全会一致で可決になっているわけですから、これはもう、どっから噂の話しを、ここでしてもしょうがないんで、私は言及あいしません、あと一つは、多分、今こうしてやっていると、大分行き違いがあったなと、思ってますが、この議論はですよ、結局、当事者の議長が、この議長席にいるものですから、発言、この件に関してできないもので、明確になってこない、こうゆうことがいえるだろうと思います。ですから、あとは、多分、今日はとにかく付議をして、あとは、それぞれの、私なんぼゆったって、わかろうとすればわかると思うんですが、わかろうとしなければ、なかなかわかりづらい、私は私なりに、今まで繰り返し、経過、考え方についてお話しをしてきましたし、平戸議員は平戸議員で、自分の受けとめ方をお話ししていると、ですから、それは、私はもう、受けたまわっておきますけれども、私が申し上げていることも行き違いはあったというふうな感じは、今していますが、ある緬では、行き違いもあったかなと、こう思ってますが、この段になって、ああの、こうのとゆっても、これあ始まらないことでありますから、今、現に、私を含めて、それぞれの責任で、態度やっっていかなけあいけない、そうゆうことだと、こう思っております、ですから、平戸議員のことについては受けたまわっておきます、ということであります。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 時間がかかったということだけではなくて、議長が町長の応接室へ来て、協議の結果についてお話しをするとゆう時に、私自身は、一緒に市長のところへ行かないというふうなお話しでしたから、じゃ、協議が結局整わなかったんだと、

いうふうに私自身は、その時は。そう受けとめました、この辺については、ですから、行き違いがあったのかなと、今になれば、そうは思ってますけれども、その時点では、そういった受けとめ方をしたのであります、協議の結果、全員協議会の協議の結果について、それぞれの議員さんから聞いても、いろいろと、こうだった、ああだった、というふうな、意見がバラバラな点もありましたんで、とにかく、いずれ、順調に協議が整わなかったんだと、思ったことは確かです、これあ、こないだの協議会でも、控室の協議会でもお話ししていることですから、もう、なんぼやりあっても、こうだと思えますよ、水掛け論なのか、平行線ていいますか、そうゆうふうに、私は、そうゆうふうに、今、お話ししている通りのことでありました。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 平戸茂雄君の本件に関する質疑はすでに3回に及びましたが会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を許します。

簡潔にお願いいたします。

○15番（平戸茂雄君） ハイ、15番、簡潔にということでございますので、町長さん、今の答弁を聞いておりますと、どうでもいいんだやれ、好きだようにやれというような、投げやりのような答弁に、今、私受けとめました、やっぱりそうでなく、やっぱり議会として、町長さんに質してんだから、そりゃあ、勿論、町長さんにいわれなくても、議会を、個々の議会を、それぞれ考えを持って行動は起こしますよ、それをあえて、なあもやればいいんだというような、その答弁の仕方では、あまりにも議会を侮辱しているって言われても、しょうがないような気もするんですがね、まあ、議長さんがいわれないのにつけ込んだといえば、語弊があるかも知れませんが、議長さんがしゃべられない、議長さんのところで行き違いがあったというような話し振りじゃ、どうも納得できないんですけども、まず、何回しゃべっても、町長さんではないですけども、水掛け論になるだろうし、もうここら辺で、は、やめますけども、ただ、町長さんは、議会を利用して、その議会に付議しないように、八戸市議会に付議しないようにお願いしたことが、階上の町議会に責任をなすりつけるというような感じに取られても仕方がないのではないのかなあと、いう、私は感じます、とにかく、町長さんは中里市長に、議会に付議しないようにお願いしたのだけは、紛れもない事実だということだけ申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質問はありませんか。

16番、松倉正美君。

○16番（松倉正美君） 実は、この件について私も、私になりにもどうしても納得がいけないということがあって、議会の中でも、いくらかこう真相を確かめる行動を起こしたことは、皆さんのご存知だと思いますけれども、一点だけ、事実関係を町長さんからお聞きしたいと思います、あの29日の全員協議会の結果を踏まえて実のところ、まず、付議さないように、議会の方がまとまったというようなことで、市長さんにお会いに行くということだったんだけど、要するに、それが空中分解になっているということが、この問題が紛糾していることなんだんだけど、町長さんの表現の中で、議長さんがその場になって、市長に会うに、行くに、行くってみたり、行かないってみたり、態度がはっきりしなかったということをして上げてますけれども、それが事実か、どうかお答えくだされば、私の質問がそれで終わりますので、事実関係だけで結構ですので、もう一度、その点を、ここ議会ですから、証言してくだされば幸いです。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 聞かれたのでお答えをしますが、別に、これ、ほんとうは調査委員会じゃないもんですから、議論もう少し、こう前向きな議論にさせていただき、いうふうに思います、もう、いろんな経過はあったりしても、ことここまできているんだと、こうゆう中で真剣な議論をする場、どうやって作っていくのか、このことが大事なんであって、今、この段になって、ああだった、こうだった、行き違いなんかもあったわけですが、ですから、今の別に隠すことではないのですけれども、まあ、そのところは、もう、勘弁して、前向きな議論としていただきたいと、そして、どうぞ、今日は法定協議会ということで、見事に全会一致で可決をしていただければ、もう、鮮やかな議会だと、階上町前向きに物事を考えているなど、いうことになろうかと思います、以上、お願いいたします。

○議長（荒道鶴造君） 11番、桑原一夫君。

○ 1 1 番（桑原一夫君） 1 1 番、桑原。手短かに前向きの意見ですけども、これは今まで、議論はあったわけですけども、結局、理事者と議会という我々が、権限が法律によって定められております、そうゆう中で、合併推進法改正になってきている経過を考えますと、今までは、一定の署名が集まっても理事者に提出されても、理事者が、まだ期が熟していないと判断すれば、議会にかけなくても良かったわけです、ただ、それだとう一向に合併が進まないの、署名の条件を緩和し、理事者が議会に付議しないような行動が取れないように必ず付議をしなければならないというふうに、法律が改正になって合併を進めていこう、住民の声を議会から判断してもらおうというのが、合併推進法の法律の改正の本当の主旨だと、私は理解しております、そうゆう中で、今、縷縷、議論があったわけですけども、私は、29日、全員協議会ではじめて市長に付議しないという動きがあるというのをはじめてお聞きしました、この時、私、発言させていただきました、これは、私、町議会議員の身分、それらを考えて発言いたしました、と申しますのは、その改正、合併推進法の法律の主旨、これを考えますと、付議しない働きかけというのは、絶対やってはならないことだ、議決権を求められている議会人として、自らの信念に従って粛々と自らの判断をすべきことである、ですので、29日の協議会で時間がかかったのは、議員さん全員が意見の一致をみなかったから時間がかかったのではございません、私、発言させていただきました、議決を求められた議会が、付議しないお願いをするということは、議会の死に値すると、ですから、町長さんも一緒に議論することは、私はいやだ、私、そのこのところをみんな同じ議決権をあたえられてる議会人として、同じ認識をもちましょう、私は、その場で発言させていただきました、それで時間が、そのこの部分で時間がかかったと、私は、思っております、法定で進もうというのは、その前から、もう認識はだいたい一致していたと思ってました、議論は、そのこの議会人としての認識をどう持つかというのが、ほぼ時間を費やして協議した、同じ認識に立とうということだったという、ですから、町長から意見は求められたら、意見はいいですけども、市に対して付議しないでくれというお願いには、議会人として絶対やってはならない行為だと、それは、議会の死を意味する、法律の主旨からいって、そうゆう意味で、今日、ここに、私は至ったと思っております、そこを、法の主旨と理事者、提案者、執行権者、町長、そして、議決権を与えられている議会と、そのこのところ、私は、このように判断しております、簡単明瞭に、町長の答弁をお聞かせいただければ、よろしく申し上げます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 先ほどから、いろんな議論があったわけですが、この件に関して、今の経過、それぞれ受け止め方の違いもありました、ありましたが、これが、どうだったか、て、いうことについての批判は、私自身が甘んじて受けます、ということです、以上で、簡単明瞭にお答えをして終りたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） 今、あの、議員と町長のやりとり聞いておりますけども、質問の方は良くわかりますが、町長の答弁、わかりにくいなあと思っています、29日の協議会はじめは、議長が、いつ、いっか、何、いつ、いっか、何と並べておったけども、それよりも町長から聞きたいと、私、すぐ発言して町長に経過を求めました、それまではですね、選管にいつ、何を出した、いつ、どこで、何を論ぜられた、町長はこういっている、さっき、平戸議員が重く受け止めるとか、こうゆうような発言をしている、私たちは、それを新聞、テレビでしか知りません、それが、事実であるかどうか分かりません、29日はじめて、町長が相談したいことを言った訳です、それは、今日、代表の住民発議の方々がきているか、いないかわかりません、その時、町長の発言は、さっき、石川議員、平戸議員が質問したように29日、議員の方が、表現がちょっと、違うかも知れませんが、議員の方がまとまればと、八戸の市長に議会にかけないように、簡単にいえば、付議しないという言葉だったんですが、これをやってえいくんだと、私は、その時びっくりしたわけです、町長、それは違うんでしょうと、闇に葬るんですかと、議会に、新聞でなくてもですね、この間の提案理由の中に、透明性を、非常に立派なことをいっているわけですが、この過程をですね、代表者の方々、住民発議をした方々に知ってもらいたい、盛んにですね、重く受け止めるとですね、粛々と法に則ってやっていくと、私は、その通りだと思っておったんですよ、まっ、ことの善否は、とにかくとしてですね、その通りだと、突然、29日に今までの言動と違う、町長は、何枚舌を持っているんですか、と、あの時いいなかったんだけど、いわないでおったわけですけども、知っている人は知っているんです、ま、事務局の方では、録音しているか、してい

ないかわからないけども、八戸の市議会にも、これをかけない、階上の町議会でもこれをかけない、町民は何といいますか、マスコミは何といいますか、民主主義の挑戦だと、闇に葬るとは何かと、いうことをいえばですね、透明性がどうの、こうのと立派なことをいっているんですけども、こうゆうことをするのが町長なんですよ、今はしまったことでない、町長は、議員と行動が常に一致しないことがあると、昨年３月ににもいってます、総合運動公園に関連して、あうだ、こうだ、あうだ、こうだと、とってもね、議会進まないですよ、まあ、常にある新聞は、町長の発言を一生懸命取り上げて、ここにも一部持ってきてますけども、階上町長と合併協議会設置へ賛成なんて、29日は賛成でなかったんです、町長はなぜ法定によるこれを放棄したのか、やはり、町民の輿論をわかったのかなあと、そえとも、与党の議員の方々から、いろいろ話しがあつたのかなあと、私は、ずいぶん変わったもんだなあと、実は思いました、まあ、一方的に町長の発言は、新聞等に掲載してますけども、一生懸命、町長のことを、いろいろ町長がどうだった、階上正部家町長、なにになにだ、合併協議会へ賛意なんてことを、知っている者は、ちゃんちゃらおかしいよと、知らないのはどっこいしょ書いてる、これではね、まともな審議ができない、問題をあっちへ曲げ、こっちへ曲げ、一部発言の、まあ食言があつたりすると、その人たちにくっついていって、時間稼ぎをやっているようなものでして、まあ、あの今日は、報道人もたくさん来ています、住民発議もした方々も来てます、町長の姿勢をわかりましたか、皆さん、住民発議の方々、今までの町長の重く受け止めてるというのを、今、どうゆうように感じていますか、住民発議の方、来てますか、多分、力にしたり、いろいろあつて、進めておつたと思うんですよ、裏ではこのようなことをやるんです、常に、これがあるんですよ、ま、すぐ結論が出るとは思いますけども、私のこれは意見です、答弁もいりません。

○議長（荒道鶴造君） ほかに質疑ありませんか。（なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

４番、土橋信夫君。

○４番（土橋信夫君） ハイ、４番、土橋です。議案第３３号 八戸市、階上町合併協議会の設置について反対の立場から討論いたします、町の合併推進事務は、青森県の合併

推進要綱で、それに基づいて進めているわけですが、その理由としては、人口の減少、少子高齢化の進展、住民の日常生活圏の広域化、行政サービスの高度化、多様化、地方分権の進展、厳しい財政状況等、これら市町村の行財政を取り巻く環境の変化であるといっている。それでは、合併することで人口の減少、少子高齢化の問題は解消の方向へ向かうのか、答えは「No」である、単に狭い範囲から、広い範囲へ問題が移るだけである。なんら解決を示しているわけではない。日常生活圏の広域化による諸問題については、車社会の到来とともに始まったテーマであり、また、行政サービスの多様化、高度化について、その時々の変化に伴い、いつの時代においても必然的に対応していかなければならない問題である。

我々は、これらの問題に対しては、社会に整合するシステムを構築し、社会の変化に馴致（じゅんち）させ、対応させ、発展させてきた経験を持っている国民であります。問題は国家財政であります。地殻変動の震源は財政問題であります。国の財政が逼迫している、それをどう打開するのか、そのために、国は地方にリストラを求めています、合併の先、どうゆう道を、地方が、市町村が進むべきかという道は、何も示されておりません、地方分権の社会であるからこそ、地方自らが決定して、その後は決めていきなさい、要は財政なんです、その証として、国は、合併の時限的な財政優遇措置として、交付税の合併算定替えと合併特例債を提示しております。

言ってみれば、銀行の不良債権処理のため、民間企業にリストラを強いるようなものであり、その費用については、銀行が出してあげましょう、と言っているようなものであります。違いは、平成17年3月末の時限的合併がその条件になっていることであります。確かに、今、国も地方も厳しい財政状況に直面しています。だからと言って、そのための解決策として、合併を選択するというのは、短絡的行為であり、早計に過ぎません。自社のリストラ案、経営計画案を策定し、検討し、そして、次の展開として他社との合併を検討する。それが、社会の常識であります。

まず、町行政の効率化、健全財政の実現の手法等、自立の道をぎりぎりまで検討することが大事であり、現在の行政システムの中で、国の財政難を考慮し、財源の確保と行政サービスのレベルをどこにおくべきか、それが駄目なら、次に現在のシステムをどのように変えていけばいいか、それが先決であります。町長は、議案書の意見の中で、合併の是非を含めて、あらゆる事項を、真剣に協議する場として合併協議会の設置に賛成だと、いっておられます。合併特例法第3条市町村の合併をしようとする市町村は、合

併

協議会を置くものとする。言い換えると合併を前提とした協議会の設置であります。合併の是非を含めての協議を志向するのであれば、任意の合併協議会の参加を選択すべきと思います。町長は、自己決定と自己責任の原則に基づく分権型社会の構築のため、合併協議会の設置を考えておられるようですが、当然のことですが、合併の暁には、階上町としての自己決定と自己責任も消失してしまいます。豊かな自然と豊かな文化、先人たちが営々として築き、百数十年の歴史をもつ郷土「階上町」。その存亡を決する時間が、あと4年しかないとは、誠に悲しむべきことであり、無謀な行動だと思わざるを得ないのであります。合併に反対する1万人に近い、声亡き多くの町民を代弁し、私は、議案第33号 八戸市、階上町合併協議会の設置について反対いたします。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に賛成者の討論はありませんか。

12番、木村勝彦君。

○12番（木村勝彦君） 12番、木村。本案に賛成の討論を行ないます。町の将来を思わない人はいません。私は、合併が損か得かの答えはわかりません。しかし、少子高齢化、交付税の削減、4年後に迫った合併特例法の期限等、直面する大きな問題を、早期に議論し合う協議会への参画は決して否定すべきものでないと思います、なぜならば、我々議員は、協議会設置の議決から合併の是非の議決まで、その全過程に関与していくわけであります、その協議事項の内容の是非は、町民、そして、我々議員が判断するわけであります、今、町民、そして我々議員に課せられた課題を、議論し合う場を設置することが、階上町の将来を判断するもっとも重要なことだと思うわけであります。以上のことから、私は、合併協議会設置に賛成であります。

○議長（荒道鶴造君） 原案に反対の討論はありませんか。

3番、山田恵治君。

○3番（山田恵治君） ハイ、3番、山田です。議案第33号について反対の討論をいたします。私たちは、昨年12月4日、八戸市から広域市町村圏に呼び掛けのあった、任意での合併協議会設置に対し、議員協議会を開き、参加の意向を表明いたしました。階上

町は、多くの面で八戸市とのかかわりは深いものがありますが、それは、階上町に限らず八戸市と隣接する町村すべてに言えることです。現在、八戸市を中心に警察、消防、水道、ゴミ処理、リサイクル等、広域で行政が行われております、合併の問題は、階上と八戸だけの問題ではないのです。まちづくり計画は、八戸市が掲げる30万人以上の中核市を目標に、北東北の拠点都市としての建設計画を広域で考えていくべきだと思います。合併にあたり、大切なことは、住民の理解を得ることだと思います。階上町民の16パーセントに当たる、1780名に当たる人々が署名をしました。しかし、署名をしていない84パーセントのもの住民の意志の方がもっと重いのではないのでしょうか。財政難からくるこの合併論議は、末端の市町村を合併することで解決するのではなく、まず最初に、各市町村での財政運営のスリム化を図り、効率の上がらない事業の見直しや、無駄な公共事業や、補助事業の中止の検討等、行政が行なわなければならないことが先にあるのではないのでしょうか。このことは、国、県も同じことだと思います。合併は特例法のある17年3月31日という期限にこだわることなく、十分な準備期間が必要であり、住民の理解を得ることが、最大の条件ではないのでしょうか。住民の福祉の向上、行政サービスを怠るような合併であってはならないと思います。よって、階上と八戸の単独合併のための法定協議会設置に反対を表明いたします。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に賛成の討論はありませんか。

14番、浜谷豊美君。

○14番（浜谷豊美君） ハイ、14番、浜谷。私は、本案に賛成の立場で討論させていただきます。本案は、1995年の市町村合併特例法の改正により導入された住民発議制度によって、県内初の、本町の住民有志による直接請求として注目され、そして、所定の要件が整ったことから、一連の手続きを経て、町長が、地方自治法及び合併特例法に基づき議会に付議されたものであると認識しております。国で定めた合併特例法の主旨及び県で示した合併推進要綱によると、現下、地方分権社会、人口減少、少子高齢化社会の進展、加えて厳しい財政状況を見れば、行政の効率化には、合併の議論は避けて通れないことは、町長の提案理由の通り、私も同じ理解をするものであります。階上町の将来像が、どうあるべきか、また、その実現に向けての地域のあり方はどうなのか、このことを真剣に検討していくことは、町政に携わる議員として当然の責務であること

は、議員各位同様、申すまでもありません。

去る２月１５日開催された合併に関する説明会の席上で、発議者が、署名活動はあくまでも、合併が目的ではない、将来の町の姿を描く場づくりであると、提言していることから、その請求の目的が階上町の将来を考える土俵づくりであると、私は、理解しております。また、昨年１２月八戸市が呼び掛けた、より広範な任意協議会に正式なメンバーとしての参加を表明しておりますが、このことも、将来の視野に入れつつ、現時点においては、そうゆう正式な協議の場が、この合併協議会のみであり、選択肢が一つだけであるということから、本案に賛意を示すものであります。このほか、他町村の動向も含め、まだまだ、議論の余地があろうと、と思いますが、法定という期限の制約もありますので、以上の理由を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に反対者の討論はありませんか。

１０番、大前典男君。

○１０番（大前典男君） １０番、大前。本案に反対の討論を行ないます。国の財政赤字が６４５兆円、国、地方の赤字財政の中で考え、少しでも地方交付金を減額する対策として国が考え出した施策の一つが、市町村合併だと思っております。市町村合併について、説明会では、決して少子化、高齢化の進む社会環境の中では、自治体の合併、いわゆる、市町村の合併が促進されなければならない、それでは、国が面倒みるのは、自治体が大きくなって、人口が増加した場合、現在よりも交付金なり、補助金なり、行政を施行するに必要な支援策はあるのか、となると、合併された自治体で審議されて、極端な言い方をすれば合併に係る補助金等は、合併された自治体でどのように使うかは、話し合いで、決定しなさい、更に、町づくりに必要な財政については税対策も考えられる、というような結論で終るのが市町村合併についての説明会であります。そこで、１万５千余名の町民の福祉を考える時、市町村の合併がすべて、だとは思っていないのであります。これからどうなるのか、税金が高くなるのか、合併には反対だよ、等々町民の声として耳にする時に、議会人としての責任の重大さを感じる昨今であります、これだけの自然に恵まれた資源を有している我が町でありますから、町民の英知を結集して、真剣に現実を見極め、将来を探究し、積極的努力を傾注するならば、階上町の未来はひらけるものと信じつつ、法定市町村合併協議会設置には反対の意志表示をして、反対討論

といたします。

○議長（荒道鶴造君） 次に本案に賛成者の討論はありませんか。

13番、阿部敏秋君。

○13番（阿部敏秋君） 13番、阿部。私は、ただいま議案となっております、合併協議会設置について賛成をいたします。数年前から地方の時代、地方分権と叫ばれてきましたが、しかしながら、一方では進まぬ行政改革の赤字国債666兆円余りの発行、このような事態を重く受け止め、これは我々国民の借金となっております、このような事を、子どもや孫に、そのまま、申し送りして良いのでしょうか、今こそ、我々は真剣に考え、そして、子どもや孫へ、あまり負担をかけないように努力しなければならないと思っております。当階上町も11年度決算において、地方債71億6千500万円と借金があるわけですが、これは、何も町長が好きこのんで作った借金ではありません、町民の要望により、議会にて議決されてできたものであります。公債費も16.7パーセントとなっておるようです、こうゆう時期であればこそ、我々も我慢するところは我慢し、耐えるところは耐えて、そして、今、本当に必要なのは合併協議会を設置し、その土俵を作って、これから未来に向かっての本当の階上町がどのようなになればいいかということ、一生懸命議論する立場をつくらなければならんと、その議論する立場も作らずに、土俵の外で、すぐ、協議会設置は合併だというようなことでなく、協議会設置を行ない、そこで十分な議論を重ね、未来の階上町にどのようなあかりが見えるのか、これはメリット、デメリットは、どちらにもあるでしょう、それを協議するのも、現在の法定で上げられている、この協議会を設置すべきが、私は、絶対に今は必要な時期だと思います。よって、私は、本案に賛成いたします。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に対して反対の討論はありませんか。

11番、桑原一夫君。

○11番（桑原一夫君） 11番、桑原。私は、今、合併の背景にあるのは、本当に国の状況だなあと思って考えております。これは、今までであれば、ある程度、高度成長目指しながら、自治体が拡張してきた部分で合併はあったのかなあと思っております。し

かしながら、今は本当に、将来に不安を抱く、そういう中での合併論が出てきたと思います。私は、この問題を私なりに考えた時ですね、今の合併はどういうものなんだろう、考えますと、そんなばら色のものではない、いわゆる、自己決定、責任、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍ぶ、そして、少子高齢化、これからの社会は、地域コミュニティの時代だと、なかなか、今までどうりの行政サービスは、望むべくもないんだよ、それを、地域みんながささえあって、ボランティアでありですね、支え合って生きていこうと、まあ、その先進国は、欧米諸国にあるのではないのでしょうか、いわゆる、今の合併は、地域の住民の人たちが、共に支え合っていきたいのではないかと、というのが、今の合併の一番の、私は、本筋だと思っております、そういう時、先ほどから反対、賛成のご意見を伺っておるんですけども、私、階上を思う気持ちは皆さん一緒なのに、なんではじまりから、こういうふうに議会が、意見がわかれてしまったのか、というのが非常に残念でなりません、先ほどから、申しましたように、これから。地域コミュニティの時代ですよ、なのに、入り口から、この合併論がわかれてしまう、階上町にとって、大変、私は将来を考えると、不幸なことだなあと思っております、いわゆる、今までは、どちらといえば、合併は、行政サイドで進められてきたと思います。しかしながら、今は、住民が中心なんです、住民が、この合併を、将来に向かってどうとらえるかというのが、一番、基本になろうかと思えます。じゃあ、今、振り返って、階上町はどうなんでしょうか、住民発議なされた方々は、真剣に階上町の将来を考えて行動を起こされたと思えます、また、それに対して、合併はまだ早い、反対だという方も意見が、たくさんあるかと思えます、合併に対して、賛成、反対というのは、議論した先にあるのではないのでしょうか、私は、そういういろんな町民の方々が、法律に縛られない中で、自由な意見をのべあって、階上のことだけでなく、八戸市は、どうゆうような振興計画をもっているんだろうと、広い意味でですね、将来を、町民が法律に縛られない中で、いろんな議論を出し合って、賛成の人も、時期尚早論の人も、反対の人も同じ土俵に立って、この階上町の将来を考えた合併論議をすべきでないのでしょうか、入り口から合併賛成、反対というのが、極論が、意見として取り交されるのは、私は、非常に、階上一町民として残念でなりません。まだ、方手うがなくても、先ほどから議論のとおり、任意の協議会でも、法定に準じた協議はなされる訳でございます、法定と任意とどこが違うのか、私、一般質問させていただきました時、合併の是非まで協議してもらうのが、法定協議会ですよ、つまり、今、これだけ、議論がわかれた中で、法定の合併協議会に

合併の是非まで委ねられる部分だけ、階上町民の合併に対する意識は醸成されているんでしょうか、やはり、合併の是非まで委ねるのであれば、やはり、議会が一致して法定の合併協議会を認めて、是非まで委ねると、というのが本来の主旨ではないでしょうか、私は、合併する、しないは、もっと先のことであって、スタートとしては、法に縛られない町民のいろんな意見を聞きながら同じスタートを切るのが、階上町並びに階上町民にとっていいことだと、判断いたしまして、本案には反対の意志を表明して討論を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に賛成の討論はありませんか。

16番、松倉正美君。

○16番（松倉正美君） 松倉。私は本案に賛成の立場から討論いたします。終戦57年、日本は、太平洋戦争という大きな戦いの中から、廃虚の中から立ち上がって、今日に至っています。その経済成長率は、世界でも奇跡だといわれるほどの成長、我々が味わってきたんですけども、この時点になって、日本丸も何か先行きが危ぶまれるような事態になっています。そうゆうような中で、市町村合併ということも、自治省の提唱によって全国に進められていることは、ご承知のとおりでございます。私は、次の理由をあげて賛成に回るつもりでございますので。まず第1点は、合併法定協議会設置を求めて、署名に賛同された方々のこと、それから実際に歩いて署名に携わった方々の熱意というものを、お応えする必要があると思います。それは、県南の階上町に新しい風を吹かせた功労でもあり、また、これからの階上町の未来に向かっての一つのスタート提唱した非常に貴重な行動だと、私は高く評価しております。もう1点は、「窮すれば通ずる」という言葉があります、法定協議会という一つのスケジュールの中に身を置くことによって、我々はさらに、真剣な議論と理論の戦いを期待することが出来るということでございます。それから3点目ですけども、この合併の議論は、中心的に進めることは、どうかということなんだけども。やはり、病気が始まったということ、それを手術することは、誰がやるのかということになれば、やはり、我々がそれを見極めて、早く手を打たなければいけない、それだけに、なかなか難しい問題をはらんでいると思いますけども、いずれ、21世紀へ向けた世紀づくりの一つのテーマとして、病原があるのなら早くそれを見極めて手を打つ、これは、賢明な策だと思います、そのことを踏まえてい

ち早くこの道にスタートすることが一番大事なことでないのかなと思います。最後になりましたけども、子供たちの未来は、いつの時代も輝いていなければならないという、最近のテレビドラマの言葉があります、法定内設置を求めてくださった皆さんのチラシの中にも、未来の子どもたちのためにというのがあります、是非とも、そういうような立場でこの問題を、真剣に取り組んでいい答えを、一日でも早く、一年でも早く発見して手を打つ、これが、今、全国自治体に求められている一つの課題だと思います、全国の自治体の職員は153万3530人と前年の国政調査の結果が出ています、私は、民間企業の中で、再三にわたる合理化を体験してきました、この問題で職場を去らなければならない方々の事を並行してやることを条件に、設置に賛成することになりますので、その辺を特に皆さんに訴えて、壇上からおわかれしたいと思います。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に反対者の討論はありませんか。

6番、上山博一君。

○6番（上山博一君） ハイ、6番、上山。私は、原案に不賛成の立場から発言いたします。私は、今の時点で、合併に賛成或いは反対という判断する、まだ、知識は得ていません。法定による合併協議会の設置に反対と言うことです、昨年10月、県は、市町村合併の推進要綱を発表しました、12月に八戸市長は、近隣13ヶ町村に任意の合併協議会の設置を呼び掛けられました。人口30万人以上の中核都市を目指していた八戸市は、丁度良い時期に、近隣町村に呼び掛けられたものと、さすがは市長さん、というふうに、私はみております。全然あわてていません。それでは、階上はどうであったかと、丁度今から一年ほど前、2月ですか、第1回南部地域合併なんとかフォーラムというふうに、私は知ってましたけども、まあ、納得できるような話しは聞けませんでした、その後、法定による合併協議会の設置に向けて住民発議が、まあ、発動したわけですけども、まだ、国の方針もはっきりしていない、県においても要綱がまだ出されていない、この時点において、どんどん進められておったわけです、ま、それはそれで法によって認められていることですから良いわけですが、昨年の11月ですか、八戸市のユートリーにおいて、県主催によるところの、要綱の説明会がありました、その中に、階上から階上町民がですね、二人発言しました、それは、合併をすれば階上町に2百何億円かの金があるんだと、そして、そのような、説明をして署名を集めている、県の担当者に説明を求めたわけです、ある町民がですね、それは、まったく嘘だと、私も前からいろ、

話しには聞いておったけども、いろいろなのが飛び交っていましたが、私は、直接説明してくれた人がいませんでしたので、それが事実であるかどうか、私は、わかりません、ただ、ああゆう公の場で堂々と発言した人の確信に満ちた発言を聞いてますと、それでいいのかなと、思いました、目的達成には手段を選ばないと、立派なことを成し遂げようとする場合は、行動もそれに伴わなければ、だいなしになってしまいます、発議の正当性はどうなのか、そうなった場合、ま、騙されて署名したかどうか、私わかりません、発議の正当性はどうなるのかなと、そして思いました、これでは、私も良く、あまり、不勉強なもんで、どっちの道を選ぶべきか、迷ってますけども私は、これでは、乗るわけにはいきませんと、八戸市長が呼び掛けた任意の合併協議、隣接市町村と語り合って、なにものもとらわれないで連携し合って、情報交換し合って、後から悔いのないように合併し、多分階上町の場合は、吸収合併になると思いますけども、まさか、階上市になっていうふうにならないと思いますけども、吸収合併になると思いますが、全体の青写真を揃えて、その中で階上は、どのように位置づけるべきかと、これも、何もまだ、なされていない、こうゆう中で、あわてることは一つもない、県下に67市町村ありますが、階上を除いた66市町村では、こうゆうことは出ておりません、全国的にも珍しいケースです、法律は最低のものを認めてますから、住民発議もいいですよと、それはそれで結構だわけですけども、多分、先ほど、桑原議員が階上のことを思って、または、この地域のことを思って、多分、住民発議の方々がやっているだろうと、私もそのように受け止めています、まあ、自治川柳に、「空財布合併しても空財布」とこうゆう自治川柳があります、多くを期待してもいけません、自己責任において自己決定をすると、当然のことです、盛んに枕言葉でいわれるのは、なぜ、合併するのかと、少子高齢化だと、皆さん合併することによって、少子高齢化が解消すると思いますか、どこの自治体も、国も、今、病んでいます、もう少しじっくりと足元を見つめて、悔いがないようにやっていきたいと、それは、八戸市長が呼び掛けた任意の協議会で十分と、法定による協議会、任意による協議会、矛盾しないと、私も矛盾しないと思います、しかし、同じような内容二本立てでいく必要はどにもない、時間と金の浪費です、午前中の綿羊の話ではないけど、そうゆうのは、二本立てでいくのは、合併の主旨、健全財政をねらっている合併の主旨に反します、ということで、私は、合併に賛成、反対ということよりも、法定による協議会設置に反対と、こうゆう立場です。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に対し賛成者の討論はありませんか。

5 番、郷州公典君。

○5 番（郷州公典君） 議案第33号 八戸市、階上町合併協議会の設置について賛成の立場から討論いたします。法定協議会の設置に賛成の意見を申し上げます。今、この階上町には、何が必要か、新しい町づくり、新しい地域社会を建設するためには、大きな障害があります、地方交付税の問題、そして、都市基盤整備とか、生活基盤をいかに進めるか、階上町の将来を見つめ、議論すべきだと思います。住民の目線に立ち、相手の市と向き合い真剣に議論すべきだと思います。悔いの残さない議論をするために、法定協議会の設置が必要であると思います。よって、本案に賛成いたします。

○議長（荒道鶴造君） 次に原案に対し反対の討論はありませんか。

15 番、平戸茂雄君。

○15 番（平戸茂雄君） 各議員が反対或いは賛成討論、意見も出尽くしたようでございますけども、私も、この件に関して反対の意志を示します。私は、住民の代表でございますので、私が接した住民の方々は、絶対に賛成しないでくださいと、絶対、合併には反対です、ゆう声が、大勢の方々から寄せられました。よって、私は、法定には、絶対反対でございます、そして、いろいろな時間をかけて、任意の協議会によって、どうあるべきか、あらゆる角度から検討して参りたいと思いますので、この件に関して、反対をいたします。以上です。

○議長（荒道鶴造君） ほかに討論はありませんか。（なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

○議長（荒道鶴造君） これより議案第33号 八戸市、階上町合併協議会の設置についての件を採決いたします。

この採決は起立により行ないます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。（座ってください。）

起立少数であります、よって、議案第33号 八戸市、階上町合併協議会の設置についての件は否決されました。

◇

◎ 日程第 10、請願第 1 号

○議長（荒道鶴造君） 日程第 10、請願第 1 号 採択地区における小・中学校教科書採
択制度の改善についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長
6 番、上山博一君。

○教育民生委員長（上山博一君） 教育民生常任委員会に付託されました請願 1 件の審査
結果について、ご報告申し上げます。結果については、お手元に配付されております
請願審査報告書のとおりであります。採択と決定いたしました。以上で、報告を終わ
ります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

請願第 1 号の件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号の件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◎ 日程第 11、陳情第 1 号・日程第 12、陳情第 2 号

○議長（荒道鶴造君） この際、日程第 11、陳情第 1 号 激増する輸入農産物を抑える
ため、一刻も早い「緊急輸入制限」の発動と、対象品目の拡大を求める陳情の件及び日
程第 12、陳情第 2 号 輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する意見書採
択の陳情の件 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

9 番、畑中弘實君。

○産業経済常任委員長（畑中弘實君） 産業経済常任委員会に付託されました、陳情 2 件

の審査の結果についてご報告申し上げます。

陳情第1号、及び陳情第2号とも「セーフガード」の発動に関する陳情であり、一括して審査いたしました。結果については、お手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、採択と決定いたしました。以上で、報告を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号、及び陳情第2号の件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号、及び陳情第2号の件は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。



◎ 日程第13、議案第1号

○議長（荒道鶴造君） 日程第13、議案第1号 輸入野菜の急増によるセーフガード発動に関する意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより議案第1号 輸入野菜の急増によるセーフガード発動に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

たがいま決定されました意見書の提出については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。



◎日程第 1 4

○議長（荒道鶴造君） 日程第 1 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

平成 1 3 年度における、本町議会議員の視察研修及び陳情等に対する旅行命令は、予算の範囲内において、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを、許します。

町長、正部家佑介君。

○町長（正部家佑介君） 平成13年第2回階上町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。8日開会した本議会も、本定例会も今日15日をもって閉会となる訳であります。私ども、ご提案申し上げた議案のうち、33号の八戸市階上町の法定合併協議会を除きまして、全部原案のとおり、お認めをいただいたということで、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。21世紀最初の、この当初予算というふうなこともあったわけでありまして、特に私どももそうでありまして、つい先ほど、熱心な討論あったわけでありまして、この法定の合併協議会などにつきましても、真剣な討論、議論をしていただいたと、なされたと、こう思っております、いずれ、本定例会でさまざまご意見、ご叱正をいただいたわけでありまして、今後、町政の執行にあたりましては、それらを十分に、念頭におきまして取り組んでいきたいと、こう思います。そういった意味で、お礼を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつといたします。ありがとうございます。ご苦勞様です。

○議長（荒道鶴造君） これにて、平成13年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

